

## 第一百三十二回国会商工委員会議録第十一号

平成七年五月二十六日(金曜日)

午後二時六分開議

出席委員

委員長

白川 勝彦君

理事

逢沢 一郎君

理事

額賀福志郎君

理事

河合 正智君

理事

古賀 正浩君

理事

増子 煙彦君

理事

大畠 章宏君

理事

鳩山由紀夫君

理事

小川 元君

理事

金田 英行君

理事

谷川 和穂君

理事

野田 聖子君

理事

上田 勇君

理事

佐藤 泰介君

理事

和田 貞夫君

理事

吉井 英勝君

理事

西川太一郎君

理事

後藤 茂君

理事

通商産業大臣 橋本龍太郎君

理事

厚生省生活衛生局長 小林 秀資君

理事

厚生省生活衛生局水道環境部長 藤原 正弘君

理事

通商産業大臣官房審議官 伊佐山建志君

理事

通商産業省通商政策局次長 渡辺 修君

理事

通商産業省貿易局長 齊藤 真人君

理事

通商産業省環境立地局長 金田 広瀬 勝貞君

理事

通商産業省機械情報産業局長 同(山元勉君紹介)(第一一四八号)

理事

同(川端達夫君紹介)(第一一七三号)

同月二十三日

フロン等放出禁止法の制定に関する請願(山花

貞夫君紹介)(第一一四八号)

同(山元勉君紹介)(第一一四九号)

同(川端達夫君紹介)(第一一七三号)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案(内閣提出第九七号)

〔本号末尾に掲載〕

同(山元勉君紹介)(第一一七四号)

五月二十六日は本委員会に付託された。

五月二十六日

廃棄物の減量化・再生利用促進のための法制定

同(東家嘉幸君紹介)(第六二四号)

は去る二月二十八日及び四月十一日厚生委員会に付託されたが、これを本委員会に付託替えされ

た。

○橋本国務大臣 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国においては、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分場が逼迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化しております。その一方で、主要な資源の大部を輸入に依存している我が国にとって、これらの廃棄物から得られたものを資源として有効に利用していくことが求められています。このような状況における快適な生活環境と健全な経済発展を長期的に維持していくためには、関係者の適切な役割分担のもとで、一般廃棄物の減量と再生資源としての十分な利用を図っていくことが重要です。

五月二十六日

容器・包装新法の早期制定に関する陳情書外五件(鳥取市東町)の二二〇鳥取県議会内長谷川和夫外五名(第一一九五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

連合審査会開会に関する件

参考人出頭要求に関する件

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案(内閣提出第九七号)

○白川委員長 これより会議を開きます。

ただいま付託になりました内閣提出、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたしました。橋本通

商産業大臣。第一次に、家庭等から廃棄物として排出される容

器包装について、市町村による分別収集及び事業者による再商品化等を総合的かつ計画的に推進す

るため、その分別収集及び再商品化の促進に関する基本的な方向等について、主務大臣が基本方針を定めることとしております。

第二に、事業者によつて行われる再商品化が基

本方針に即して円滑かつ確実に促進されていくよ

うに、主務大臣が事業者の行う再商品化の量の見

込み、施設の設置に関する事項等について再商品

化計画を定めるとともに、市町村及び都道府県に

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのとおり決まりました。

化計画を定めるとともに、市町村及び都道府県においては、その区域において廃棄物として排出される容器包装の量の見込み、そのうち市町村の分別収集により得られるものの量の見込み等について、分別収集に関する計画を定めることとしております。

○白川委員長 次に連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。

が、分別収集計画を立てるかどうかについては市町村の裁量であり、地域の実情に合致した形での分別収集計画を自由に立てるべきであり、そういう考えることが地方分権の時代にも合致するものと思われます。市町村はこの規定の存在によって再商品化計画に拘束されることになるのかどうかをまずお答えいただきたいと思います。

○小林(秀)政府委員 お答えをおいたします。

のようと思つております。  
○高見委員 次に、大臣にお尋ねを申し上げたい  
と思ひますが、分別収集されたものが確実に再商  
品化されるシステムでなければ、市町村が分別収  
集をしても自分で処理せざるを得なくなり、ある  
いはすと持ったままでいなければいけなくな  
り、リサイクルが一向に進まないということにも  
なりかねません。市町村が分別基準に適合した形  
で収集されたものに関しては確実に全量再商  
品化されるシステムにこの法案がなつてゐるのか  
否かを、明確にお答えをいただきたいと存じま  
す。

さまざまな市民や自治体がこの法案の成立を  
きっかけに分別収集に取り組むということになら  
なければならない、この法案はその大きなインセ  
ンティブにならなければいけないと考えておりま  
すが、ともすると、集めたはいいけれども、実際

には持つて行き場所がないんだ、國も事業者も最終的には受けとめてくれない、やれ三年待て、五年待てということになつてしまふと、大変つらい

ものが出てくるかと思います。ぜひその辺をお答えいただければと思います。

○橋本国務大臣　この法律案におきましては、市町村が分別収集計画に従いまして、また分別基準

に従って収集いたしました容器包装廃棄物につきましては、基本的に全量再商品化が行われることになります。すなつう、再商品化の能力を上回り

再商品化の能力をもつて、新たな市場を開拓する力が求められる。このことは、既存の販路を維持するためのものであり、また、新規の販路を開拓するためのものである。

度の再商品化義務量の算定に繰り入れられます。ですから、最終的には全量が再商品化されるもの

となります。

極的に現行の再生資源利用促進法を活用し、あるいは財政金融上などの措置を検討する予定にいた

しておりまして、委員御指摘の方向で当然のことながら進めてまいります。

○高見澤  
アマモ怪いお客様が多いみたいであります。

続きまして、最終的には分別収集されたものはすべて再商品化されるということはよくわかりました。しかし、短期的には、分別収集量と再商品化計画量とのミスマッチは必ず生じると思われます。特に、その他プラスチックなどに関しましては、分別収集された量に対し再商品化計画量が少ないという事態になるおそれが大きく、その場合に、分別収集されて再商品化がなされなかつたものの保管はどのような形で行われるのか、お答えをいただきたい。

○小林(秀)政府委員 各年度において分別収集計画量が再商品化計画における再商品化可能量、すなわち現実の施設の能力を超える場合ですが、そ

の場合は、超過分は市町村において保管をいたしましたとして、そして、先ほど通産大臣がお話をされましたように、翌年度の再商品化義務量に加算をさ

れるということをございます。

○高見委員 今御答弁では市町村が保管を行う

ということをございますが、今回の法案のスキームでは、基本的に市町村が収集を行つて事業者がリサイクルを行うということでございまして、分別収集したものの保管についてはどちらの責任に

することも十分に可能であり、事業者に保管させる方が再商品化を促進する。そのインセンティブ

になる、再商品化をしなければもう身動きとれなくなる、こういう意味でございますね。どうして

事業者の責任ではなく市町村で保管することにしたのか、お答えをいただきたいと思います。

○小林(秀)政府委員 再商品化計画における再商品化可能量、すなわち現実の施設の能力を超える

部分についてまで事業者の義務の対象とすることには、産業廃棄物の不法投棄が頻発しているのと似たような事態が生ずることも考えられまして、公共の場で一時的に保管する方が生活環境の保全の観点から適切であると判断したものであります。

○高見委員 市町村がとりあえず分別収集したものを保管するとすれば、ミスマッチが生じた場合

に、どれだけ市町村のストックヤードやリサイクルセンターが確保できているかが、今回の法律が

実際に運用された場合に、資源循環型社会に向かうかどうかのきぎになるとと思われます。その意味で、市町村のリサイクルセンターや保管のためのストックヤードの整備に対し国は積極的に支援を行うことが必要でないかと考えますが、いかがでございましょうか。また、具体的なことも想定をしておられるならば、ぜひお答えをいただきたいと存じます。

○藤原政府委員 容器包装廃棄物を種類ごとに選別する施設としまして、リサイクルセンターとかリサイクルプラザというようなものがございま

す。また、分別収集された容器包装廃棄物を再商品化に回すまでの間一時的に保管しておく施設、これはまあストックヤードというようなことで呼

ばれておりますが、こういう施設につきましては、市町村による分別収集や保管を円滑に進めるために不可欠の施設である、こういふうに考

えております。

厚生省といたしましても、市町村による分別収集等を支援するために、先ほど申しましたような

施設につきましてより一層重点的な整備を図りましたい、このように考えておりまして、国庫補助制度

も準備しております、それによる積極的な支援

を現在もやつておりますし、今後も一層やってい

きたい、このように考えておるところでございま

す。

○高見委員 結局、分別収集したものと再商品化

計画とのミスマッチ、通常我々が想定しているのは再商品化計画量の方が少ないという場合でござ

いますが、それが生じた場合にはその調整が必要になりますが、それが生じた場合にはその調整が必要

になりますが、法案では一方的に、分別収集計画は「再商品化計画を勘案」する

ということになつております。しかし、現実に

リサイクルを促進するためには、再商品化計画の

方も分別収集計画を反映させてつくらなければな

らないと考えますが、実際に再商品化計画をつく

るときには分別収集計画の結果を反映させるのかどうか、明確にお答えをいただきたいと存じま

す。

○太田(信)政府委員 お答えいたします。

容器包装廃棄物のうち、例えばガラス瓶あるいは紙箱その他の紙容器については、本法案に基づ

きまして分別収集されたものの再商品化可能量、

現在たまには限りがございますが、例えはコン

クリートの型枠等、建設資材を初めとする用途開

発にめどが立てば、その円滑な拡大が可能だと考

えております。したがいまして、そのような場合

には、基本的には、事実上分別収集計画に沿つて

当該年度の義務量が決まってくる、市町村で分別

収集されたものが後年度に繰り越されることなく

吸収される、再商品化されると考えております。

一方、プラスチック製の容器包装につきましては、再商品化施設の面で制約がござりますので、

再商品化施設の整備とそれに基づく再商品化可能

量の拡大が義務量を決定することになります。こ

のため、分別収集が予想以上のペースで進んでミ

スマッチが生じたような場合には、それを反映い

たしまして、再商品化施設の整備と再商品化可能

量の拡大を促進するべく、先ほど大臣御答弁申し

上げましたように、積極的に現行再生資源利用促

進法を活用し、あるいは財政金融上等の措置を検

討することいたしたいと思っております。

これらの措置を踏まえ、再商品化計画は、次の

再商品化計画の策定時、あるいは、可能であれば

当該再商品化計画そのものを変更して、再商品化

可能な見込み量を拡大することいたしたいと考

えております。

○高見委員 また、再商品化能力を向上させなければ、分別収集されたものはストックヤードに集

積される一方で、市町村の負担ばかりが大きくな

る結果となりかねませんが、分別収集に合わせて

再商品化能力を高めなければならないし、特に、

新しいシステムが立ち上がりしていく時期に十分な

整備を行わなければ実際の運用に支障を来すこと

になります。

○高見委員 今御答弁で、大変わかりやすくお答

えをいただきましたが、いま一つ、

再商品化の能力を高めるために国はどのような支

援を行つもりなのか、できるだけ具体的に、大

変このことを心配している自治体に、わかりやすく整理してお答えいただけませんか。

○太田(信)政府委員 ただいま申し上げましたよ

うに、市町村により分別収集された容器包装を再

商品化するためには、再商品化可能量が限られて

いる容器包装、例えはプラスチック等について再

商品化能力を高めることができます。このため、例えは現在、

これはPETボトルの方でございますが、中小企

業事業団の補助金等を活用し、また、プラスチッ

クの油化設備についてもいろいろな形で助成措置

を講じております。本年度以降、二年間かけて実

用化のための技術開発の補助をしていきたいとい

うことを考えております。その後、これはまだ

はつきり決めたわけではありませんが、三年ぐら

いかけて油化設備の実用規模のものを支援し

て、運用していくふうに考えております。

○高見委員 ポランティアに関してちょっとお尋ねをいたします。

いずれにしても、再商品化施設の整備が円滑に

進むよう、財政金融上の措置をしっかりと講じてい

きたいというふうに考えております。

○高見委員 ポランティアに関してちょっとお尋ねをいたします。

現在でもボランティアによる集団回収、ス

バーイ生協などが店頭回収等を積極的に行ってお

りますが、そのような取り組みがどのように評価さ

れて、あるいは支援されようとしているのかをお聞

かせいただきたく存じます。

○小林(秀)政府委員 ごみ問題への関心の高まり

等を背景にいたしまして、住民の自主的な活動に

おいてそのような取り組みがどのように評価さ

れて、あるいは支援されようとしているのかをお聞

かせいただきたく存じます。

○高見委員 いつも、このような自主的活動の高まり

等を背景にいたしまして、住民の自主的な活動に

おいてそのような取り組みがどのように評価さ

れて、あるいは支援されようとしているのかをお聞

かせいただきたく存じます。

○高見委員 このような集団回収につきましては、市町村の分

別収集の一環として位置づけることができる」といたしております。

少し詳しく申し上げますと、法案の第八条第二項第五号においては、市町村が作成する分別収集計画において「分別収集を実施する者に関する基本的な事項」を定めることといたしておるところでございます。また、店頭回収により回収された容器包装につきましては、特定事業者の再商品化の義務量の算定に当たつて控除することといたしております。このように、今回の法案は、容器包装の店頭回収を行えば特定事業者の経済的な負担が少なくなる仕組みとなつておりますので、店頭回収についても積極的に位置づけているものと考えております。

○高見委員 大変よいお答えかと思いますが、この法案とは直接の関係はないのですが、デボジット制度に関して一言申し上げたく存じます。

デボジット制度は、住民のリサイクル意識向上させ、リサイクル率を上昇させるという意味で極めて有効な制度であると考えます。この法律が将来デボジット制度を排除するものなのか、また、デボジット制度について現在どのような評価をしておられるのか、お聞かせをいただきたく存じます。

○藤原政府委員 このデボジット制度につきましては、現在でもビール瓶や牛乳瓶の一部に使われておりますが、既にかなりの効果といいますか、機能を発揮しておるというふうに理解しております。一方、あらゆる容器包装に対し有効であるかというふうになりますと、例えばカッパー、リサイクル容器の回収率を高めるという点で有効な方法であるというふうに考えられております。一方、あらゆる容器包装に対するのは難しいのではないか、標準的な制度として導入を行うことは困難であるというふうに考えております。

このため、事業者が自主回収を積極的に行う、

デボジットを行うことは廃棄物の減量及び資源的有效利用の観点から望ましいということでありま

して、本法案におきましてもデボジット制度が有効に働くよう措置したところでございます。

少し詳しく申しますと、本法案では、一定の回収率等の基準を満たす容器包装につきましては再商品化義務を免除し、たとえその一部が一般廃棄物として市町村に排出されたとしても、事業者は負担の必要が全くないものとしておるという

こと、それから、この基準を満たさない容器包装につきましても、回収率に応じて再商品化のための負担が少くなるというふうなことにしておる

と、自主回収される容器包装につきまして特別な位置づけをしておる、こういうふうなことでございます。

このように、本法案は、現行システムに比べますと自主回収される容器包装というものを推進するという制度であります。そういう意味から、デボジット制度の芽を摘むというふうなことはない

というふうに考えております。

○高見委員 また今後も、デボジット制度、日本は大々的に社会システムとして導入していられない数少ない国の一つでございますので、厚生省としましても引き続き御研究をお願いをしたいというふうに思います。

この法案が資源循環型社会をもたらすか否かは、その他プラスチックの処理がうまくなされるか否かにかかると私は思います。その他プラスチックのリサイクルは具体的にはどのような形でなされるのか。例えば、単に燃やして熱回収するということであれば、サーマルリサイクルですね、大量廃棄型の社会と何ら変わりがないのではないか。再商品化義務の課されているプラスチックに関しては、燃やして熱回収を行うといふことは絶対に避けるべきだ。これは市民意識の啓蒙のためにも避けるべきであると考えますが、実際にはどのような処理がなされるのか、具体的にお答えをいただきたく存じます。

○齊藤政府委員 可燃性廃棄物を焼却しましてエネルギーを回収利用いたします。サーマルリサイクルは、エネルギー政策上からも重要な政策でございまして、従来より市町村におきましては、プラスチックなどの可燃性廃棄物を燃焼させまして、電力あるいは熱源というようなエネルギーの活用を推進してきているところでございますが、今後とも市町村におきましてはこういうような動きが推進されるというのも考えられるわけでございます。

他方、こうした焼却施設の立地上の制約というのがあるのも事実でございます。このため、プラスチックにつきましては、これを分別して再商品化していくというのが非常に重要になってきているわけでございます。具体的には、いろいろな種類の異なりますプラスチックの用途というのがあるわけでございますが、こういうようないろいろな種類のプラスチック製の包装容器につきましては、油化いたしまして、その油化した油を燃料として活用していきますマテリアルリサイクルというのを考えておるわけでございます。その手順につきましては、先ほど太田審議官からステップを御説明したところでございます。

○高見委員 油化ということで計画を進めていただける、そう受けとめました。よろしくお願ひをしたいと思います。

大臣にお尋ねをいたしますが、資源循環型社会への変革というものを行うためには、企業に一定の費用を負担させるというだけではなく、ごみを排出する者、一般消費者や企業、小売店などすべての者がごみを減量しなければならないという意識や分別排出を徹底しなければならないという意

識が、その他の資源循環型社会の担い手として活動するというふうな考え方を高めることこそが必要であると考えます。また、市民一人一人が積極的に資源循環型社会の担い手として活動することができるようシス템を構築することが重要であると思います。

この法案は、事業者にも消費者にも一定の責任

を課すという点で画期的な法律であると考えますが、さらに、ごみ全体を減量するスケジュールを確立することも、資源輸入国日本としてはぜひ

とも行わなければならないことであると思います。今後のごみ全体の減量に向けて国民のコンセプトをどのように得ていくのか、また国民の意識をどのように高めていくのか、国民の参加をどう求めなければならぬことであるとともに、資源輸入国日本としてはぜひ

とも行わなければならぬことであると思いま

す。今後のごみ全体の減量に向けて国民のコンセプトをどのように得ていくのか、また国民の意

識が自分がごみ減量に立ち上がりたいと思つても、そのための受け皿といふのは現実問題としてはなかなか用意されていない。大きな自治体の方針転換がなければ、一人一人の努力を生かす場がない

というのも現実にございます。

この今回の法案が自治体の分別収集への動きというものを加速させる大変大きな動機づけになるのではないかと期待をしておりますが、反面、先ほど大臣に最初にお尋ね申し上げましたように、まだ油化の工場ができていないから少々分別収集のではなく、一人一人の努力を生かす場がない

というのも現実にございます。

○橋本国務大臣 今この法案の審議が始まりましたことを私は大変複雑な思いで受けとめおりま

五年の秋、今、公害国会としてお互いの記憶に残つております臨時国会の論議を思い起こしておきました。

しておられます。政府も、本法案の趣旨や内容について国民に対し積極的に広報活動を行なうなど、國民の御協力が得られるよう積極的な努力を払つてまいりたい、そのように考えております。委員におきましても、どうぞ御協力をよろしくお願いをいたします。

○白川委員長 次に、逢沢一郎君。  
○逢沢委員 自由民主党の逢沢でございます。  
限られた時間でございますが、どうぞよろしく  
お願いをいたします。

のにあたる目的を人が持つておいたりと、その状態が生まれていたか、そう考えますとき、當時の関係者としてざんきの至りであります。

がなければ、どれだけ先覚者が問題を指摘いたしましてもこれは地についたものにならない、私は今振り返つて実感を持っています。

その後、四半世紀の間には、例えば浜松市が市を挙げてのシステムを開発しようとしているのは、特定メーカーの名前を挙げて恐縮でありますけれども、ヤクルトがみずから容器回収のために特別な車両設計を行い、リサイクルの計画をつくつたり、さまざま試みがなされました。しかし、それは皆中途で挫折をいたしました。

パリの開発理事会そのものあるいはその舞台裏につきましては、連日橋本大臣のめり張りのきいた御活躍、あるいはカンター代表もそれなりに行動される等々、日本にも大きく報道がなされまして、きのう帰られたばかりということでございまして、お許しをいただきまして、リサイクル法につきましては時間が許せば後ほど質問させていただくとし、早速そのことについて二、三お伺いをさせていただきたいというふうに思います。

O E C D 加盟二十五カ国、どの国も一様に自動車分野の交渉がこれからどういう道筋をたどるのであろうか、大変興味を持ち、関心を示していたということでございますが、大臣初め日本の代表団も、日本の自動車貿易に対する基本的な立場、正当性、そういうことについて正々堂々の論陣をお張りをいたいたようでございます。

アメリカが日本に一方的に制裁リストを突きつける、管理貿易的な手法をとろうとしている、あるいは数値目標を掲げさせようとしている、そ

○橋本國務大臣 私自身が率直に感じて帰つてしま  
いましたものは、大きく分けて、以下申し上げ  
るような点にならうかと存じます。

一つは、今回の自動車並びに補修部品における  
日米交渉の経緯というものを説明する中で、アメリ  
リカが三〇一条を発動すること、そして一方的に  
制裁候補リストを公表し、仮に六月二十八日まで  
に日本が妥協しない場合は五月一十日にさかの  
ばってこれを施行するとしたことに對しまして  
は、すべての国が非常に厳しい批判を浴びせてお  
ります。あのお同声明の内容、大臣御自身がどのよ  
うに評価をされたのか、そのことについて所見を  
承りたいと思います。

一、二の例を申しますならば、EUの皆さんは日本の市場が閉鎖的だというアメリカ側の主張に対する、やはりシンパシーを覚えると発言をされたグループであります。ところが、EUから日本に対しても輸出されている自動車、EUからアメリカに対する輸出されている自動車、この数字を比較いたしました場合、最近EUに加盟をいたしましたボルボまで計算に入れまして、アメリカの乗用車市場におけるEU車の占有率は三・六%であります。日本の市場における占有率は五・四%であります。三・六%しかない市場が開かれた市場であります。五・四%のシェアを持つていても、それはどう言われば市場と言えるのかといふと、これはそう言わればそうだという感じになるのですが、それでもなかなかぬぐい切れません。

非常にわかりやすい例としても一つ私がよく引きましたのは、自国で全く自動車の生産をいたしませんシンガポールの数字であります。シンガポールにおきましては、日本車のシェアは

いうことについては、加盟各国から一様に断固そ  
ういう姿勢は許すべきではない、日本に対する強  
い賛意が示された、こういうことを報道によつて  
知ることができたわけであります、一方では、  
アメリカの主張する日本の市場の特殊性、あるい  
は必ずしも十分開かれていない、いまだに閉鎖的  
である、そういう議論にも一定の理解が各国から  
示された。

同時に、本当にこれは実は具体的な話ではなく、漠然と日本の市場の閉鎖性というものの焦点を当てましたアメリカの論議というものに、シンパシーを感じるという空気は漠然とどの国にも共通をいたしておりました。

そして、我が国の規制について一層の緩和を求めるという声はどこにも存在をいたしたと思います。ただ、その規制緩和として求められるものは、国によりましては金融サービスの分野であります。また、あるいは情報通信の世界における相互接続の問題でありました。これは多分に誤解に基づいておりましたが、補修部品市場についての自動車に直接関連するものであります。こうした問題については、できるだけ精緻な説明を申し上げると同時に、端的な幾つかの数字を引いて説明することにより、理解を相当程度まで得ることはできたと思っております。

六一・四%、ドイツ車を初めとする他の車が三六・八%、アメリカ車のシェアは〇・八%であります。しかし、だれもシンガポールを閉ざされた市場とは申しません。

こういう数字を繰り返し説明することにより、誤解はある程度まで解けたとは思います。しかし、完全に解けたとはころまでは、残念ながらまいりませんでした。そして、引き続き規制緩和に対して積極的に取り組むという日本の姿勢については、非常に歓迎をもつて受けとめられたと思います。

そして、コミュニケーションの問題につきましては、実は我々は、非常に強いコミュニケーション、すなはち一方的制裁はけしからぬといった文句を入れたコミュニケを書かせたいと思って、最後まで粘りました。ところが、OECDルールというものは、委員がお話しになりましたように、「一ヵ国でも反対があります」とその部分がコミュニケーションから脱落してしまいます。それは我々としてどうにも割に合わない話であります。本当に事務当局あるいはEU、特にイギリス、ドイツ、フランスといった国々が、保護主義に対する非常に厳しい批判でありますとか、WTOの紛争処理メカニズムを尊重して事態の解決に当たるべきであるといった原則、こうしたものを貫くことに積極的な協力をしてくれまして、その結果としてある程度のものを私どもは得ることができた。少なくとも根幹として残したいものは完全に残すことができたと思つております。

○達沢委員 詳しい御報告ありがとうございます

我々は橋本大臣に全幅の信頼と期待を寄せておるわけでありまして、引き続きどうぞよろしくお願いをいたしたいと思いますが、しかし、この日米自動車分野の交渉も、最終的には合意を見るとありますか、決着をやはりつけなければならぬ、そういうふうに思つますが、さて、その道筋をつらつら頭の中で想像するに、なかなか

これは困難なことだなと言わざるを得ないようになります。

もちろん、現状の日米の相対関係の中で、やは

り二国間の話し合い、協議というものは、機会を得て、またその環境を整えながら努力をしなけれ

ばならぬということであります。しかし、この

OECDの議論の中で、EUから、民間企業が、政府の関与なくいわゆるボランタリープランの上積みを決める、そういうふうなことが仮にあるとすれば、それは我々として黙っているわけにはいけない、場合によってはWTOにそのことをもつて提訴しなければならないかも知れないと一つを刺された、そういうやりとりもあつたということを耳にいたしております。そうなれば、いわゆるWTOの手順、手続に従つてこれから物を進めていかざるを得ないのかな。そうなれば、先ほど大臣から御答弁をいただきましたように、まさかその五社十三車種に對しての一〇〇%関税がそのままの形でというふうには、私も個人的には想像ができない、多少おりてくる部分もあるのでは

ないかというふうにも思うわけでありますか、しかし、国民としては大変その辺を心配をいたして

いるというふうに思います。

大変難しい質問になりましたして恐縮でございますけれども、これらの道筋について大臣御自身がどう頭の中で物事を組み立てられておられるのか。そしてあわせて、このWTOが本当に機能しきれなければならないというふうに思いますけれども、パリの議論の過程で、筋論ではあるけれども、これ以上アメリカを追い詰めると場合によつてくれなければならぬというふうに思いますけれども、これがWTOから外れてしまうのではないか、そ

は、九三年度の数字で申し上げるならば総額が二十六億ドルであります。ですから、一割近いものが打撃を受けるということでありまして、こうした事態は極めて双方に不幸なことでありますし、私は、アメリカが、日本として譲り得ない、民間企業に對しその経営方針を政府の力で変更させて自主購入計画の改定を求めるといった、すな

くわち数量目標を求めるやり方を変えてさえくれるならば、政府の関与の範囲内においては全力を挙げて打開の道を模索することにやぶさかではありません。現にパリにおきましても、ブラウン商務長官から会いたいという御連絡があり、喜んでおりますが、橋本大臣から改めて冷静的で確かな御質問いたしたいと思います。

○橋本國務大臣 仮にアメリカが今公表いたしております制裁候補のリストをそのまま実行に移しました場合には、当然のことながら、我が国の自動車メーカー、さらにそれに関連する部品産業等には

ういう努力の道は我々として閉ざしておるつもりはございません。

ただ、現実に五月二十日をもつてこれら十三車

種の輸出は非常に大きな影響を受け始めおりまして、そして、我々はWTOの手続に従つて五月二十九日から交渉を開始したいとアメリカに申し入れておりますが、少なくとも本日の昼までの時刻であります。アメリカの消費者が日本の自動車を買えなくなることは当然であります。しかし、これがブーメランのようになmericaを直撃するわけではありません。アメリカの消費者が日本の自動車を買えなくなることは当然であります。しかし、これがOECODの議論の中で、EUから、民間企業が、政府の関与なくいわゆるボランタリープランの上積みを決める、そういうふうなことが仮にあるとすれば、それは我々として黙っているわけにはいけない、場合によってはWTOにそのことをもつて提訴しなければならないかも知れないと一つを刺された、そういうやりとりもあつたということを耳にいたしております。そうなれば、いわゆるWTOの手順、手続に従つてこれから物を進めていかざるを得ないのかな。そうなれば、先ほど大臣から御答弁をいただきましたように、まさかその五社十三車種に對しての一〇〇%関税がそのままの形でというふうには、私も個人的には想像ができない、多少おりてくる部分もあるのでは

ないかというふうにも思うわけでありますか、しかし、国民としては大変その辺を心配をいたして

いるというふうに思います。

大変難しい質問になりましたして恐縮でございますけれども、これらの道筋について大臣御自身がどう頭の中で物事を組み立てられておられるのか。そしてあわせて、このWTOが本当に機能しきれなければならないというふうに思いますけれども、パリの議論の過程で、筋論ではあるけれども、これ以上アメリカを追い詰めると場合によつてくれなければならぬというふうに思いますけれども、これがWTOから外れてしまうのではないか、そ

は、九三年度の数字で申し上げるならば総額が二十六億ドルであります。ですから、一割近いものが打撃を受けるということでありまして、こうした事態は極めて双方に不幸なことでありますし、私は、アメリカが、日本として譲り得ない、民間企業に對しその経営方針を政府の力で変更させて自主購入計画の改定を求めるといった、すな

くわち数量目標を求めるやり方を変えてさえくれるならば、政府の関与の範囲内においては全力を挙げて打開の道を模索することにやぶさかではありません。現にパリにおきましても、ブラウン商務長官から会いたいという御連絡があり、喜んでおりますが、橋本大臣から改めて冷静的で確かな御質問いたしたいと思います。

○達沢委員 わずか十五分の質問時間がもう終わつたようありますので、これで終わりたいと思いますが、橋本大臣から改めて冷静的で確かな御質問いたしたいと思います。

自身、国際ルール、市場メカニズムに沿つた解決ルールに基づいて客観的、冷静な判断が行われるということを期待をいたしております。

ECD関僚理事会コミュニケーションの中に「十分に機能し尊重される紛争処理機構を備えた強力で効果的な世界貿易機関を確保する」と明記されておりまして、世界がWTOに期待するものは非常に

はつきりとあらわれておりますし、その期待に比して荷が重過ぎるものとは私は思ひません。国際ルールに基づいて客観的、冷静な判断が行われるということを期待をいたしております。

また、練り返して恐縮でありますけれども、私は、アメリカが、日本として譲り得ない、民間企業に對しその経営方針を政府の力で変更させて自主購入計画の改定を求めるといった、すな

くわち数量目標を求めるやり方を変えてさえくれるならば、政府の関与の範囲内においては全力を挙げて打開の道を模索することにやぶさかではありません。現にパリにおきましても、ブラウン商務長官から会いたいという御連絡があり、喜んでおりますが、橋本大臣から改めて冷静的で確かな御質問いたしたいと思います。

答弁をいたしました。大変力強く思われていたときました。私どもいたしましても精いっぱいだきました。私どもいたしましても精いっぱいだきました。

大臣の姿勢を支えながら頑張ってまいりたい、そ

のことを申し上げさせていただきまして、質問を終わりたいと思います。

○白川委員長 次に、和田貞夫君。

○和田委員 橋本通産大臣には、OECDで非常に御活躍されまして、お帰りになつて早速委員会に出席ということで御苦労さんでございますが、お疲れのところ、若干の時間をおかりいたしまして本法案について質問をさせていただきたいと思います。

今回提案されました容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案といふのは、

從来廃棄物行政を主管されてまいりました厚生省に加えて、通産省、農林水産省、大蔵省、環境庁等がかかつて作成された法案であると思いま

す。この法律は、分別収集の推進と再商品化を促進することを通じて廃棄物処理量を軽減する、環境化の義務と費用負担を制度として導入した点に大きな意義があると思いますし、現在、地方自治体ではこの法案の早期成立を大きく期待をしておるところでございます。

そこで、まず御質問申し上げたいのは、このシステムは、住民による廃棄物の分別、特定事業者や市町村による収集、特定事業者や指定法人から委託を受けた再商品化事業者による再商品化の三つのパターンが存在すると思うのであります。この仕組みをうまく回転させるためには、一つは、容器包装廃棄物が分別、再商品化しやすい形態や材質であること、二つ目には、再商品化のコストや環境負荷が低いこと、三つ目には、再商品化された製品が広く市場で受け入れられることが重要であると思います。

この三つの観点からさらに解決すべき課題があるとして、紙製品、プラスチック製品は五年を超えない範囲内で実施が猶予されているところでありますが、一日も早くこの二製品を含む容器包装

廃棄物をリサイクルの輪に乗せるために、物の生産を所管する通商産業省としてどのような対策を講じようとしておるのか、お聞かせ願いたいと思

います。

また、分別、リサイクルしやすい容器包装の形

態や材質づくり、プラスチック等のリサイクル技術の研究開発と実用化、再生紙などのリサイクル商品の開発や販路拡大について、現状と今後の対策をどうお考えになつておるのか、この際お聞かせをいただきたいと思います。

○齊藤政府委員 今おっしゃいましたように、リサイクルを順調にやつしていくことに関しま

しては、分別しやすい、リサイクルしやすい容器というのをつくるのが非常に重要なわけでござい

ます。

その中で、今回、その他プラスチック及び紙製

品につきましてリサイクルのスタートというのを若干猶予しているわけでございますが、まずその理由を申しますと、プラスチックにつきましては、プラスチックを再商品化する技術もまだ開発段階でございまして、設備ができるていない段階でございます。そのため、鋭意プラスチックの再商品化のための技術開発を進めるとともに、その設備が導入されるというのを促進していくということにしております。

さらに、紙につきまして申しますと、先生御存じのとおり、古紙のリサイクルといいますのは約一千五百万トンのリサイクルがされております。ここに新しく紙の容器のリサイクルといいうのが入ってきた場合、箱とか紙の容器につきましては、紙の質というのが非常に悪いこともございま

るといふいろいろな用途を今やっている最中でござりますが、さらに、マーケットに入つてしまいまして、新しい用途の開拓というのもやる必要がござります。その用途の開拓の問題、まあ建設資材とかいろいろな用途を使つてもらわぬでござります。その一つは、ビール瓶とか酒瓶だとかいうよ

ういう影響が出てくるんだろか、その辺も私ども確かめる必要がござります。そういうことで若干の猶予をいたくわけでございます。

さらに、再商品化された製品といふのは、みんなで使つていただくというのが非常に重要なわけです。それにつきましても、現在再生資源利用促進法という法律がございますが、その法律を活用いたしまして、そういう材料を原材料として活用するような方々、あるいはその容器の素材の開発に関係する方々、そういう方々がリサイクルしやすい素材を開発するとか、あるいはリサイクルされた、再商品化された原料を使つていただくというような義務をかけようといふことを考えております。

○和田委員 今、プラスチックの処理について技術もまだ進んでおらないというよう言われましたけれども、もう既に技術が進んで、一部活用しているところもやはりあるわけなんですね。要は費用がかかる、そういうことが一つの難点になつておるんじやないか。このように言われますね。あるいは、食器用に使うようなプラスチック容器等々は、特に夏場になりますと、非常に腐りやすい時期があるので、においがして、再利用するといふこともなかなか難しい。液化するにも一旦洗つてやらにいかぬという難しさもある。そんなことしておるなら、燃した方が、燃料にした方が早道だというよう考へるところもあるわけなんですね。

あるいは、今、紙の点を言われましたけれども、これも、古紙を使うよりもパルプを使つた方がかえつて安くつくというような面等もございま

すので、今後、技術の開拓ということだけではなくて、やはりできるだけ再利用しやすいように安価に提供ができるというような活用ができると

いうような、そういう方法も、方途も考えておく必要があるんだろうというふうに考へております。

まさにおっしゃるとおりでございます。

○和田委員 せひともひとつその点について御尽力を賜つておきたい、このように思ひます。

その次は、今回の分別収集（再商品化の考え方）を通して使いこなせるような販路の拡大というのも、五年間の猶予があるわけですから、この間にやはり準備態勢を怠らないようにやってもらわぬと、せつかく技術を開拓したけれども、せつかくおられるこのシステムは、住民の皆さんから再商品化事業者への物の流れを見てまいりますと、大

きく三つのパターンに分かれると思うのであります。

その一つは、ビール瓶とか酒瓶だとかいうよ

うなものでございまして、販売店を通じて特定事業者が一定の回収率をクリアする自主回収ルート。二つ目には、主務大臣からルート全体を認可をしてもらった特定事業者が自分で委託する独自

ルート。さらには、新たに設置される指定機関を通じて特定事業者が委託する指定法人ルート。この二つのパターンであると思うのであります。

市町村で分別収集された容器などが途中でごみとして不法投棄されたり、保管中という名目で野積みをされておるということが起こつてはならないと思うのであります。また、事業者責任のもとにある産業廃棄物処理の世界でも、現実の問題として、資源物の保管を名目とした不法投棄が横行しておることはあちらこちらでございます。五年前にも香川県の豊島事件、これは五十万トンに及ぶ不法投棄がされて、社会問題化したことは御記憶のとおりであろうと思うのであります。

今回のシステムは、指定法人が非常に重要な役割にならうということになっております。特定事業者から委託料金の徴収ということだけではなくて、再商品化事業者への委託契約を結ぶことになつてゐるのであります。この指定機関の運営や業務の実施に当たりましては、特定事業者だけでなくて、こみを分別排出する消費者あるいは容器包装廃棄物を分別収集する市町村、これらの意見がきちつと反映されることが必要だと考えるのであります。

とりわけ自治体におきましては、実際の物の収集、保管、運搬に直接かかるだけでなく、この法律の運用に当たりまして、負担金が免除される中小企業者の方々の費用負担も、結果的には自治体が肩がりをする可能性也非常に強いと考えられるのであります。

そこで、指定機関の運営や業務の実施に当たつて、自治体、市町村、住民、消費者そして分別収集の現場で働く自治体の労働者、これらの代表の意見が反映されるような仕組みにすることが非常に重要だと考えるわけであります。このことについて、ひとつ橋本通産大臣の方からお答えいたしました。

○橋本国務大臣 もう委員が御承知のように、指定法人は、この法律案によりまして再商品化義務を負う事業者の義務履行の代行機関として、民間

の発意によって設立されるものであります。

私は、この運営に当たつて関係者の意見が十分反映されるよう仕組まることは当然だと思いまし、例えば指定法人の中に評議員会のようないいとおもふのを設けていただき、そしてそこに地域、消費者、事業者の代表などに御参加をいたいで、その意見、ニーズを踏まえていたぐことを検討することも一つの考え方、そのように思います。

また、義務対象事業者からの義務履行の受託、再商品化事業の委託のための入札情報の提供でありますとか、再商品化事業者の応札の受け付けなどを既存団体の活用などによって行つて、地元の事業者などの便にきめ細かくこころ得る体制をつくることも必要だと思います。

いずれにいたしましても、この法律案を成立させていただきました後、その指定法人の具体的な内容や体制につきましては関係者の間で本格的な検討が行われることになるであります。関係者の創意と工夫によって再商品化事業を円滑かつ適切に遂行し得るものになることが必要だと考えておりまして、御指摘のような諸点は非常に大切な部分、そのように思います。

○和田委員 ゼひとも、大臣がお答えになりましたように、評議員会制度をつくつていただきまして、そこでの自治体の代表あるいは消費者の代表、現場で働く労働者の代表、これらの意見を酌み取れる場をぜひともひとつつてもらいたいと思います。

さらには、指定法人の問題でございますが、この指定法人の職員が全国の三千三百の自治体と連絡をとつて、そして全国各地に存在する再商品化事業者と委託契約を結んで再商品化業務を行うということは実際問題として不可能ではないか、こういうよう思つわけでございます。

そこで、指定機関の代行者、指定機関の業務の代行先として、例えは数県の自治体を束ねる事務所、プロック単位でも結構です、四国は四国、九州は九州、中国は中国、近畿は近畿というよう

につくつていく必要があるんじゃないかというよう思つています。そうすることの方

が、よりこの業務の推進に当たつて遂行やすいやり方でないかと思うわけでございますが、これもひとつ大臣の方からお答え願いたいと思います。

○太田(信)政府委員 今委員御質問の点でござりますが、法律の二十三条で、指定法人は、主務大臣の認可を受けて、委託契約等に関する業務の一部を政令で定める団体に委託することができるとなつております。ということと、特定事業者の方、それから市町村との関係、それから再商品化事業者の皆様の便宜ということもあり、これは今後、法案が成立した後でございますが、施行までの間に、既存の地域の団体等を活用しながら、先ほど大臣申し上げましたように、きめ細かな業務運営ができるよう努めてまいりたいと思っております。

○和田委員 指定機関が一つであつて、それが直接自治体と関係を結んでいくことは非常に私は難しいと思うのですよ。現実の問題としてやはり、後ほど申し上げますが、各県にセンター的ものを、都道府県がかんた第三セクターをつくつていく、その上でプロックごとに指定機関の出店をつくつしていくというようなやり方が、より具体化したこの法の推進に当たつて可能な方法じやなかろうか、このように思っていますので、その点はひとつ法の施行に当たりまして検討してもらいたいと思います。

次に、廃棄物の処理は、これまでには包装廃棄物も含めて市町村が処理責任者としてやってまいつたところであります。生活環境の保全に万全を期しながら行ってまいつておると思うのであります。今回この法律によりまして、容器包装廃棄物は指定機関の再商品化事業として進められることがあります。しかしながら、これもその他の廃棄物と同様に、生活環境の保全に万全を期しながら取り扱わなければならぬことは当然であると思つてあります。

そこで、指定機関の代行者、指定機関の業務の

事業者責任のもとで行われる産業廃棄物の処理では、現場で悪質な業者の不法投棄、先ほど申し上げましたようなく法投棄が起こつておるわけであります。あるいは、再処理をするんだというこ

とで野積みにしたままに放置されて、ごみになつてしまつていうことが後を絶つております。家庭から分別収集された容器包装廃棄物が途中で不法投棄される。したがつて、確実に再商品化されためには、実際に運搬、保管、再商品化する再商品化事業者である者がきちんと業務を遂行することが必要だと思うのであります。

そこで、厚生省にお尋ねいたしますが、廃棄物を再生処理する施設を含めて、容器包装廃棄物が途中でごみに逆戻りしないよう、廃棄物処理法の許可制度の運用をより強化することが必要でないかと思うのであります。

また、同じ観点から、例えば指定機関からの受託者として、先ほどもちょっとお話をいたしましたように、各県に、県もかかわる第三セクターのようなものがでておるところもありますし、また、今現在検討中のところもあるわけでございますが、これを各県ごとに設置をさせて、その第三セクターを活用するなどによつて、業務を確実に実施するための現実的な仕組みをつくることが必要ではないかと思うのであります。

○小林(秀)政府委員 お答えいたしました。まず、先生が御心配の点は、私どもも心配をしていることでございまして、それに対してもはっきりと対応していかなくてはならぬと思います。少し子細に御説明を申し上げますと、容器包装廃棄物の再商品化事業につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める一般廃棄物再生施設に該当する場合には都道府県知事の許可を得る必要がありますがございますが、当該許可制度の運用に當たつては、生活環境の保全の観点から適正な運

用がなされるよう、都道府県に対する適切な指導に努めてまいりたい、このように思つております。

また、再商品化を行う事業者については、本法律案により、主務大臣による再商品化の認定や指定法人への監督を通じて、当該再商品化を行う事業者の事業の適正な実施を担保しております。御指摘のように、分別収集された容器包装廃棄物が途中でごみに逆戻りするような事態は万が一にも生じないよう、適正に指導してまいりたいと考えております。

次に、指定法人からの業務の受託につきまして、第三セクターである廃棄物処理センターとの関連についてのおたどりでございますが、市町村の分別収集と連携をとっていくことが大変重要であると考えております。したがいまして、地方公共団体の第三セクターのようない形で施設整備が図られることは、制度の円滑な定着にとつて重要なことと考えております。

なお、指定法人はできるだけ効率的な再商品化を行いうるという観点から、基本的には競争入札により再商品化事業者を選択していくことになりますが、その際、このようない方針でござります。現在ターゲットである廃棄物処理センターたる公益法人等が委託先として活用されることも想定しているところです。

○和田委員 検討しておるところが今十数カ所あるというふうに聞いているのですが、全国的に各都道府県がこのようない第三セクターを設置しようという動きはないですか。

○藤原政府委員 廃棄物処理センターにつきましては、原則としまして四十七都道府県につづつつくつてもらおうという方針でございます。現在どんどんこれはふえておりますので、今後は厚生省の先ほど言いましたよな方針に沿いまして全国各地につくつてもらおう、こういうことでござります。

○和田委員 私は、資源というのはやはりごみの

範疇である、廃棄物全体がごみの範疇である、そらうして、再生利用化するところから資源になる。というのは、これは再商品化されるまではやはり定めた責任を持つ必要がある、そのためにはやむ市町村が、公共団体が、ごみの処理を直接所管をしておる自治体がこれに何らかの形でくみするということが私は大事な点ではなかろうかと思うのであります。

そこで、私はお願いを申し上げたわけでござりますが、できるだけ各県に第三セクターを自治体がかんでつくらせていくつて、そしてこの第三セクターにこの法律の運用、活用をぜひとも託していきくというようにやつてもらいたいというよう私には思つておるところでございます。答弁はなくともあつてもよろしいですが、どちらか。

○藤原政府委員 廃棄物処理センターができるだけ指定法人の仕事を委託を受けてやれる方向にしたらどうかという御質問でございますが、先ほど局長が答弁いたしましたように、委託先の一つとして位置づけておりまして、そういうところがたくさん名乗りを上げてきて仕事をとつていただこう、こういう方向になつていくことが望ましい、こういうふうに考えております。

○和田委員 望ましいようにひとつ指導をしてもらいたいと思います。

その後、この法律の作成に当たりまして、厚生省を中心に各役所の皆さんのが非常に御苦労されて、調整に調整を重ねて取りまとめられたといふように認識をしておるわけあります。ところが、それらの過程におきまして、最初はボトラーなど中身の製造事業者に、最終的には価格転嫁をするわけですが、消費者が最終的に負担をするということになるわけござりますが、それらの過程におきまして、最初はボトラーなど中身の製造事業者に、最終的には価格転嫁をするわけですが、消費者が最終的に負担をするということになるわけござりますが、一時ボトラー等が費用を負担するということに限定した形でこの案をつくられてまいつたところが、ボトラーの意見かどこの意見かわから

ぬけれども、途中で容器メーカーにも負担がかかつたわけでありますので、法案の作成に当たつて非常に不公平が生じておるのではないかと

いうように私は思つのであります。

私もその言い分を言っておった人たちの意見を

知つております。中身の製造業者は、例えばジユース等をつくつておる業者、小さい業者だ。

ところが容器のメーカーは大きいメーカーだ。大きいメーカーに負担をかけろという議論だったと思つのです。それはアルミメーカーとかあるいはスチール缶のメーカー等を頭に描いて言つておる

のです。ところが、容器メーカーの中にもそういう缶メーカーだけではなくて、発泡スチロールのトレーをつくつておるような業者、あるいは食品容器に使われるようなプラスチック容器をつくつておる業者、これは中小企業に多いのですよ。家庭内工業で、粉を型に入れて足で押してそして一枚ずつつくつて、それを卸屋が集めに来て納品するというような製造メーカーが非常に多いわけであります。

そういうようの方々は非常にこの法律の施行に当たつて心配をしておるわけです。また、そういう業者は食品を売つておるようなダイエーなどがあるはヨーカ堂だとかいうような大規模店舗には非常に弱い。したがつて、コストの価格への転嫁がされるかといふ不安を抱えておられますが、あるいはヨーカ堂だとかいうような大規模店舗には非常に弱い。したがつて、コストの価格への転嫁がされるかといふ不安を抱えておられますが、それらの過程におきまして、最初はボトラーなど中身の製造事業者に、最終的には価格転嫁をするわけですが、消費者が最終的に負担をするということになるわけござりますが、それらの過程におきまして、最初はボトラーなど中身の製造事業者に、最終的には価格転嫁をするわけですが、消費者が最終的に負担をするということになるわけござりますが、一時ボトラー等が費用を負担するということに限定した形でこの案をつくられてまいつたところが、ボトラーの意見かどこの意見かわから

初容器の中身事業者、中身を入れる方々に義務になつていただくということで検討していただけます。その後政府の中でいろいろ議論をし、かつ関係事業者の方からもお話を伺い、容器自身をつくつておる方々、容器メーカーの方も、容器の中身事業者の大きな選択の枠の中ではありますけれども、同じようついわば選択権というものを持つて終的に法案では、容器の製造事業者も加えた形での特定事業者になつております。

その間、実は私ども、産業構造審議会、昨年七月に答申をいたしましたわけでござりますが、容器のメーカーに係る委員も御参加いたしておりますので、その答申の中で、関係事業者間の適切な役割分担のもとに包装材についての新しいリサイクルシステムを確立することが望まれるというふうにうたわれております。

手続を踏んでいるものと考えております。

いすれにいたしましても、今委員御指摘のようないい方にいたしまして、これから事業者が参考しておられる審議会の意見を聞くこと等によって、事業者の皆様の意見を適切に反映させていただきたいと考えておるところでございま

す。

○和田委員 最初は、厚生省と通産省で案をつくつたときは、あなた、こんな容器メーカーに目をつけるということもなかつたわけです。ところが、どこかで横やりが入つてこうなつてきたので

す。その横やりを入れた人というのは、先ほど申し上げたように、容器メーカーというのはアルミニウムメーカーとか鉄鋼メーカーとかということだけしか頭になかった。室内工業で粉を入れて足で踏んで一枚つくる、そういう容器メーカーもあるわけですよ。そういうようなことを考えてもらつて、そういう不満が出ないよう、これから運用面でぜひとも最大限の努力をお願いしたいということをこの機会にお願いをしておきたいと思うわけであります。

時間も参りましたので、最後に、今回のこの法案は、これから二十一世紀に向けて環境保全を重視した資源循環型の廃棄物行政を進めるための一歩であると考えます。廃棄物処理問題では、産業廃棄物問題だけでなく、他の適正処理困難物、そしてあちらこちらで放置され、投棄される電化製品の古いもの、あるいは自動車の古いもの、道路に置き捨てられ、乗り捨てられておるもの姿というものはあちこちで見ますが、こういうようなものについても再生利用を中心とした処理体制を早急に確立することが問われていると思うのであります。リサイクルの推進を通じたごみの減量化と環境負荷の低減、資源循環型経済への移行に向けて、今後とも消費者である市民の皆さん、事業者の皆さん、自治体関係者の皆さんとの間で議論を進めていくことが重要だと思うであります。

そこで、二十一世紀初頭にごみゼロ社会を実現するというように宣言をしておられる厚生省の担当者さん、産業政策、エネルギー政策を所管をして、リサイクルを推進しようとしておられる橋本通産大臣の二十一世紀ごみゼロ社会実現に向けた決意をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○小林(秀)政府委員 今回の法案は、廃棄物を単に燃やして埋めるという処理から循環型の処理への転換へ向けて的一大歩を踏み出したものと認識をいたしております。先生の御発言にありましたように、さらには循環型の廃棄物処理体制を

確立するために、消費者、地方公共団体、事業者等関係者の意見を幅広く聞きながら、電化製品その他の粗大ごみなど、容器包装廃棄物以外の廃棄物について、廃棄物処理法に基づく指定一般廃棄物制度の有効な活用を図るとともに、その廃棄物の特性に応じた減量化、リサイクルの方策の検討を進めてまいりたい、このように考えております。

また、昨年十月の公共投資基本計画においても、廃棄物循環型のごみゼロ社会を目指すこととされおり、本法案を第一步として、ごみゼロ社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいりました。このように思っております。

○橋本国務大臣

本年一月十七日に発生いたしました阪神・淡路大震災は、我々にさまざまな教訓

を投げかけております。そして、その一つとして、瓦れきの処理をめぐりまして、我々は改めて

大量生産、大量消費、大量廃棄型社会といふものの反省を迫られております。この瓦れきを、当

初は全部埋め立ての原料に使おうという計画がございました。しかし、この中には多くの金属材料

も含まれております。これを取り除かなければならぬ。また、その中に含まれております木製品、これは腐敗すれば地盤沈下を起こすというこ

とで、そのままでは瓦れきが処理できないとい

うふうな現状が現に発生をいたしております。

私どもは、こうしたことを考えましたとき、非

常に多様なごみというものを発生させている今の社会の中で、持続可能な開発ができる社会、これ

はまさに委員がお述べになりましたようなりサイ

クルを中心とした社会に組みかえていかなければ

ならない、どうすればそうした方向に向けてい

るかということを必死で考えていかなければなり

ません。この場合、当然のことながら、消費者と

しての国民にも、また国、地方公共団体、事業

者、それぞれがおのれの役割を分担しながら、國民的な合意をいかに形成していくかが何よりも大

切なかぎとなります。

こうした観点から、この法律案は新たなりサイ

クル社会の構築に向けて大きな前進をなすものと私は考えておりまして、その方向に向けてまいりたい、そのように考えております。

○和田委員 終わります。

○遠沢委員長代理 次に、西川太一郎君。

○西川委員 我が国経済は、敗戦から雄々しく立ち上がり、あの有名な経済白書のもや戦後で

はないというフレーズが言われてから極めて長い時間が経過をいたしました。高度成長が当たり前の時代、そして、それが減速期に入つて、その前の昭和四八年のオイルショック、成長の限界、ローマ・クラブなどというのを懐かしく思い起します。

当時、最後の職場をコロラド大学に奉職をされたケネス・ボールディング博士は、宇宙船地球号という概念を世に問うて、この地球は人口の爆発的増加と限界のある食糧供給、マルサスの人口論的な発想もありますけれども、加えてエントロピーの問題やいろいろな資源の枯渇の問題が議論されました。

そこで、あのオイルショックのときは、この地球を一メートル差し渡しの地球儀に見立てるならば、人間が採掘可能な石油資源は一セントの深度のところである。そして、その限界はもう三十年であると當時言われて、もう随分これも時間がたつわけですが、皮肉な人は、石油の限界三十年説は毎回三十年だ、こういう不思議な数字であるとおっしゃる方がいます。

そういうような流れの中で、私たち環境問題を絶えず成長問題の裏返しとして見てまいつたところです。たゞつたわら、私は、この問題に対する理解度がたつたわら、私は、皮肉な人は、石油の限界三十年説は毎回三十年だ、こういう不思議な数字であるとおっしゃる方がいます。

そこで、大臣にお尋ねを申し上げたいのは、重

ねて恐縮でございますが、本会議でもお尋ねを

参考人の招致を決め、また厚生、環境、農水、こ

ういう委員会との連合審査も予定されている中で

新進党にもどこの党にもいろいろな認識をお持

いる議員がおいでになる。そういう中で、先ほど

ロビーの問題やいろいろな資源の枯渇の問題が議

論されました。

そこで、あのオイルショックのときは、この

地球を一メートル差し渡しの地球儀に見立てるな

らば、人間が採掘可能な石油資源は一セントの深

度のところである。そして、その限界はもう三

十年であると當時言われて、もう随分これも時間

がたつわけですが、皮肉な人は、石油の限

界三十年説は毎回三十年だ、こういう不思議な數

字であるとおっしゃる方がいます。

そこで、大臣にお尋ねを申し上げます。

というようなくなりがございました。

通産大臣は自由民主党きっての環境政策通りであるとともに私はよく承知をいたしております。

けれども、その大臣にきょうはお尋ねをさせていただくわけござります。

まず第一に私がお尋ねしたいのは、今回のこの

包装容器の分別と再製品化の法律案はリサイクル型社会をつくっていくマイルストーン、一里塚に

なり得るものなのかどうかということが法案審議をする立場としては大変重要なポイントだというふうに私は思つていてござります。いきなり

型社会をつくっていくマイルストーン、一里塚に

なり得るもののかどうかということが法案審議をする立場としては大変重要なポイントだというふうに私は思つていてござります。いきなり

型社会をつくっていくマイルストーン、一里塚に

なり得るもののかどうかということが法案審議をする立場としては大変重要なポイントだというふうに私は思つていてござります。いきなり

型社会をつくっていくマイルストーン、一里塚に

なり得るもののかどうかということが法案審議をする立場としては大変重要なポイントだというふうに私は思つていてござります。いきなり

型社会をつくっていくマイルストーン、一里塚に

なり得るもののかどうかということが法案審議をする立場としては大変重要なポイントだというふうに私は思つていてござります。いきなり

型社会をつくっていくマイルストーン、一里塚に

なり得るもののかどうかということが法案審議をする立場としては大変重要なポイントだとい

うふうな思考の習慣が我が国にはあった。先ほ

ど本会議で我が党の増子議員が橋本通産大臣にお尋ねを申し上げました際にも、私たちには、そ

うした環境問題を議論するのは特別な人たちであつたいまの感覚を申し述べたところであります。

私は本当に、この法律案を提出するに当たり、昭和四十五年秋、公害国会として今も記憶されており

ます。臨時国会の審議を改めて思い起こしており

ます。

○橋本国務大臣 先刻も本委員会におきました

だいまの感覚を申し述べたところであります。

私は本当に、この法律案を提出するに当たり、昭和四十五年秋、公害国会として今も記憶されており

当時、私は厚生省の政務次官として答弁の側に立つておりました。そして、当時としては相当思い切った施策を世に問うたつもりであります。しかし、その時点で、今本当にみずからを省みてざんきになえない思いがいたしますのは、廃棄物というものを環境保全あるいは公害という視点から考える視点が全く欠落しておつたことであります。

今振り返つてみると、それはすべての人がそうだったわけではありません。当時厚生省の公害部、これは今の環境庁の前身でありますけれども、その公害部の庶務課長、公害課長のお二人は世間から本当に、むしろ黙殺されたと言つてもいい、孤立した意見でありましたが、ごみというものを環境という視点からとらえなければ必ず将来悔いが来るということを力説されました。しかし、その厚生省の上司の方ですらこの主張には耳を傾けませんでした。私どももそうであります。そして、学界あるいは報道界にこの意見を支援する声は当時はございませんでした。しかし、今振り返つてみると、もしその時期におぼろげながらにでも廃棄物というものを環境問題の一部としてとらえておりましたなら、その後大きな変化を社会は生じておったであろうと私は思います。

なぜなら、そのころ既に、例えば浜松市とその周辺の町村が一体となりまして、生態学的に連携のとれたりサイクル社会を構築しようという試みが存在をいたしました。あるいは、先ほども挙げましたので、お許しをいただきまして特定メカニークの名前を挙げさせていただきますと、ヤクルトが自分のところの容器を回収するために特別な車両を設計し、そしてその回収いたしましたものをリサイクルいたしまして、例えは文房具でありますとかいろいろな製品に再利用しようという試みはその当時も存在をいたしました。しかし、結局これらは世間の支援が得られないままに半端な形で終わりました。

そして、プラスチック製廃棄物が一般家庭からの廃棄物の中にふえていくにつれまして、各自治

体の焼却炉の炉内温度が上昇し、焼却炉の寿命が短縮され、これを全部巻きかえるといった作業すら必要な時期を私どもは経験してきたわけであります。

そして、その間に二回のオイルショックを我々

は体験をいたしました。そして、省資源ということが真剣に呼ばれ、省エネルギーということが呼ばれ、今その上にリサイクル型の社会構造というものが求められております。

私は、この法律案はまさにこうした時代の中にいて、今委員はマイルストーンという非常に適切な言葉をお使いになりましたけれども、私もそのマイルストーンという言葉を許されるなら使わせていただきたい、大きな前進の第一歩である、そう思います。なぜなら、一般廃棄物のうち非常に大きな割合を占めていますし、さらにその利用が技術的に可能な容器包装についてのリサイクル、この抜本的な推進を図るための法律案でありますから、私は、国民全体がリサイクル社会の担い手となつて廃棄物の減量化、資源の有効利用といふものが図られることを強く願い、この法律案にその夢を託しております。

(遼沢委員長代理退席、甘利委員長代理着席)

○西川委員 私のつたない経験を申し上げますと、まず私の選挙区、今の立場をお与えいただきました旧選挙区と申しますか、いわゆるごみ戦争の発祥の地でございます。そして、私が東京都議会議員をさせていただきました時代にこれらの問題がかまびすしくなり、そしてごみ工場を、自区内処理の原則ということで、東京都内に建設をしていく過程の中で、排煙の濃度を説明する着地濃度、これは十畳敷きの部屋でマッチ一本をするぐらいでですからどうぞ心配しないでくださいと、都民を説得しながら清掃工場建設に努力をしていました。

時代であります。

しかし、大臣も御承知のとおり、今、東京に限つて申し上げましても、その処分地は完全にもうタイムリミットが来ておりまして、新たに検疫

面処分場を建設せざるを得ないというのが東京の実態でございます。少しでもその処分地の延命を図るために、先ほど大臣はさすがにお詳しいとおっしゃいましたけれども、いわゆる地盤沈下を起こすながら東京都はその最終処分地の延命策を講じておることも御案内のとおりでございます。

そういう中で、私はやはり、ませばごみ、分

ければ資源という標語を今新たに思い起こしながら、この法案を審議をするに当たつて、この目的

といふものが、ただいま大臣のおっしゃるよう

いわゆる地球の環境保全というものを、そして、

一日も、一刻も長くこの地球を私どもが快適に

大切に、神様からの恵みとしての環境といふもの

をきちっと節度ある享受をしていくということを私どもは学習をしていかなければならぬといふふうに考えております。

そこで、理念は、さはさりながら、現実にこれら

の廃棄物を出すのも私たちであり、汚染者であ

り、同時にそれを処理をしていくのも私たち人間でございます。したがつて、ここから話がかなり

矮小化してまいりますが、現実的になりますけれども、このたびの法律で、古紙の問題についてま

ずお尋ねをいたすわけでございます。

既に古紙業界というのは世界に冠たるリサイク

ルシステムを持つているというのが、俗に静脈産

業と呼ばれる回収業者の方々の自負心でございま

して、その確立をしている現状、それに対しまし

て、本法案の施行によってこれが悪い影響を受け

るのではないかという大変素朴な心配を持つてお

られるのであります。このことにつきましてま

ず簡単に御答弁をいただきたいと思います。そし

て、追つてもう少し詳しくお尋ねをいたします。

○江崎政府委員 お答えいたします。

古紙の再生利用でござりますけれども、これまで私ども政府、それから産業界が積極的に取り組んでまいりましたわけですが、その結果、古紙の利用量は年々増大してきておりまして、平成六年度では千五百三十八万トンに達しております。これは、製紙原料に占める割合、いわゆる古紙利用率で見ますと五三・四%というこ

とでございまして、今委員御指摘のように、まさに世界に冠たる水準と言つていいと思います。これには、古紙の回収業者によりますいわゆる民間の回収システム、それからもう一つが、学校面に対する場合に、既存のシステムへの、需給面でもとしましても、この既存の回収システムの果たしております役割の重要性にかんがみまして、大変大きな役割を果たしたわけでございます。私は民間の回収システム、それからもう一つが、学校面に対する場合に、既存のシステムへの、需給面等への影響を十分調査する必要があるというふうに考えております。

このために、今回の法案でも最大限三年間の適用猶予期間というものを設けております。その上で、現在千五百万トン余りに上つております既存に基づく市町村の費用負担によります分別回収システムというものが円滑に行われるようになって、いわばその上乗せとしまして、この法案にして、いわばその上乗せとしまして、この法案の回収システムに悪影響を与えることがないようになります。

このために、今回の法案でも最大限三年間の適応猶予期間というものを設けております。その上

で、現在千五百万トン余りに上つております既存

に基づく市町村の費用負担によります分別回収シ

ス템というものが円滑に行われるようになって

お困りのところがござります。

○西川委員 古紙回収業者の方々は、ただいま

崎局長の御答弁にありますとおり、およそ千五百

万トンの古紙のリサイクルに携わっております。

現有の処理能力をもつてするならば、あと二、三

百万トンほどの余裕はあるという現状のようでござります。

そこで、これらは長い間苦労されて設備をいた

り、また、長年の経験から古紙の市況等について

の十分な知識をお持ちでございまして、こうした方々の力といいますか、経験といいますか、御苦

労、こういうものを、指定法人の運営に関する

参加といいますか、指定法人からこういう方々に

対して、委託が受けやすいような形というものが

保証されないだろうか。つまり、各自治体における分別収集の委託でありますとか、分別収集計画の策定といふものにこの方々の経験や見知を活用するということが、リサイクルの動き、機能といふものをより効果的にしていくものではないか、こういうふうに私は考へるわけでございます。

先ほどお尋ねしましたとおり、長い間かかる投資もしてきた、苦労もしてきた、そして産廃業者や一般廃棄物業者と違つて、古紙回収業者は許可業ではございませんから、需給関係によつてひどい目に遭つたときもあつた。町の中で古新聞、古雑誌、うるさいくらい回収に来ていた人がびたつととまつた時期がございました。もう新聞紙が余つてしまふ。そういう需給の調整ができないがためにごみが増大をしたという事実が実際問題あるわけでございます。

そういう苦しい体験を経て今日この方々が、このリサイクル法に賛成をしていこう、通産省や厚生省の御説明を、最初のうちはいろいろ不安もあつたし不満もあつた、しかし、私どもに対するいろいろな御意見を伺いますと、これから政省の方々が、こなつておられる方々がいるわけでございます。

そこで、くどいようでございますけれども、先ほどとは少し観点を異にいたしますが、そつした方がいわゆる指定法人等に参画をして、またいろいろな計画に、その立案、策定に参与をするなどとは、その運営については、基本的に譲り受けます。そのためには、基本的には民間主導で行われるものと考えております。

指定法人は、民間事業者である特定事業者の再商品化義務を代行するという役割を担う法人でございまして、その運営については、基本的には民間主導で行われるものと考えております。

ただ、その場合、例えば評議委員会みたいなものが指定法人の中に設けられて、恐らくは事業者、消費者あるいは地域を代表する方がメン

バーとして入られる。そのような場合に、今委員御指摘のよう、高い知見と経験を有される再商品化業者の代表の方、古紙関係の方も含めて、当然そういうメンバーの対象の一人として、ならぬ可能性は十分あるというふうに考えております。

○西川委員 太田審議官に重ねてお尋ねをいたす

わけでございますが、実は、この指定法人制に関する規定をここに盛り込んだことについて、これが問題なのだ、こういう意見があるのです。それが意見についてどういうふうに思われますか。

○太田(信)政府委員 特定事業者の方々、恐らくは十九万からの人數になるかと思いますが、そう

いう方々が義務を履行するというためには、もちろんみずから再商品化事業者の方を見つけてくる、あるいはみずから再商品化をやられるという道も当然ございますが、多くの方々、特に中小企業の方々は、そういう指定法人に業務を委託することによって義務履行を果たすという観点からすると、指定法人は、やはり今回の容器包装のリサイクルシステムの中では必要不可欠なものというふうに考えております。

ただ、当然のことながら、その指定法人が非常に独占的な運営をするとか、非常に排他的であるといつておられる方々がいるわけでございます。

そこで、くどいようでございますけれども、先ほどとは少し観点を異にいたしますが、そつした方がいわゆる指定法人等に参画をして、またいろいろな計画に、その立案、策定に参与をするなどとは、その運営については、基本的には民間主導で行われるものと考えております。

そこで、牛乳パックでございますとか、最近ではジュース、ウーロン茶、お茶のたぐい、清涼飲料水、またミネラルウォーター、飲料用の紙器、また段ボール、紙箱、こういうものについてどう

十一日まで義務猶予をすることでございます。

○西川委員 そうすると、確認をいたしますと、ちなみにと審議官がおっしゃった百十万という数字、この方々は今回適用除外ということであると

いうことがわかつたわけでございます。

○西川委員 さあそこで、そうしたこの指定法人制に対する既存の業者の方々からの不安、果たしてそこに入れるのだろうか、何か特別な官の力が働いて、規制が強化されて自分たちは排除されてしまうのではないかというような心配を持った人たちがいるのですね。そして、その根拠を聞いてみますと、地方自治体が収集を行ふ、このところに大きな懸念があるのだ。つまり、その許可、認可という武器を使われて、今までの既存の業界の方々が排除されてしまうのではないかというような心配を持つておられる方々もいるわけでございます。

そういうようなことも私どもは懸念をして、ただいまお尋ねをしたわけでございますけれども、だいまお尋ねをしたわけでございますけれども、民間の方々が参画をする余地は十分あるといいますが、これは古紙の品質が極めていいわけでござりますので、リサイクルが比較的容易に行われるというふうに考えておりまして、その意味でこの法案の施行と同時に法案の適用対象にしていいの

今先生御指摘の飲料用の紙容器、紙パックです

が、これは古紙の品質が極めていいわけでござりますが、これが古紙の品質が極めていいわけでござりますので、リサイクルが比較的容易に行われるというふうに考えておりまして、その意味でこの法案の施行と同時に法案の適用対象にしていいの

ではないかというふうに考えております。

ただ、紙箱ですとかあるいは段ボール、こういったものにつきましては、既存の回収システムへの影響を十分見きわめる必要があるということと

と、製紙原料以外の新しい用途を開拓する必要があるということで、これは技術開発の問題なので

が、こういったことに時間がかかります。したがいまして、法施行後最大限三年間の猶予期間を置きました、今申し上げましたような問題を十分見きわめてから対象にしたい、このように考えております。

○西川委員 私も、今局長の御答弁の中で再商品化の具体的な名前も挙げられておられますし、私どもいろいろと勉強会を重ねる中で、いやしくもそうした官の介入が不当な形であるということは、そんな指摘をされることすら受けないことであるというようなお話を伺つたような記憶がござりますから、その辺につきまして

は、やはり私どもとしてはぜひひとつ、こうした法案のできる前にそれがたとえ業としてではあつても、リサイクル型社会の推進のために努力をしてこられた方々を大切にしてあげてくださいというふうに申し上げたいわけであります。

そこで、牛乳パックでございますとか、最近では

か、あるいは経済的には現状のままではなかなか小規模企業は恐らく百十萬ぐらいの数字になるかと思つております。

○江崎政府委員 古紙のリサイクルを進めると猶予をされた中小企業も含めた数字でございまして、小規模企業は入っておりません。ちなみに、には、今までのシステムをより一層効率化する

うか。

して再商品化していく中で、紙以外、紙として、再生紙として使われる以外にどんな用途があるのか教えていただけますか。

私どもは通産省では、既に古紙を「コンクリートの型枠」として使うということを実は研究をしておりまして、既にこれは平成五年の予算をいたぎまして、二億七千万円ほどですが、そういう研究をしております。それから、業界におきましても独自にいろいろな研究がなされておりまして、例えば住宅用の断熱材ですか、あるいは農業用のマルチシートといいまして、雑草が生えないようにして土を覆うようなシートがございますが、こういったような研究がなされております。

私ども、これだけではなくて、いずれにしてもこういう古紙の新規用途の開発にこれからも努めたい、このように思つております。

○西川委員　ここで今急に変なことを思い出したのですけれども、私の家の商売は布団屋なのですよ。寝具会社なのです。それで、いろいろな建設会社の現場に布団を買ってもらつた時期がありまして、私が学生のころおやじが、おまえも苦労しないさやいかぬからと言つて、現場で働けと言われて布団を運んでいたことがあるのです。横浜の先の文化住宅の建て売り住宅の現場に。そうすると、当時はひどいもので、見えないところのトンボンぶきというものは全部段ボール、つまり今言うのと逆なのですよ。本来ペニヤ板を使わなければいけないところを段ボールを使って手抜きをして、少しでも利を上げようとしていたのですけれども、今急にそれを思い出したのです。

逆に言うと、こういう廃棄物を利用して、まさ

かをそういうものに使えば、ということを奨励するといふことではなくて、つまり木材の伐採がこれによつて少しでもセーブをされる、スローダウンするというような、代替資源として活用されれば、これは環境保全に資するところ大である。そういう意味で、今の例などは、先ほどの和田先生のプラスチックと同様、大いにひとつこういうものは研究開発をしていていただきたいと思うのですね。

なぜこんなことをお尋ねするかといいますと、先ほどいわゆる牛乳パックであるとかティッシュペーパーの箱であるとかそんなものははどうするのだということをお尋ねしたのは、今の古紙業界は、二〇〇〇年には古紙の混入率といいますか利用率を五六%にしようとして努力をしているわけでございますが、先ほどの御答弁の中にあつたとおり、本当は六年度は五五%を目指していたのですけれども、五三・六しか達成できていないという実情にかんがみて、余剰なんですね、もう既に。

ですから、古紙として再生利用する以外の道をどんどん開発をしてあげないと、どんどん分別されて、収集されて、そしてそれが結局は野積みになつてしまつということも考えられるわけです。そんなに詳しいわけではございませんから余分なことは申し上げませんけれども、そういう例が例外国ではもう既にあつたというふうに聞いておりますから、ぜひひとつ川下のはけのいいような仕組みをやはり考へていただかなければいけないといふうに、私はこの機会にお願いを申し上げておきたいと思うわけでございます。

そこで、今この円の急騰の中で、実は私は当然諸外国からのバージンペルプなどは値下がりをしているのだろうと思って、勝手にそういう質問を組み立てて、円高でバージン原料価格の低下が生じているが、というふうに断定的に質問をつくってみたのですが、幸いなことにこの委員会が始まることよつと前に、専門の人によつと聞いてみたら、とんでもありません、逆ですよと言われたので

百ドル台になつていてますよ。つまり、円高なのに輸入の紙原料は値上がりしているというのですね。値上がりしている。

そうならば、私の最初の質問の予定は、こういう状況下で古紙のリサイクルは進むのか、こう逆にお尋ねする予定でおったのですが、進めなければいけない、このチャンスに。しかし、輸入品を市場開放しろ、黒字体質を減らせという場合にもバージンパルプだとかこういうものは当然その対象になるのでございましょうから、大変苦しいですね。どうしたらいのでしよう、こういう問題は。漠然としたお尋ねですけれども。

○江崎政府委員 紙製品をつくる場合に、すべて古紙でつくるというわけにはいきませんで、紙のある程度の品質を保つために一定量のバージンパルプというものはある程度までいかざるを得ないということだと思いますが、たとの中でも品質の許される範囲でなるべく古紙を使っていくということが我々大切だと思っておりまして、現在の中では、先生御指摘のように、円高下ではありますか、むしろ世界の需給が非常に逼迫しておまりして、パルプとかあるいはチップの値段が非常に上がっております。したがいまして、むしろ古紙を非常に選考するという状況に幸いなつてゐるわけでございます。ただ、それはたまたま今までの需給がそうなつてゐるだけございまして、将来の需給いんかんでは、場合によつてはまたパルプの価格が低下して、そうすると古紙よりも新たなパルプを選考するというときが来ないとも限らないということでございます。

私どもは、いずれにしても、再生資源の利用の促進に関する法律というのがございまして、今委員御指摘の古紙の再生利用率の目標を定めて、みんなそれに向かって努力をするというのがございまして、今まさに御指摘のように平成七年の三月末に五五%達成しようということで努力をしてきて、若干そこに満たなかつたのですが、そういう方向にかなり進んでまいりました。

現在実は二〇〇〇年目標の計画づくりをしておりまして、そこでどのぐらいにするか今計画をつくりっている最中ですが、そういうものを通じまして、需給に余り影響されずに古紙の利用率を今後も高めていきたいというふうに私ども努力していられるつもりでございますし、業界にもそのように促していきたいというふうに思っております。

○西川委員　仄聞いたしますと、アメリカ合衆国などでは、各五十の州のうち幾つかは、自州で発行、販売される新聞の古紙混入率を州法で定めている州まであるというようなことも伺っております。我が国はそれぞれの購読者数、販売部数が極めて高いために高速輪転機を多用せざるを得ない。その引っ張る圧力に、張力に耐えかねて古紙の混入率を上げることができないなどということを聞いておりますけれども、そういう問題もいろいろと工夫をしていただく必要もあるな、こういうふうに思います。

こういう質問をしながら、私は矛盾するのは、きのう規制緩和の特別委員会でベーパーレス社会をつくらなければだめだという質問をいたしましたで、そうなると紙の使用量がまたどんどん減ってきて、それはそれでトータルの環境にとつてはいいことだと思うわけでございますけれども、余談はさておきます。

そこで、リサイクルが進んでいくためには、分別をして出してくださる御家庭、一般の皆さん、そしてそれを收集してくる自治体と、仮にそれを引き取つていよいよということで入札をして買つていただくなれば大変なことにならぬかと思つていいかないと、ぎくしゃくしてはまずいと思うのです。ぎくしゃくするのには段階とかそういうことはなくて、形状、形でありますとか質でありますとか、そういうことが大事だらうと思うのです。

そこで、ガラスの瓶の業界の方々に伺いますと、ガラス瓶の原料を再生利用するための必須条件は、色をこちやまぜにされたらもうこれはだめなんだ、こういうことなんですね。理想は四種類に分けることなんだそうです。しかし、できました

ら三種類ぐらいに分けてもらわうのが助かるんだ、こういうのが業界の皆さんとの声なんです。茶色いビール瓶のようなもの、それから透明の瓶、それ以外の瓶です。こういうことをせひやつてもらいたいというのがあるのですが、これについてこれから市町村にぜひひとつ指導していただきたい、徹底をしていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○小林(秀)政府委員 ガラス瓶の分別基準につきましては、ガラス瓶をどのようにリサイクルしていくかということを考慮しながら決めていくことが必要だと思つております。それで、白い瓶それから茶色の瓶というのはまたそのまま瓶に。ただ、その他の色についてはなかなかそれが難しいというような現状にあるわけございまして、現在でもガラスの分別収集は大体三つぐらいに分けるというのが六割の市町村で実際に実施をされているところでございます。それで、我々いたしましては、この市町村の実態を踏まえまして、ガラス瓶につきましては、白、茶色、それからその他のグレードの三色に分別するところが適当であると今考えておるところでございます。

○西川委員 せひひとつそした方向でお願いをしたいと思います。

そこで、ガラス瓶の工場がそうした原料を遠方から収集を行つた場合、当然分別でございますが、運搬コストというのではなくてございませんね。市町村の保管施設から引き取るケースの場合、こういうものを無償にするというようなことは考えられるのかどうか。

つまり、これは、簡単にお尋ねして恐縮なんですが、後刻、連合審査の場合に、分別収集、処理処分の経費のコスト等の透明化といいますか、こういう問題に関心を強く持つておられる同僚もおりますので、そういう観点からまた詳しくお尋ねをすると思いますが、私は、ビジネスとしての収集者の、特にガラス工場がじかに原料としていただいてくる場合の、コストにかかる問題でございましょうか。

ざいますから、遠隔地からこれをとつてくる場合には、その運賃については御考慮をいただけるもののかどうなのか。こういう一つのルールといふものができるのかどうか、こういうことなんぞがございますが、いかがでございましょうか。

○太田(信)政府委員 分別収集されたものをまずどこで保管するか。これは、社会的に不効率で過大な費用の発生はやはり避けた方がいいということことで、例えば一部事務組合等を活用した広域的な保管が重要。こうしたことでは、本法においては、一定の人口を対象に保管し得ること、あるいはその再商品化施設、工場等への輸送距離が効率的なものであること等を保管施設の基準として定めます。

ということで、委員御指摘のような御懸念はないかと思いますが、いずれにしても、本法案においては、再商品化を行われる分別基準適合物は、当然に市町村からの引き取りの際は無償となるものでござります。それでもなお、例えばカレット業者の方が赤字になる、輸送費等々で、カレットの加工代とかいうことになる場合には、その部分がまさに特定事業者が負担をするということを費用補てんが行われることになり、再商品化が進むというシステムになつているところでございます。

○西川委員 くどくて済みませんが、わかりやすく言うと、最大消費地である東京、大阪のようない、しかし、過疎的なところでも廃棄物は出るわけでござりますね。市町村の保管施設から引き取るケースの場合、こういうものを無償にするというようなことは考えられるのかどうか。

特に、一九九〇年代に入りましてからこういう方式というのは導入されてきておりまして、具体的に申しますと、先ほどおつしやいましたように、ドイツでは九一年の六月からこういうような制度が導入され、デュアルシステム・ドイツチユラントという仕組みで動いているわけでございます。さらに、フランスでは九二年の四月に同様な仕組みが導入されまして、エコアンバラージュというような会社を中心に行なわれています。

そういうのを背景にいたしまして、ヨーロッパ連合では昨年の十二月、EC統一指令というのをつくりまして、ほかの国でもこういうような仕組みを導入しなさいというようなことになつております。ですから、ほかの国でも国内法というかを

い、こういうふうに思います。

私は紙とガラスについてお尋ねをしてきたわけですが、あと時間も少しございますから、他の点についてお尋ねをしたいと思います。

実は、去年の夏でございましたけれども、自由民主党の奥田幹生先生を团长とされる衆議院環境委員会の欧洲視察団の一員に幸福にも加えていた

ときまして、ドイツのデュアルシステム、グリューネ・ブンクトの仕組みを実際現場で見、また関係の消費者団体、環境団体、また有限会社の社長さん等にお会いをしてまいりました。なかなか御苦労をされているようでござります。

そこで、国際的な流れの中で一般的なお尋ねで恐縮でありますけれども、諸外国ではこの容器包装のリサイクルについてどういう方法をとっているのか。ドイツ型のグリューネ・ブンクトの方式または違う方式、いろいろな方法があろうかと思ひますけれども、この法案審議の参考に資するためにひとつ御教授をいただきたいと思います。

○齊藤政府委員 先ほどドイツのシステムをおっしゃいましたが、こういうような包装容器廃棄物の総括的といいますか、包括的リサイクルシステムといいますのは、欧州、ヨーロッパでスタートしております。

特に、一九九〇年代に入りましてからこういう方式というのは導入されてきておりまして、実際に申しますと、先ほどおつしやいましたように、ドイツでは九一年の六月からこういうような制度が導入され、デュアルシステム・ドイツチユラントという仕組みで動いているわけでございます。さらに、フランスでは九二年の四月に同様な仕組みが導入されまして、エコアンバラージュというような会社を中心に行なわれています。

そういうのを背景にいたしまして、ヨーロッパ連合では昨年の十二月、EC統一指令というのをつくりまして、ほかの国でもこういうような仕組みを導入しなさいというようなことになつております。ですから、ほかの国でも国内法といふことで、再利用しないで何でも埋めちゃって、それが限られたわけでござりますけれども、その降つてくる灰の中に、ヤクルトの瓶があつたり、瓶というか容器があつたり、要するにPETボトルがたくさん火山彈とまじつて飛ぶことができたり、そういうことになりますよ。処理しないで、再利用しないで何でも埋めちゃって、そ

してこれでいいんだというようなことをしていたら、とんでもないことになりますよ。やつと私たちはそういう愚かさに気づいたので、有限の資源を何回も繰り返し使いながら、多少のリーケしていくエネルギーは補充しながら、私たち大切なこの資源を利用していく。そういう社会をつくるべきだ、我が國としてはここにその第一歩を、先ほど申し上げているマイルストーンを打ち立てるのだ、こういうことで私はこの法案を審議をさせていただいてきた通産省サイドとすれば、こういうような業界をいろいろ指導され、また協力を仰ぎ、日本の経済の活力をそがないようにしながらバランスをとつて、環境と経済の発展というものをきちっとバラシをとっていく、こういうことに意を用いながら努力をされるのだろうと思いますが、ここに一つ新しく派生しますのは、環境ビジネス、こう一括して呼べるような範疇のものがこれから育つてあります。

リサイクル事業者を育成強化をするということ

が極めて大切でございます。そして、それ以外に

市民団体の方々の御苦労や、また、さつき申しま

した学校教育を通じてこの資源の大切さ、リサイ

クル型社会をつくることの意義というものを教え

ていくことが必要でありますけれども、そ

れと同じぐらい重い意味で、新たなビジネスとしてこの環境というものをコマーシャルベースに乗せていくことが通産省としては一つ大事な役割で

はないか、私はこう思うわけでございますけれども、この点についての御意見を伺いたいと思いま

す。それから创意工夫が最も発揮されるべきところ、され

ら、とんでもないことになりますよ。やつと私たちはそういう愚かさに気づいたので、有限の資源を何回も繰り返し使い続けるんだつたら、わざわざそんなりサイクルという手間暇をかけて、お金もかけてそういうものが出でまいりまして、円高によりましたらさ

まざまなものがやはり安くなつてくる。安く入つ

てくるんだつたら、わざわざそんなりサイクルと

いう手間暇をかけて、お金もかけてそういうもの

をつくる必要がどこにあるのかな。そんな邪魔く

さいことをせずに、また今までのようにあるもの

を買ってきて使って、消費というのですが、捨て

ることを我々強く期待しているところでございます。今まで費用補てんがされなかつた場合でも、いなかつたのではないかなど思つております。あるいはこのシステムが運営するにあつたといふう意味で私たちの世代というのは、そういうふうなものにならされたときの、それがどうなったのか、そういうことを踏まえて、いろんな形での、先生言われましたような環境ビジネスが生まれてくることになりますが、我々としてもそういうものをしておきたいと思います。そこで、先ほど大臣が言されましたように、オイルショックがございました。小学校五年生の秋口だったと思ひます。町じゅうが真っ暗になりました。えらいこっちゃやな。灯油がなくなりました、ストップがたかれへんのと違つかといふふうになつてまいりました。それからほんの二十数年がたち、リサイクルという言葉が生まれてまいりました。

○西川委員 時間でございますので、質問を終ります。

○甘利委員長代理 続いて、吉田治君。

○吉田(治)委員 容器包装リサイクル法ということで、私は昭和三十七年の生まれでございます。それで、たしか小学校三年生か四年生のときに万国博覧会というのが私の地元の大坂で開かれまして、その後、大量生産、大量消費と、今の言葉で言う

とそういう世代でございます。大きいことはいいことだと言つてしまつたらこんな大きな体になつてしまつたというのは余談ですけれども、しかしながら、大きいことはいいことだ、大量に物をつくる、大量に消費する、そして捨ててしまうといふうなことを言つたというのですか、私どもこの教育がそういう教育だったと言つたら言ひ過ぎかも知れません。

今も忘れない光景がございます。私が小学校五年生のときだつたと思います。图画工作の時間がいうのがございました。先生が画用紙、色用紙をたくさん持つてきました。それで好きな塔をつくりなさいというので、そうですね多いものでしたら三十枚も四十枚も紙を筒にしまして、

○太田(信)政府委員 今回システムができますと、今まで有償で回らなかつたものが補てんを受けて再商品化、リサイクルされるということになりました。そのためのリサイクルをする方々は事業者の方ということです。创意工夫が最も発揮されるべきところ、され

ることを我々強く期待しているところでございます。今まで費用補てんがされなかつた場合でも、いなかつたのではないかなど思つております。あるいはこのシステムが運営するにあつたといふう意味で私たちの世代というのは、そういうふうなものにならされたときの、それがどうなったのか、そういうことを踏まえて、いろんな形での、先生言われましたような環境ビジネスが生まれてくることになりますが、我々としてもそういうものをしておきたいと思います。そこで、先ほど大臣が言されましたように、オイルショックがございました。小学校五年生の秋口だったと思ひます。町じゅうが真っ暗になりました。えらいこっちゃやな。灯油がなくなりました、ストップがたかれへんのと違つかといふふうになつてまいりました。それからほんの二十数年がたち、リサイクルという言葉が生まれてまいりました。

○西川委員 時間でございますので、質問を終ります。

○甘利委員長代理 続いて、吉田治君。

○吉田(治)委員 容器包装リサイクル法といふことだと言つてしまつたらこんな大きな体になつてしまつたというのは余談ですけれども、しかしながら、大きいことはいいことだ、大量に物をつくる、大量に消費する、そして捨ててしまうといふうなことを言つたというのですか、私どもこの教育がそういう教育だったと言つたら言ひ過ぎかも知れません。

今も忘れない光景がございます。私が小学校五年生のときだつたと思います。图画工作の時間がいうのがございました。先生が画用紙、色用紙をたくさん持つてきました。それで好きな塔をつくりなさいというので、そうですね多いものでしたら三十枚も四十枚も紙を筒にしまして、

のまま捨てに参りました。捨てたものを家に持つて帰つて、ばらして何かに使つたという者は多分いなかつたのではないかなど思つております。あるいはこのシステムが運営するにあつたといふう意味で私たちの世代というのは、そういうふうなものにならされたときの、それがどうなったのか、そういうことを踏まえて、いろんな形での、先生言われましたような環境ビジネスが生まれてくることになりますが、我々としてもそういうものをしておきたいと思います。そこで、先ほど大臣が言されましたように、オイルショックがございました。小学校五年生の秋口だったと思ひます。町じゅうが真っ暗になりました。えらいこっちゃやな。灯油がなくなりました、ストップがたかれへんのと違つかといふふうになつてまいりました。それからほんの二十数年がたち、リサイクルという言葉が生まれてまいりました。

今般、この法案で、私はここで大臣にそのリサイクルの必要性というのですか、きょうの本会議、また今までの各委員の御質問の中では何度も申されていて、おまえはわかつてないのかと言われるかもしれません、なぜ今この時期にこういうリサイクルというものが必要なのか。この法案が出てきたときにいろいろな方々が来られました。リサイクルされることによって、例えは今までの瓶の自主回収システムというものはどういうふうになるのかな。一升瓶なんかは、新しい瓶を大手の酒造メーカーが使って、それをリサイクルして、しようゆだとか小さなメーカーがその瓶を使っていました。リサイクル、リサイクルと言われると、これは新しい瓶を使わずに、リサイクルの瓶の方が安ければそつちに移してしまう、私たちの仕事は果たしてそのまま続くのかな。また、先ほどの西川委員の質問の中で、円高といふことがあつたとあります。それは、この公害防止といいますか、環境回復のために投資が経済の上でどのような影響を果たしたのかを分析をいたしました。

その結果、出でまいりましたことは、一つは、この投資を行わなかつた場合、環境破壊はより一層進み、非常に大きな社会の負担を生じていたであろうこと。同時に、非生産的な経費でありながら、この公害防止といいますか、環境回復のために投資された経費は、実質的な経済成長にマイナスを生じなかつたこと。そして、むしろその非生産的経費と思われて投入をされました経費の中から、今日振り返つてみると、新たな産業分野が創造されたこと。これらがその環境白書の中に行われた分析の結果であります。

私は、リサイクルの必要性というものが、先ほど西川議員が御自身の御地元の状況の中から説かれましたように、東京を始め大都市が既にみずからエアの中においてみずから排出

るという言い方がいいかどうかわかりませんが、そうする方がよほど日本の今のこの経済的な閉塞状態の中においては必要なことではないかなといふふうな率直な感想を私は申し上げたいと思いま

する廃棄物の処理に限界を生じている。しかも、他の地域において、例えば過疎の地域であるからといって大都市の廃棄物の処分場にされることは好まないという空気は、国内にどの地域にも共通するものであること。されば海洋投棄、海面埋め立てといった手法のみでこれに対応できるかといえば現実にはできない状況でありまして、大量の廃棄物を何とか減少させなければならぬ、減量化という問題があるうかと思います。同時に、その減量化とあわせて資源の有効利用という観点も、当然ながら我々としては捨てることはできないと存じます。

ただ、それと同時に国民経済の健全な発展との調和を図ることは、委員がお述べになりましたように、決して必要でないと思つてはいるわけではありません。例えば、廃棄物の処分につきましては、製品の原材料として利用するマテリアルリサイクルを進めるというものもありましょう。焼却によってエネルギー回収を図るサーマルリサイクルにふさわしいものもありましょう。将来、生分解性プラスチックといったようなものが中心になつてくれれば、おのずからまた新たな対応が可能にならうかと思います。

我々は適切な手段をどう組み合わせていくかということを今考へなければならなくなつていてと思つております。直接、今委員からの御指摘に答えることになるかどうかわかりません。しかし、この法律案を実施いたしました場合、容器包装廃棄物というものを分別収集し、再商品化をするためにどのぐらいのコストが考えられるかといいますと、例えは今、回収率三〇%という時点で、市町村が負担する分別収集の費用としては約千二百億円というものが想定されております。一方、事業者に一たん負担される再商品化費用といつもの場合は約一千億円程度であります。

廃棄物の減量化によりまして処理費用が低減すること、最終処分費用の高騰というものを考慮いたしました場合、私は、この法律案によつて社会的な費用が大きく増大するようなことはない、そ

う思つておりますし、何よりも、我々の社会が既に廃棄物を処分する場所すら得られなくなつていい状況の中で、リサイクルという概念を国民に持つていただごとく、そしてそれを仕組みとして組み上げていく努力を我々が払つていくことは当然必要なことではなかろうかと思います。

○吉田(治)委員 微に入り細に入りで、大体質問はこれで終わらせていただきたいと言つてもいいけれども、大きな環境行政の中でこのリサイクルと

いうふうなものをどういうふうに意義づけているのか、役割というものを環境庁の方はどうお考えなんでしょうか。

○金井説明員 環境庁といたしましては、環境問題の中でもリサイクルは極めて重要な課題であると認識いたしております。

先ほど先生の御質問の中にもございましたように、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式等によりまして、廃棄物の量の増大、最終処分場の残余容量の逼迫等に伴う環境への負荷が高まつておるところでございま

す。このため、廃棄物・リサイクル対策を進めることによりまして物質の循環を促進いたしまして、環境への負荷を低減することが重要な課題となつておると考へるものでございます。

このようないい認識のものとに、環境庁において取りまとめまして昨年十二月に閣議決定されました環境基本計画におきまして、廃棄物・リサイクル対

策を環境政策の重要な柱として位置づけたところでございまして、その中で具体的には、まず第一に、基本的な考え方といいたしまして、廃棄物の発

生を抑制すること、次に使用済み製品の再使用を

促進すること、三番目に回収されたもののリサイクルを行うこと、そして最後に、発生した廃棄物の適正な処理を行うこととしているところでござ

います。

特に包装廃棄物につきましては、計画の中に、「廃棄物の減量化を図り環境への負荷を低減するため、市町村が包装廃棄物を分別収集し、事業者

が引取り・再生利用を行ふ新しいシステムの導入を検討し、必要な措置を講ずる」こととされておるものでございます。

本法案はこのように環境基本計画を踏まえたものであると認識しております。環境庁といたましても、引き続き廃棄物・リサイクル対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○甘利委員長代理退席 大畠委員長代理着席

○吉田(治)委員 通産また環境の本当に御熱心なお話、よくわかるのですけれども、では一方、これを担う国民の意識というのですか、やはり分別

という形になつてきますと、きょうはちゃんとこうして出さないと、ごみの日やから出さないとあんな、こういうふうに分けとかないかぬなどいふ気持ちに果たしてなれるのかどうか。

例えは、この法案一つとりまして、では新聞にどれだけ載ったのか、マスコミがどれだけ取り上げたのか。国民がこういう法案審議を今してい

るということをどれだけ理解しているのか、そしてそれがどういうふうに自分たちの生活に影響を及ぼすのかといいますと、これは正直言つて、ああそういうのが出ているのと知っている人がます

まれでしようし、一部の方々は非常に、傍聴に来られて聞かれたりと熱心ではありますけれども、では一般国民のレベルになつた場合には、先ほど私

が大臣にお聞きしました必要性ですかまたその認識ですとか、では結果として自分たちがどういうふうにこれを自分たちの生活の中で活用していく、使っていくとどうふうなところまでなかなか至りづらいのではないか。

その中において、法案は通りました、システムは始まりました、そして主務大臣による基本方針が決まりました、市町村でこういうのができま

した、市町村の方から住民に対しまして、こういうふうに決まりました。何やこれ、何でこんなことが突然決まつたんだ、今までごみはまとめて捨てたらよかつたのに。

この法律案を実施いたしました場合、先ほど私

が引取り・再生利用を行ふ新しいシステムの導入を検討し、必要な措置を講ずる」こととされておるものでございます。

環境におくれているのかといふ意味になるかもしませんが、やはりごみは全部ごみ箱にはつり込

んで一緒に出すのですね、ついこの間まで。便利ですもの、それの方が。わざわざ新聞に分けて、瓶に分けて、瓶は別に持つていきますけれども。

やはりそういうふうな、素直に国民がどこまでそれを認識し理解し、そして決まつたことに従つていか、また、自分たちから意思を持つて、それを認識なのが、お答えいただきたいと思いま

す。

○齊藤政府委員 リサイクルを推進しますためには、まさに住民の方々がごみを分別して出すといふことで、市町村が行います分別収集に協力していただきというのがまず出発点でございます。さらには、リサイクルをして得られました製品の購入

ということを通じましてリサイクルの輪がより太くなつていくといふこともまた必要でございます。さ

らに、リサイクルをして得られました製品の購入ということが必要なわけでございますが、他方、今先生がおっしゃつたような感じと

いうのがまだあるのかもしれません。

通産省といたしましては、先ほど大臣も御説明申し上げたことであります。毎年十月をリサイクル月間いたしまして、その間、講演会あるいは表彰事業といったような事業を実施しております。

して、リサイクルについての広報というのを重点的に取り組んでまいりますとともに、国民の意識の啓発にも取り組んでいるわけでございます。

本法案につきましては、何度も新聞等で取り上げられたわけでございますが、その間、リサイクルの本質といふのにびたり焦点を当てて書いていたいたいのもござりますけれども、役所間の権限争いをおもしろおかしく書いておられた新聞も

あつたりしまして、私ども非常に残念に思つてゐる次第でございます。

この法案が通りました場合、再商品化をして得られましたものの利用の促進、さらに分別の収集への協力ということにつきましても、さらに私どもは努力していきたい、そして国民の皆様方の理解を得たいというふうに考えております。

○吉田(治)委員 通りまして実際に分別が始まりましたら、大臣が率先して分別をしておられる姿を国民の前でアピールしていただき、そういうふうなこともぜひともしていただきたいなと思つております。

そして、先ほど大臣の答弁の中にもございましたように、リサイクル自身の今後の展開というのですが、まず最初リターナブルからマテリアル、そしてサーマルと。また、かねがねパー・センティージで出てきておりりますリサイクル率三〇%という目標、果たしてその三〇%という目標がクリアでいるのかどうか、また三〇%という目標だけでいいのか。リサイクルの今後の展開、この法律自身、先ほどのお話を中で一里塚という言葉が出てまいりましたが、なるほど一里塚でございます。じや、その後、二里三里、長い道のりをどういうふうに今お考えなのが、お答えいただきたいと思います。

○橋本国務大臣 先般、時間の余裕がありましたとき、私は工業技術院の各研究機関をしばらくの時間をかけて見せていただきました。その中には、まさにリサイクルに関連するような多くの研究が行われております。そしてその中には、例えば汚泥にバクテリアを繁殖させることによりこれを油化し、燃焼させ、クローズドシステムで汚泥を処理するといったような仕組みすら研究がされおり、実用試験に一部は既に入っております。

私は、委員の今のお話を対して一つ本当に感じますことがありますのは、あれは昭和四十年代の後半から五十年代にかけてのころだったと思いますが、プラスチック製の廃棄物が家庭廃棄物の中非常に多く含まれるようになりました時期に、

全国の各ごみ焼却場の能力が一齊に低下をいたしました。なぜなら、その燃焼温度を上げなければなりませんものとしてこれを燃焼させることができない。低温で燃しました場合、有機塩素等を発生する。そして、その炉の本来の燃焼温度よりも低下も努力していきたい、そして国民の皆様方の理解を得たいというふうに考えております。

○吉田(治)委員 通りまして実際に分別が始まるとするといつた、全国民的な投資を必要とする事態が起きたことがございます。

私は、このリサイクルという問題に、委員は大阪の御自身の体験を踏まえて、国民はそういう不便なことはやらないかもしないよという御指摘でありましたが、これは委員にもぜひお手助けをいただきたいと思いますし、政府広報としても全効力を挙げて、国民の御協力を得られるような広報活動には努力をいたしますが、分別収集というものが定着するような御協力をぜひともお願ひを申し上げたい、そのように思います。

○吉田(治)委員 どうも大臣のお答えの方が先へ飛んでしまったようでした。

私がお聞きしたかったのは、リサイクル法案ができた、じや、このリサイクル法案ができたことによって、先々、パー・センティージですとか、今三〇%と言わわれたのがいつ四〇%、五〇%になるのであるとか、先ほども言いましたように、リターナブル、マテリアル、サーマルと、リサイクルの段階がどういうふうな順序でされていく予定があるのか、その辺のことをお聞きしたかったのですけれども。

○小林(秀)政府委員 この容器包装廃棄物の分別収集について、先ほどいろいろな答弁の段階で三〇%という数字が出てまいりますが、これは三〇%に達したときの状況をいろいろ考えるために、例えば試算をするときに使つておられるたまりまして、政府としては、この容器包装廃棄物の分別収集及びリサイクルが三〇%段階でとどまる

サイクルが進めば進むほど、これはいいことでございます。

ただ実態として、では、我が国、一〇〇%になりますのかと申しますと、市町村の中でも離島があつたり僻地があつたりして、実施をしても实际上収集にも回れないようなところがある。そういうようなところもありますので、一〇〇%になるということを考えているわけではありませんけれども、今回私どもは、国民の御理解をいただいて、できるだけ分別収集及びリサイクルが進むことを念願してこの法律を出していけるということをございますので、御理解をいただきたいと思います。

ただ、具体的に、じや何年でどのぐらいになるのかというところをよく聞かれるのでありますけれども、それについては今のところ、私たち、何年になつたらどのぐらいになるということを明確に申し上げるだけの自信がないということは御理解いただきたいと思います。

○吉田(治)委員 大臣せっかくお答えいただきましたので、その質問を申し上げたいと思いますが、本当に、新しい技術というのはリサイクルに関するでは非常にたくさん出てきていると思います。先ほど私、大臣、誤解を招いたら申しわけございません。普通、人間というものはより楽な方向へ行きたがる。そうしますと、こういう分別というのはちょっと手を煩わしますから余りしたくなれども。

私は、いつも東京駅から新幹線に乗るときはお弁当とウーロン茶を買っていくのですけれども、新大阪でありますときには、やはりお弁当はお弁当のごみ箱に、そして缶につきましたは缶の捨てるところにということぐらいしかまだできておりませんが、お互いそういうふうにさせていただけれど。ただ、国民の意識を高いレベルにど

う持つていくかというのは非常に問題ではないかなどということございます。

そして、本論に戻りますが、そういう中で新しい技術等々が出てまいります。また、一番最初の質問の中で申し上げましたように、たしかプラスチックに関しては二年間の猶予が法案で認められています。そうしますと、こういう容器をつくれられている業者さん、先ほど十九万また百十万元というお言葉が出ましたが、コストを支払う側といたしましては、容器のコスト、できるだけ高いものは避けたい。また、プラスチックと瓶でありますから、プラスチックは二年先だから、この二年間どんどんプラスチックの方にシフトといふのですか、そういうことはあり得るかどうかわかりませんけれども、そういうふうな危惧も持つておられると思います。コストの高い容器の淘汰という可能性がありますが、そうなつてきました場合に業者というのはどうなつていくのか、また、それがに対する対応を考えていらっしゃるのか。

素材メーカーというのも、ある意味で申し上げましたら、コストを負担はしておりませんが、どこかでコストを負担していただきたい。それは新しい素材を出していただくということとし、今後もまた活発に、今言われましたように工業技術院等々で出てくると思います。先ほど私、大臣、誤解を招いたら申しわけございません。普通、人間というものはより楽な方向へ行きたがる。そうしますと、こういう分別というものはちょっと手を煩わしますから余りしたくなれないというのが人情ではないかというお話をと、やがて。

○太田(信)政府委員 お答えいたします。

今回の特定事業者、義務を負担する者は、中身事業者と容器をつくっている者とすることでござりますが、どういうふうにお考えなのでしょうか。

私は、自身も、たゞくわけですが、最終的にはそういう費用は国民全体が負担するということでございますが、どういうふうにお考えなのでしょうか。

にはいかないわけですが、国としては、法案の中にも、国の責務として今回のシステムがどういうシステムなのかというのを国民へ周知、広報する、あるいは事業者等に対するガイドライン等を提示するということを通じて、市場メカニズムの中で再商品化に要するコストを円滑に転嫁し得る環境を整備していくことを考えております。

あわせて、今回例え三〇%の回収率になったときに、例えばP.E.T.ボトルでいっても一円強ぐらいの負担になるかと思います。こういう負担を中心事業者と容器メーカーが負担していくだけわけですが、負担は負担ではございますが、それほど事業そのものに大きな打撃を与えるほどの負担というわけではありません。

それから、素材メーカーについての御指摘ございました。素材メーカーは今は義務者にはなっておりませんが、当然のことながら、素材メーカーとして、例えリサイクルしやすい素材の開発をしていただくとか、あるいは製品の原材料として多く法上義務をかけて、なるべく原材料として多くの再商品化製品を利用していただくこと等我々は考へておるところでございます。

○吉田(治)委員 もう一点、先ほど申しましたように、瓶とプラスチックの二年間のタイムラグがござりますが、これに関してはどういうふうにお考へでしようか。

○太田(信)政府委員 プラスチックについて、P.E.T.ボトルは施行時から対象とする予定でござりますが、その他プラスチックについては最大限施行から三年おくれるということで、その間に、例え瓶だと紙容器がそういうところに転化といふか、需要がシフトするのじゃないかという御指摘もお聞きすることもあるわけでございますが、必ず三年以内には、公布から五年以内にはやるということがはつきりしておるわけでございます。

そういう中で、果たして、今までつくっている容器をガラスからプラスチックに変えるとこれはまた大変な投資が必要ですから、そういうことが

起こり得るか。全部がそろつたときには、御案内のように、プラスチックに関する費用負担が圧倒的に多くなるわけでございますから、そういうことも踏まえて考えますと、委員御指摘のような御懸念はないかと思っております。

○吉田(治)委員 本当に杞憂に終わればいいなど思つてゐるのですけれども、先ほどの大臣の答弁の中でも、リサイクル率が三〇%とした場合に自治体は約一千二百億円ぐらゐの費用がかかるということですけれども、それについて何らかの財政的な措置といふのですか、そういうものはもう自治省の方で考へておられるのでしょうか。

○岡本説明員 本法の施行に伴いまして、現在リサイクルを行つてない市町村では、本制度に参加しようとしたします場合に、分別収集の費用、それから保管施設の整備費用というのが増すことがあります。一方、既にリサイクルを実施されております市町村にとりましては、再商品化に係ります事業者負担の導入によりまして、市町村負担が軽減されることになります。

さらに、基本的には、先ほど来お話をございますように、分別収集の促進によりまして、今後収集量でござりますとか最終処分量が減りますとともに、最終処分場の建設費用も減ることになります。一方で、既にリサイクルを実施され事業者は工夫ができるのではないかと思つております。

○太田(信)政府委員 御指摘のように金額的に大きいか小さいかというの、それはまたお立場によつて御判断あるうかと思いますが、価格にそのままばり一円転嫁、例え一円の場合、転嫁するか、あるいは内容物を少し減らすとか、あるいはラベルについて工夫するとか、いろいろな形で事業者は工夫ができるのではないかと思っております。

いずれにしても、今回のシステムのメリットを享受されるのは我々国民全體なわけでございますので、そういうものは国民全體で負担するという環境づくりを、先ほど申しましたような広報活動あるいは事業者団体に対するガイドラインの提示等を通じて行つてしまいたいと考えております。

○吉田(治)委員 先ほどから同じ質問ばかりになってしまふかもしませんが、リサイクルという形になつてきますと、新しい技術も開発されてまいります。その技術開発によつてコストの高い容器というのは自然に淘汰されていきますし、もしもそういう技術しか持つていらない業者というのは淘汰される運命に、こういう中だから仕方がないと思うのか、いや、それらに対してもやはり新しい技術というものを積極的に提供する、情報提供するというふうなことを通産省の方としては考えているのかどうか、その辺、いかがなんでしょうか。

○太田(信)政府委員 リサイクルの発展にとって新たに行つところもござります、そういう費用、それから保管施設の整備費用等の所要額も出てくると思いますので、それにつきましては、市町村の動向を見きわめながら適切な地方財政措置を講じていただきたいというふうに考へております。

〔委員長退席、額賀委員長代理着席〕

○吉田(治)委員 こういうコストの話、企業負担、先ほど一千百億ぐらい、三〇%の段階であるという大臣の答弁ございました。審議官の方でできるだけ消費者の方へこれは転嫁するようしているんだということですけれども、先ほど言わされましたように、業者の皆さんにおかれても

ざいません。先ほど申しましたように、いろいろな形で我々、技術開発等応援していきたいと思つておりますし、そういう技術ができたときに、関係の事業者に情報を提供するなり、いろいろな形で利用していただくようなシステムをつくつていただきたいと考えております。

○吉田(治)委員 よくわかりました。一つの法律によってその業者が泣きを見るようなことがないようにしていただきたいと思います。

主務大臣が策定するということですけれども、ここで少しお聞かせいただきたいのは、その基本方針といふものがどれだけの、拘束力というのですか、一応市町村レベルで計画をつくる、そして都道府県に集約して中央へ持つてくる。しかしながら、基本方針というものがあるんだよというふうに

なつてまいりますと、これは地方分権という言葉が適切かどうかわかりませんが、そういう地方の自主性、地方の主体性を生かそうという中に於いて、基本方針といふうなもののがひょっとして、中央主導というのですが、今までのようになつてまいりますと、これは地方分権という意味での平均値といふのですか、そういうふうなものをつくつてしまつてしまつ縛りになるのではないかなどという危機の念を持つつておるのですけれども、その基本方針について、どういうふうに考えるか、それは全くつかんでしまつてしまつ縛りになるのではないかなどという危機の念を持つつておるのですけれども、その基本方針について、どういうふうに考え、どう運営し、そして実際どう各市町村、行政主体に反映させていくのか、お答えいただきたいと思います。

○小林(秀)政府委員 主務大臣の定めます基本方針は、容器包装に係る分別収集及び再商品化を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する国としての基本的考え方を示すものであります。また再商品化計画は、基本方針に即して、容器包装廃棄物の再商品化を行うための施設設置の見込みを示すものでございまして、市町村が分別収集計画を策定するためには、再商品化を行つたため

の施設設置がどのように進んでいくのかという二とを知つておくことが必要であることから、市町村の参考として示すものでございます。このように、基本方針及び再商品化計画はいずれも、市町村が分別収集を行うかどうかの判断を拘束するものではなく、基本的な指針として市町村の参考として示すものであり、地方分権の精神に反するものではない、このように考えておりま

す。

○吉田(治)委員 参考のとらえ方がやはり違つくると思うのです。参考はあくまでも参考と考えるのか、やはりそれに沿つた形にせないかぬのかなどいうふうな部分で、これは地方分権との兼ね合いもあって、これから五年間 地方分権推進委員会で議論されている中でもかかわつてくる問題ではないかなと思いますが、できるだけ地方の声を反映していただきたいと思います。

これは確認ですけれども、市町村がこの計画をしたくない、分別は、分別したくないという言い方はよくないですね、自分のところはそういうふうな捨てる場所が十分あるからこういうことはしたくないよ、そういうノートと言える権利というのがあるということを御確認いただきたい。

それからもう一点は、後の指定法人というふうな部分で、これから指定法人が国会で論議されにくと思いますが、指定法人をつくるからかえて指定法人を動かすために、結果として指定法人がやはりこれだけ仕事をしていますよというためにかえて、基本方針を使ってということはないでしょうけれども、地方にせめて何%は計画を出してくれとか、そういうふうな押しつけと言つたら語弊があります、ノルマと言つてもちょっとと言つてないということだけ御確認いただきたいと思うのです。

○小林(秀)政府委員 まず、市町村長さんの方

であります。

それから、指定法人の育成のためにこの分別収集を進めるということではなくて、先ほども通産大臣がお話をされましたように、容器包装廃棄物を分別収集して適正に処理し、そしてリサイクルに結びつけていくという、国としてこれは大切だということを言つておられるわけでございまして、それへの御理解を求めるということはあっても、その指定法人のためにこれをどうこうするということは全く考えておりません。

○吉田(治)委員 それをお聞かせいただいて安心いたしましたが、では、市町村段階で策定する場合、今までリサイクル法等々で各市町村とも随分実務にはなれていらっしゃると思いますが、新しいこういう法律に基づいての策定ということに関しても、厚生省並びに自治省さん、特に危惧の念とが、こういうところを注意しなければならないとか、こう考えているということがございましたら、お答えいただきたいと思います。

○小林(秀)政府委員 先生既に御案内だと思いますが、こういうところを注意しなければならないと

しゃるものでございまして、廃棄物処理法においても、市町村が一般廃棄物処理計画を策定し、その計画に基づいて適切な処理をされてきたところでございます。今回の法律案における分別収集計画の策定も、一般廃棄物処理計画の一環として行われるものでございまして、分別収集計画の策定に当たつて特段の実務的な問題はない、そのようになっております。

なお、厚生省といたしましても、市町村における分別収集計画の策定が円滑に進められるよう、都道府県及び市町村に対応して必要な技術的助言、指導等の支援をしてまいりたい、このように思つております。

○森元説明員 今回の法律に伴います計画の策定につきましては、ただいま厚生省の局長の方から御答弁がありましたとおりでございまして、本法の制定につきましては、これは最終処分場の残

余量が逼迫しているあるいは新規立地難というような状況の中で地方団体としても大変切望している問題でございます。

従来から廃掃法に基づきまして計画的な事業を既に実施しておるところでございますし、また住民の方々の御協力をいただきながら、既に全国でも千三百余の団体が何らかの形で分別収集を行つておられるところでもござりますので、今回の法律の制定に伴います新たな計画の策定あるいは分別収集の体制の整備等につきましても、私ども自治省といたしましてもさほど問題ないかと思いますが、関係省とも十分連携をとりながら適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○吉田(治)委員 その中で、ちょっとお聞かせいこういう法律に基づいての策定といふことに関して、厚生省並びに自治省さん、特に危惧の念とが、こういうところを注意しなければならないとたまきたいのですけれども、再商品化するときに、特定事業者が独自のルートでやるという一つの方式があると聞いております。その独自のルートで再商品化する場合に、特定事業者といふのは主務大臣の認定といふものが前提になるやうに聞いておりますが、この認定がえてして厳しくなつて、指定法人のことばかり言つて恐縮ですけれども、指定法人経由でないとやりづらいとかそういうふうな、この認定についてどういうふうにお考えなんでしょうか。

○太田(信)政府委員 委員御指摘のように、今回の法案では、特定事業者が義務を履行する方法として、一つは指定法人に委託するというやり方、もう一つは、事業者がみずからあるいは再商品化事業者を見つけてきて、そこに委託して義務を履行するということでおられます。その場合は、

いろいろ地域から集めていたぐくといふうこととで、この認定自身極めて羈束的といふか定型的なものでございまして、申請も書類のみということとで、地域の企業の方でも、例えば郵送等で認定の申請を行うことが可能で、不利益はないというふうに考えております。

○吉田(治)委員 よくわかりました。その辺のあんばいというのは難しいところですけれども、でんぱいだけ政省令等で、大阪弁で言うと、あんじょう頼みますわと申し上げておきたいと思います。

次に、このリサイクル事業者というふうなもの、これが先ほどから静脈産業であるとか、また私どもの立場からしたら、新規雇用という部⾨から、これの基盤整備というものが非常に重要な役割を果たすものであります。その辺の施設が固有の事務として主体的に進めてきていらっしゃるものでございまして、廃棄物処理法においても、市町村が一般廃棄物処理計画を策定し、その計画に基づいて適切な処理をされてきたところでございます。今回の法律案における分別収集計画の策定も、一般廃棄物処理計画の一環として行われるものでございまして、分別収集計画の策定に当たつて特段の実務的な問題はない、そのようになっております。

○太田(信)政府委員 リサイクル事業者を育てていかなくてはいかぬということは、もうそのとおりでございまして、我々も従来から俗称でございますが、省エネ・リサイクル支援法というものに基づきまして、いろいろな形でリサイクル事業あるいはリサイクル技術の発展、進展のために施策を講じてきているところでござります。特に中小企業については、中小企業金融公庫あるいは保険公庫等の特例を設けまして全面的に支援していくところでございまして、今後ともそういう形で努力していきたいと思っております。

ただ認定と申しましても、例えは廃棄物処理法の許可取り消し歴がないとか、そういう欠格要件に該当しないこと、あるいは一般廃棄物処理施設の設置許可を要する施設にあってはその許可を取得していること、あるいは認定を受けて行う再商品化量が義務量のある一定割合以上であればいろ

というか配慮、それからリサイクル業者に対する支援ということを講じていろいろなお金が使われるといふことございますので、いろいろなお金としてもできるだけむだにされないように。

それから、事務方に先日お聞きしましたら、これによつて幾らぐらいの経済効果があつて雇用が何人ふえるのかといいますと、なかなかそういう計算しづらい。大臣もよく海外でセンター代表とかと交渉されるときに非常に数字をよく使われる聞きますし、また、CNNですかCBSとか、今ケーブルテレビとか見ておりましたら、やはり諸外国、何か数字を言うときには、裏づけには、これによつてこれだけ雇用がふえるんだとか経済効果これだけあるんだよという言葉が出てまいりますが、これが国の予算を使つたら結果としてこういうものが出るんだよというふうなものを、なかなか細かい数字は無理でしようけれども、大ざっぱなものがこれからは出るよつてお願い申し上げたいと思います。

あと二点ばかりこの件に関してもお聞きしたいと思います。

法律上はこれ十年で一応見直しという形でそれが、やはり技術の進歩ですかまたさまざま社会状況の変化、より一層の円高等々を考えた場合に、この法律自身の見直しというふうなものを私は柔軟に進めなければならないときが来るのではないかかなと思うのですけれども、その辺についてどういうふうにお考えなのか。また、これは事前予告しておりませんが輸入品でございますね、輸入のウイスキーですか輸入のビールですか、そういうふうなものについてのこの法の適用についてはどういうふうにされていくのか。

○太田(信)政府委員 今回の法案の中で、十年後の見直しという条項がござります。これは国会全体

の規制緩和の流れの中で、規制関連の条項に関して設けられているものでございます。そういう趣旨でございますが、委員御指摘のように、技術の進歩というのはまさに日々、日進月歩でございまして二百億ですとか、いろいろお金が使われるといふことでござりますので、いろいろなお金としてもできるだけむだにされないように。

輸入については、当然のことながら、輸入される容器包装については、国内で生産、利用されているものと同じように義務がかかることになります。

○吉田(治)委員 大体以上で終わらせていただきますけれども、最後、ちょっと時間がございますので、きょうの本会議等々で大臣もお答えいただいている日米の自動車の包括協議、またWTO提訴の件でございますが、大体きょうの本会議で大臣の見通しというのをお聞かせいただきまして、なるほどそのとおり、もつともだ。また、この過程における大臣以下事務方、皆様方の御苦労

というものは並々ならぬものだと思ひます。また、本日はこうしてOECDで本当に日本のために働かれて帰つてこられた、その疲れた体を押して、なるほどそのとおり、もつともだ。また、この委員会参加というのを本当に頭の下がる思いでございます。やはり、体力勝負ということもあら、淡々とこの協議を進めてまいりたい、そのようになります。

また、各国、各機関との対談の中で共通いたしておりました第一項は、今回のアメリカ側の一方的な制裁措置というものがWTOのルールに照らして違法であり、また求めていることは最惠国待遇に反することである。同時に、この一方的制裁措置そのものも最惠国待遇に反することであり、一〇〇%の関税というものは関税譲許に対しても問題のあること、この認識は各国、各機関ともに一致いたしております。

ただ問題は、これとともに日本の市場の閉鎖性というものに対して漠然たる共感がヨーロッパ勢の中にはござります。そしてそれは、その国によりまして問題と思つてゐる部分は必ずしも一致いたしておりません。例えばイギリスにとりましては、しそうゆうとウイスキーの税率が非常に今頭に上つておることでありますし、自動車の部品生産に非常にウエートの高い国は補修部品市場というものに漠然たる疑念を抱いています。さらには金融サービスにおきまして、通信、情報の世界における

きましては接続性の問題につきまして、それぞれ違ひはありますけれども、そうした意味での日本市場が閉ざされているのではないかという漠然な不安感、これは共通をいたしております。

そして、アメリカ側は今後この部分に焦点を合併してPR活動をするであろうと予測をいたしてあります。それだけに、私どもは現実に開かれております。

日本政府としては、五月十七日にWTOの手続き上げておりますように、いろいろな形での技術開発の支援等を行つていただきたいと思っております。

輸入については、当然のことながら、輸入される容器包装については、国内で生産、利用されているものと同じように義務がかかることになります。

○吉田(治)委員 大体以上で終わらせていただきますけれども、最後、ちょっと時間がございますので、きょうの本会議等々で大臣もお答えいただいている日米の自動車の包括協議、またWTO提訴の件でござますが、大体きょうの本会議で大臣の見通しというのをお聞かせいただきまして、なるほどそのとおり、もつともだ。また、この過程における大臣以下事務方、皆様方の御苦労

というものは並々ならぬものだと思ひます。また、本日はこうしてOECDで本当に日本のために働かれて帰つてこられた、その疲れた体を押して、なるほどそのとおり、もつともだ。また、この委員会参加というのを本当に頭の下がる思いでございます。やはり、体力勝負ということもあら、淡々とこの協議を進めてまいりたい、そのようになります。

また、各国、各機関との対談の中で共通いたしておりました第一項は、今回のアメリカ側の一方的な制裁措置というものがWTOのルールに照らして違法であり、また求めていることは最惠国待遇に反することである。同時に、この一方的制裁措置そのものも最惠国待遇に反することであり、一〇〇%の関税というものは関税譲許に対しても問題のあること、この認識は各国、各機関ともに一致いたしております。

ただ問題は、これとともに日本の市場の閉鎖性というものに対して漠然たる共感がヨーロッパ勢の中にはござります。そしてそれは、その国によりまして問題と思つてゐる部分は必ずしも一致いたしておりません。例えばイギリスにとりましては、しそうゆうとウイスキーの税率が非常に今頭に上つておることでありますし、自動車の部品生産に非常にウエートの高い国は補修部品市場というものに漠然たる疑念を抱いています。さらには金融サービスにおきまして、通信、情報の世界における

と思ひます。それがますます増幅しはしないかな。世界第一と第二の経済大国がそういう衆人環視のもとで、言い争いといふか、口汚く、ののしりとまで言つたら言い過ぎかもしません、そういう姿というのは果たして健全なのかなという気がいたしております。

できましたら大統領と総理との会談にでもよつて一度この事態の打開を、それが不可能であれば、橋本総理大臣の出現を待たなければならぬのかもわかりませんけれども、そういうふうなことを考えなければ、日米関係といふもの、また世界の中の日本、アメリカを考えたときに、ちょっとどうかと思っております。

また、これは余りにも杞憂過ぎるかもしませんが、この件が議会においても支持を集めている。そうしますと、日本の安全保障という部分と絡められて、何だ、日本はフリーライダーじゃないか、ただ乗りしているんじゃないか、その上でそんなことまで言うのかいというふうな意見がかつてよく聞かれておりましたが、そういう声にまた火をつけるということがなきにしもあらずかなと。その辺いろいろつら考へておるのですけれども、その辺について大臣の御所見と、事務方のお答えをいただきたいと思います。

○橋本國務大臣 事務方にお問い合わせの部分も現時点におきましては私からまとめてお答えをさせていただきたいと存じます。

現在、我が国の自動車メーカー各社におきまして、当面はやはり様子を見た上、今後具体的にその生産、出荷の計画を検討しようとしているところでありまして、各社及び関連企業が、仮にその制裁措置が現実のものとなりまして、影響を本格的に受けるとすれば今後のこととありますし、現時点におきましては、各社ともに具体的に影響を推測するのは非常に困難な状況であります。今のことろ、非常に冷静な受けとめがなされておりまして、実はパリでも私はこの点は心配になりますし、通産省の方に電話を入れたこともございますけれども、非常に冷静な対応をしてくれております

した。

先般の補正予算措置を含めた既存施策を活用し、事態が悪化いたしましたときには、少なくとも当面、対応させていただきたい。また、そういう意思は十分に表明をしておりまして、私どもとしては、影響を十分に注視しながら適切な対応といたします。

それで、私は、今回のWTOの手続によつてこの問題を交渉することが、いろいろな御議論はありますけれども、基本的にのしり合いといったような状況になるものではないとかたく信じております。また、少なくとも日本側からそのような言辞は弄しておりません。そして、本院における御答弁に際しましても、私はそのような言葉を使つたことはないと思います。

問題は、基本原則として、一国の政府が他国の民間企業の個々に対し、その経営方針、経営計画の変更を求めるよう要請するということが国際的なルールとしてあり得るかという一点であります。

何遍も申し上げてまいりますように、補修部品市場について、これは政府の関与の範囲内

でありますから、我々は最善の回答を行つたつもりでありますし、アメリカ側が拒否をしてもこの問題は、各自動車メーカーが昨年の三月に発表いたしました自主的な部品調達計画にアメリカ政権が乗せを求める、しかも、個別企業がそれぞれに拒否をした、それを確認した上で日本政府に對してなおかつ上積みを求めることが正当かどうかという議論であります。

私は、これを、二国間が議論をしているよりもまさにWTOという新しいルールのもとで、衆人環視の中ににおいて、また、意思のある国はこれ

論を闘わせることが日米関係に悪影響を及ぼすと

いうようなことはあつてはならないことだと思つております。そして、そういう悪影響を及ぼさないためにこそ、国際ルールに基づいた議論を我々はしようといたしております。

今委員はちょっとお触れになりましたけれども、例えばハリファクス・サミットの前後に行われるであろう日米首脳会談におきましても、ある民間企業の経営計画の変更を政府に対して求めるいはそれ以前におきましても、アメリカ側が個別に、まさに数値目標そのものの要求に固執しないのであれば、また外國車種を取り扱うディーラーの数の明示といった数値目標にこだわらないのであれば、我々は今すぐにでも協議に応ずる道を開いておりますし、その意思是アメリカ側に伝えております。逆に、これがなければ、むしろ日米首脳会談で議題にすること自体がふさわしくない話題であろう、私はそのように思つております。

○吉田(治)委員 もう時間もありませんので、最後に一つだけ申し上げたいと思います。

大臣の言わることは、なるほどごもつともで、よく理解できますが、日米関係というのは私はあえてどこかにまた道を求めなければならないものではないかなという認識をしております。

この間読みました中で、日露戦争が始まるときに伊藤博文は、アメリカのセオドア・ルーズベルト大統領の同級生である金子堅太郎を戦争が始まった時点でもうアメリカへ送り出していた。始めたときにもう戦争の終結というものを、結果のために働き出したということを思い出しております。

大臣におかれましてはそういうふうな努力をもなされているとかたく確信いたしまして、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。

○額賀委員長代理 上田勇君。

て質問をさせていただきます。

これはもう周知のことではございませんけれども、我が国は世界有数の経済大国であると同時に、一方では、やはり世界有数の資源を消費する消費国でもあります。

先般環境庁のまとめたある資料を見ていたところ、マテリアルバランスというのでしょうか、すなわち、金銭ではなくてマテリアル、物質による輸出入の収支を見ると、我が国に輸入される物質の年間約六億トン。それに対して、出て行く、輸出される物質というのは年間九千万トンにすぎないということですから、すなわち、五億トン以上の大幅な入超、この量が環境を汚染しまだ廃棄物として国内に蓄積されているわけであります。

一般廃棄物の年間の排出量は五千万トンといふことでありますし、先ほどから各委員も指摘しているとおり、これは最終処分場の問題等を含めて全国的に大変深刻な問題になつてゐるということは、もう周知の事実であります。やはりこれから資源の浪費をできるだけ抑制し、現在非常に行き詰まっている状態にあるこのごみ問題に対処しさらには環境保全にも資する、そういうことからこのリサイクルの推進というの非常に緊急重要な問題であるというふうに考えております。

今度の法案の対象となつております缶や瓶、紙容器といつたような包装容器というのは、これも厚生省の資料によると、容積比で一般廃棄物の約六割ということになりますし、またこうした包装容器の趣旨というのは一般廃棄物の中でも比較的リサイクルになじみやすいということになりますので、リサイクル社会に向けてのスタートとして、この法案の趣旨というのは十分理解できるところでありますし、私自身としても賛同するものではあります。

新進党におきましても、これまでこの問題の重要性についてはいろいろと議論が行わされてきましたし、党内にプロジェクトチームを編成いたしまして、今回の容器包装のリサイクル法案について、関係各方面事業者の方、自治体、市町村、

環境団体あるいは労働組合、そういう方々の幅広い意見を伺つて、また一方で党内での議論も重ねてまいりました。こうしたことを踏まえまして、この法案が本当の意味でリサイクル社会の実現に向けての正しい方向への第一歩とならなければならぬ、またそうした点で、いろいろ議論を重ねていくうちに疑問が残る点もあり、そうした事柄について、本日ちょっと質問をさせていただきます。

まず初めに、この法案では、消費者は分別排出を行う、市町村が分別回収して選別する、そして事業者がその再商品化を今後負うということで、これは本当に国民各層、全体の理解と協力が前提となつていて法律であります。ところが、これまでいろいろ各方面から御意見を伺う中で、これはやはり賛否を含めて非常に多様な意見があるといふのも事実でありますし、私の感じたところで、また先ほどから何人かの委員がいろいろな形で指摘しているように、本当に国民的なコンセンサス、とりわけ最も協力を必要とする一般消費者の理解が、現段階において必ずしも十分とは言ひがたいという面も感じるものであります。

新聞記事などにも、これは最近出た記事ですが、この容器包装リサイクル法案について、「減量効果に疑問も」とかというような記事もあります。その中でも、いろいろな方の意見が幾つか出ておりますが、例えば「机上の空論に過ぎない」、これは新聞によると首都圏の自治体の意見だということでありますし、「家庭でそれだけの分別ができるのか」という疑問、あるいは「リサイクルコストが消費者に転嫁されるだけで、本来の目的であるはずのごみの減量化が進むかどうかわからない」と指摘する市民団体もあるといふようなことも書いてございます。

そこで、これまで国民、とりわけ一般的の消費者の理解を得るために、またこの法案をつくる過程において、消費者の声、意見を取り入れるために政府としてどのような方策を講じてこられたのか、大臣に御見解を伺いたいと思います。

環境基本法の制定の時点におきましても、この問題は、環境税の問題あるいはアセスメントの法制化の是非等と並びまして一つの論点であります。そして、少なくとも私の存じております限りにおきましても、審議会等の議論を経まして二年余りの間がたつておるようになります。ちょうど平成五年の秋以降、二年にはわたります議論の末に、産業構造審議会、生活環境審議会の両審議会の場所で、消費者の代表の方々、学識経験者、市町村の代表者、さらに関係事業者の参画のもとに議論がとり行われた、そのように私は承知いたしております。また、さまざまなものプロセスの中におきまして、こうした問題に活動しておられた市民グループ、団体等の御意見も伺い、また説明の機会を与えていただきましたところにも参考になりました。そこで選別という作業をしなきゃいけないというようなことでもあります。そういった意味では、特にこの法案は国民生活に本当に直結した、台所に直結した問題であります。そういった意味では、もっともっと国民的な議論が必要なのではないかというふうに感じる次第であります。

特に、今度の法案を見ていくと、やはり政令で定めるものであるとか、あるいは主務大臣が定める方針、計画など、そういう趣旨、内容がもうちょっと具体的にならないと、なかなか一般の消費者としてイメージ、理解というのが進まないのではないかというふうな気もいたします。

そこで、この法律の施行というのはこれから約二年後ということになつておりますけれども、私がいろいろ勉強させていただき、いろいろな方の御意見を伺わせていただいた中で感じたことといふのは、そうした法律の内容や今申し上げた方針や計画、そういったもののイメージをやはり明らかにして、周知させていくことが先決であつて、施行までの期間、これは準備のための期間が約二年間あるわけですから、それを十分周知すればむしろそこは短縮できるのではないかというふうな気がしないわけであります。

そこで、こういう中で、もちろん先ほどから非常に緊急なことということであつたのですが、まず政府としてこの法律を、今現在非常に重要な問題であるという認識は私も共有しているわけではあります。むしろ、もっとこの法律の中身、あるいはこれから主務大臣が決めるもののイメージだと、そういうのをもつと明らかにされいるわけがありますが、その理由について、今いろいろなことを考えますと若干理解に苦しむ面もあります。むしろ、もっとこの法律の中身、あるいはこれから主務大臣が決めるもののイメージだと、そういうのをもつと理解を得た上で法律を成立させるといった方がいいのではなくかと思うのですが、政府が今法律の成立を急がれる理由について、ひとつちょっと御説明をいただければと思います。

○橋本国務大臣 詳細なお尋ねについては政府委員から答弁をさせますけれども、私どもが急ぎます理由ということは、メリットとかそういうものではありませんけれども、私どもが急ぎます理由としては、やはり資源の有効利用が増大する傾向というものは否定できません。その中で、首都圏の一般廃棄物の最終処分場の残余の年数は既に五年弱となつております。そして、その最終処分場の確保というものは非常に困難な情勢にござります。

一方では、その中には、技術的に利用が可能な再生資源というものが利用されないままに廃棄されているという状況もござります。このため、実はリサイクル率は一般廃棄物のうち3%程度にとどまっているわけでありますけれども、容積ベーカスで六割を占めております容器包装廃棄物のリサイクルが本当にできれば、この首都圏における最終処分場の残余年数もより効果的に活用できるわけでありますし、資源という視点からも非常に大きな成果を上げることができます。

我々としては、この一般廃棄物のうち容積ベーカスで六割を占めております容器包装廃棄物のリサイクルの推進というのは、喫緊の課題であると考えておりますし、本法案を可及的速やかに成立をさせていただきたいと願う理由も、まずこの点に

३५८

さらに、仮に容器包装廃棄物の三割が分別収集されましたが場合には、現在の四倍強に当たる、三百万トンぐらいにはなりましょうか、容器包装がリサイクルをされるということになります。そして、仮にほぼ全国の市町村がこのシステムを導入してくだすった場合には、約九百万トンぐらいが一般廃棄物の最終処分量が現在より約五五%程度減少するものと見込まれておりますし、これは、二リサイクルされるであります。リサイクルされるでありますし、これは、二トは極めて大きいものがあります。

○上田(勇)委員 もちろん、問題の深刻さ、緊急性については異を唱えるものではございませんけれども、この法案の施行が約二年後であります。しかも、これは実際に意見を異にするのかもしれませんが、最も理解と協力が必要である一般消費業者の方々の理解というのが必ずしも十分じやないのじやないか、またその意見といったものがそこに本当に反映されているのかどうか、その辺のことに若干疑問を感じるわけであります。であれば、やはり逆に、同じ施行される期日だとしても、法律を決めてしまう前に、本当にどういう計画になるのか、その辺をもつと一般の消費者も含めて議論を深めて、理解を得られた上で法律をつくって、むしろ、そこで理解が得られるのであれば準備期間としてとっている期日は短縮もできるでしようし、そうすれば実際の効果としては変わらないのじやないかと感じもいたします。

ただ、それは見解の相違があることかもしれませんけれども、そういう意味で、私の考えとしては、やはりこれは法律を成立させるという前に十分な議論をして、一たん決まつたらすぐ実行で起きるような体制をとつた方がいいのじやないかと、いう考え方を持っておりますので、その点ちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。

今非常に緊急で急いでやっているということでありましたけれども、実際にこの法案が国会に提出されたのは連休明けであります。報道によりますと、法案提出までには、政府部内でもいろいろ

ろな意見があつて、その調整に手間取つた」とりで、義務を負わせる対象とする事業者の範囲についての意見の調整が難航したといふような報道があります。この新聞によると、厚生省は通産省農水・国税だとか、あるいは別の新聞でも、省庁間で制度の骨格について意見の相違があつたといふようなことが書かれているわけあります。

こうした新聞記事なんかを見てみると、大体これは報道がすべて正しいといふことではないかもしませんけれども、概略は、政府部内でも農水省等は、義務を負わせる事業者の範囲について、中身事業者それから容器メーカー、素材メーカーが適当なんぢないかと主張であつたというようですが、また通産省等においてはこれは中身事業者のみを対象とすべきだという議論であったというふうに承ります。

提出された法案は、これは対象が中身事業者と容器メーカーという形になつております。先ほどお述べの新聞の記事の中にも、「妥協の産物」色濃く、というような表現もされておるのですが、確かにこうした議論の経過を踏まえていくと、折衷案というような感じもいたします。

確かにそうした議論の中で、素材などについても、リサイクルしやすい素材を研究開発して、それを提供していくといふようなことが、メーカーにも責任があるのじやないか、そういう意味では公平な負担という考え方とも考えられるでしょうし、こうしたことでも一理あるよつな気もいたします。

そこで、最終的にこういろいろな議論を経てきたことなんでしょうか、なぜ対象となる事業者が中身事業者と容器メーカーと、容器メーカーを含めて素材メーカーを除外したのか。そういうことも含めて、責任を負わせる対象とした事業者をこのように決定した理由についてお伺いしたいと思います。

今回の容器包装のリサイクルシステムで特定事業者には、今回の法案では中身事業者と容器メーカーになつていただいておるわけです。その理由は、中身事業者それから容器メーカーが了一たん費用を負担してリサイクルをする、それが負担をなるべく軽くするという意味から、容器包装の素材を変えたり、あるいは形状なり重きを変えて、全体としてリサイクルのコストが小さくなる、社会的費用を小さくするというためには、中身事業者及び容器メーカーに義務を負担していくただく、義務者になつていただくということが最も適当かという判断に立つたわけでござります。委員御指摘のように、当初私ども、中身事業者のみに義務者になつていただくという案で政府内でいろいろ議論をいたしました。妥協とかなんとかということではなく、より実効性のある制度ということでおいろいろな点について議論したわけでございます。

義務者の点については、先ほど申しましたように、容器包装の素材の転換なり形状なり重さなりをいろいろ工夫して、よりリサイクルしやすいものにするという意味では、基本的に中身事業者がそういう大きな役割を担うわけですが、その中身事業者の担う役割の中で、容器メーカーも一緒になつてそういう工夫をしておるということを、我々は議論の過程、それから関係事業者のお話を聞きまして認識をいたしましたのですから、両方を義務者として位置づけることにしたわけでございます。

一方、素材メーカーについては、素材メーカーとしてはどこに売つておるか、ひよつとしてわからぬ場合もありますが、販路がほとんどわからぬといい。例えば、容器包装のための紙とかプラスチック、それが文房具のために全く同じようによ用いられるような場合もあるわけでございまして、そういう意味では事業者を特定できない。あわせて、そういう素材メーカーに義務をかけたとしても、それが容器包装としてのリサイクルのしやすさとか、そういうものについて全く関与できない。

全くの受動的な意味ではそういうことがあります。しかし、それが、いわゆる再商品化の義務を負わせる対象の事業者の範囲、これはこの法案の中に書いてある非常に重要なことだというふうに思いました。政府部内においてもそうした骨格部分、非常に重要な部分についていろいろな議論があつた、これも御答弁にあつたとおりだと思います。そういう意味では、この法律について、その必要性、目的については多くの方に御賛同いただけたものの、中身についてはまだいろいろな御意見やいろいろな考え方があるのも、これまた事実じやないかというふうに思います。そういう意味では、当然国会においても十分な議論が必要であります。同時に、一般消費者 国民の方々を巻き込んだそういう議論を今後とも行っていくことが、まずもって重要なことじゃないかというふうに思います。

それで、この法案が今国会中に成立したと仮定いたしまして、そういう意味で、まだいろいろな周知も十分でないし、細かい部分も決まっていないというような点もあると思うのですが、施行までの期間は二年間程度でございますが、この期間にさらなどのよしな努力をしていく必要があるのか。また、これから決めていく政令であるとか方針や計画、そういうものについても速やかに決めて、それを周知、理解をさせていく必要があると思いますが、どのように対処されていくのか、御所見を伺いたいと思います。

るな意見があつて、その調整に手間取つたことがあります。この新聞によると、厚生・通産対水・国税だとか、あるいは別の新聞でも、省庁で制度の骨格について意見の相違があつたといふことが書かれているわけであります。

こうした新聞記事なんかを見てみると、大これは報道がすべて正しいというふうなことでないかもしませんけれども、概略は、政府部でも農水省等は、義務を負わせる事業者の範囲について、中身事業者それから容器メーカー、素メーカーが適當なんじゃないかという主張でしたというようですし、また通産省等においてはこれは中身事業者のみを対象とすべきだという論であつたというふうに承ります。

提出された法案は、これは対象が中身事業者容器メーカーという形になつております。先ほどの新聞の記事の中にも、「妥協の産物」色濃ノというような表現もされておるのでですが、確かにこうした議論の経過を踏まえていくと、折衷案いうような感じもいたします。

確かにそうした議論の中で、素材などについても、リサイクルしやすい素材を研究開発して、それを提供していくといふようなことが、メーカーにも責任があるのじやないか、そういう意味で公平な負担という考え方も考えられるでしょし、こうしたことの一理あるような気もいたしました。

そこで、最終的にこういろいろな議論をてきたことなんでしょうが、なぜ対象となる事業者が中身事業者と容器メーカーと、容器メーカーを含めて素材メーカーを除外したのか。そういうことも含めて、責任を負わせる対象とした事業者をこのように決定した理由についてお伺いしたいと思います。

今回の容器包装のリサイクルシステムで事業者には、今回の法案では中身事業者と容器メーカーになつていただいでおるわけです。その理由は、中身事業者それから容器メーカーが一たん費用を負担してリサイクルをする、それが社会的費用を小さくするという意味から、容器包装の素材を変えたり、あるいは形状なり重さをえて、全体としてリサイクルのコストが小さくなる、社会的費用を小さくするというためには、身事業者及び容器メーカーに義務を負担していくだく、義務者になつていただくことが最適当かという判断に立つたわけでございます。

委員御指摘のように、当初私ども、中身事業のみに義務者になつていただくという案で政府でいろいろ議論をいたしました。妥協とかなんかということではなく、より実効性のある制度いうことでいろいろな点について議論したわけございます。

義務者の点については、先ほど申しましたように、容器包装の素材の転換なり形状なり重さなどをいろいろ工夫して、よりリサイクルしやすいのにするという意味では、基本的に中身事業者そういう大きな役割を担うわけですが、その中事業者の担う役割の中で、容器メーカーも一緒になつてそういう工夫をしておるということをなす我々は議論の過程、それから関係事業者のお話を聞きまして認識をいたしましたものですから、方を義務者として位置づけることにしたわけでございます。

一方、素材メーカーについては、素材メーカーとしてはどこに売っているか、ひょっとしてわかる場合もありますが、販路がほとんどわからぬ。例えば、容器包装のための紙とかプラスチク、それが文房具のために全く同じように用いられるような場合もあるわけでございまして、そういう意味では事業者を特定できない。あわせてそういう素材メーカーに義務をかけたとしてしまふ、そういう容器包装としてのリサイクルのしやすとか、そういうものについて全く関与できない

全くの愛護的な意味ではそういうことがあります。されど、それがもしかれませんが、主体的な意味ではあり得ないということです。素材メーカーは義務者といたしませんが、一方で、現行リサイクル法に基づきまして、よりリサイクルしやすい素材をつくる、あるいは原材料として利用する義務を課すとか、そういう義務をかけることにいたしまして、容器メーカー、中身事業者、素材メーカー、それぞれ役割分担をしていただいたということにござります。

二年以内ということで、基本方針等は当然なるべく早くつくる、それから市町村あるいは都道府県の分別収集計画も一年以内につくる、それから全体として分別収集が始まることは二年以内ということになつておるわけでございます。その過程で、先ほど大臣も御答弁申しましたように、我々はあらゆる手段、政府広報、それから関係省庁のいろいろな広報手段、あるいは審議会等の場を通じて、今回のシステムの周知徹底を鋭意図つてまいりたいと思つております。

それから、政省令は当然のことながらはつきり外に出ていくわけでございますが、御案内のように、今回の法案では、なるべく法律でいろいろな要件を書き込む努力をしております。それでも一部政省令に落ちている部分は、今申しましたように、はつきり中身を具体的にわかるよう定めていくことになると思います。それから、主務大臣がいろいろな率を決める場合、それから指定法人の事業計画を認可したりする場合においては、法律上も関係者の意見を聴取することになつてゐるわけでございまして、そういういろいろな形で幅広く消費者、事業者、関係者の皆様方の意見を聞いて、まさにより実効が上がるシステムにしていきたいと思っております。

○上田(勇)委員 その点はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、今のことも関係いたしますが、今までの法案で事業者にリサイクルの義務を負わせた、これは汚染者負担の原則ということで新しい考え方であります、その意味ではこの法案の特筆すべき点だというふうに思います。

これは外国の事例、今資料で拝見したところでは、ドイツ、フランス、デンマーク等の事例でもそういふ考え方方が導入されているわけであります、ここで、今度の法案というのは、事業者の義務と、この点はドイツやフランスの制度とは若干異なるといふふうに思いますが、それとも、こ

のよう事業者の義務を再商品化に限つた理由をお伺いしたいと思います。

○小林(秀)政府委員 今収集まで事業者に負担を課するという考え方についてはどうかというおただしでございますが、生活環境審議会の答申や産業構造審議会の意見具申等において指摘されておりますように、容器包装の減量化、リサイクルについて、製造事業者に負担の大半を押しつけるべきものでなく、直接の排出者たる消費者、それから一般廃棄物の処理に関する責任を有する市町村、それから容器包装の選択者たる事業者の責任分担により実施されることが適切である、こういうふうに考えております。

それに、全国の市町村のうち約四割が何らかの分別収集を現に実施をしているという背景も、こういう判断をすることに関連があると私も思つておるところでございます。また、事業者から見ますと、再商品化コストも相当の負担になるものでありまして、事業者に対する減量化のインセンティブとしては、再商品化に要するコストを負担させることで十分効果がある、このように考えております。

○上田(勇)委員 今御答弁の中にもありましたが、収集にまで事業者の義務を拡大すべきだといふ意見も私もいろんなところから伺いました。もちろん、それにはいろいろな考え方、異なる見た見解があるので、今のこととも関係いたしますが、今までの法案で事業者にリサイクルの義務を負わせた、これは汚染者負担の原則ということで新しい考え方であります、その意味ではこの法案の特筆すべき点だというふうに思います。

これは外国の事例、今資料で拝見したところでは、ドイツ、フランス、デンマーク等の事例でもそういふ考え方方が導入されているわけであります、ここで、今度の法案というのは、事業者の義務と、この点はドイツやフランスの制度とは若干異なるといふふうに思いますが、それとも、こ

ストがかかったのかなかなかダイレクトにわかりにくいという面があつて、そういう意味では、消費者にとってまたその事業者にとつても、排出した廃棄物の処理の全体のコストがどのくらいかかったのかわかりにくいし、実感しにく一面もあるんじゃないかというふうに思います。まあ確かに、そういう意見にはもつともな面もあるといふふうに考えていいわけでありまして、また諸外國でも、多分ドイツやフランスでもそういう見解に基づいてそういう制度を取り入れているんじやないかというふうにも思います。

そこで、現在においてはいろいろまだその辺が合意が十分できていない、あるいはもう自治体で既に分別収集を開始しているという実態もあるというようなことでございまして、今後しかし、これはリサイクルをどんどん進めていくと自治体の負担、したがいまして、これはいわゆる消費者、一般国民が税金として負担する部分というのがだんだんふえてくるんじゃないかというふうに思ひます。

そこで、将来的にこの分別収集にかかる費用の全部または一部について、事業者の義務を拡大するとかまた費用の負担をお願いするとか、そういったことについて検討をしていくべきではないかといふことも考えられますけれども、それについて御所見を伺いたいと思います。

○小林(秀)政府委員 ちょっと質問の意味を間違えてとつていましたら再質問していただければと思いますが、先ほどもお答えを申し上げましたように、今回のシステムは、住民それから市町村、事業者、それそれが負担をしていくという仕組みでございまして、先ほど通産大臣のお答えにもありましたように、住民の負担についてははどのぐらいい経費がかかるというのが出でまいりませんけれども、市町村の方では約一千億ちょっと、事業者も一千億ちょっとの負担がかかる。そして、みんながお互いに負担をし合つてこのシステムを動かしていくこうということでおざいまして、先ほど申しあげましたように、今回の法案の案分というの

ですか、おののの負担の仕方というのが私どもはもうそれぞれが負担を伴うことなので、いろんな利害の調整、大変な調整があつたんだというふうにも思ひますし、その結果としてのこの法案の中身なんかというふうに思います。

○上田(勇)委員 もちろん現状においては、これはもうそれぞれが負担を伴うことなので、いろんな利害の調整、大変な調整があつたんだというふうにも思ひますし、その結果としてのこの法案の中身なかの仕方が必ずしも固定されたものというふうには考へる必要はないと思いますし、そういういた意味で、何というのでしょうか、汚染者負担の原則、あるいはやはりダイレクトにコストが事業者にかかるといったことの方が減量化に対するダイレクトなインセンティブになるんじゃないかというようなことも考えられますので、これは将来的にももう大体今の中組みは固定した考え方でいくのか、それとも、もっと廃棄物全体の減量化を考え事業者の義務を拡大、あるいはその負担を拡大していくといったことも検討される余地があるのか、その辺についてどうお考えでしょうか。

○齊藤政府委員 今おっしゃった議論には二面あると思います。一つは、事業者に全部背負わして、そのコストを高くしたら容器の減量化に努力するんじゃなかろうかというお話をございまね。いわゆるサプライサイドから見た議論でございます。他方、デイマンドサイドから見た議論でございます。一つは、事業者がある程度負担することによって、いわゆるよりエコノミーな容器、よりリサイクルしやすい容器を選択する。要するに、生産者というか販売する人は、需要に対応しながら物をつくったり売つたりする需要に対応しながら物をつくったり売つたりするわけでござります。

その両面を見ていただければ、一方からの議論というんじゃないなくて、今の、両方が負担しながに努力しながらやつていく方法というのが私としては一番ベストな方法じゃなかろうかと信じております。

○上田(勇)委員 ちょっと私の理解が違っていたのかもしれません、今度の法案では収集までは市町村が行うんですね。そうすると、これは消費者にはダイレクトな負担としてはかかるてこない、間接的な負担であります。他方、事業者に負担を強いた場合でも、これは価格の中に転嫁されるという意味では消費者の負担、ですから、むしろ消費者の負担が明確になるという意味では、これは価格に転嫁するという方がより明らかになります。税金であれば、それがいろんな財源に使われている。公共投資もあれば文教予算もあれば福祉予算もある、この環境衛生事業もあるということなので、そういうことを考えれば、今の消費者にとってはかなりの負担がかかるてこないかというふうに思われる。税金であれば、もちろん法

律でこういうふうに定めたということ也非常に重要なことがあります、同時にやはりこれは、それも、そういうことであれば、もちろん法律でこういうふうに定めたということ非常に重要なことがあります。同時に、やはりこれは、それが、分別収集を行っている実態について、データがあればお伺いしたいと思います。

○齊藤政府委員 そういう考え方も、聞いていてあるのかもしませんけれども、私自身は逆になかなか頭に入りにくい議論でございます。

確かに、直接自分のポケットから払うのと税金で払うのと同じ痛みが違うということからそういう議論が発生するんだなと思っておるわけでございますが、ただ、負担するというか、より直接的に負担するという方が効き目があつて、事業者がその場合に負担になるという議論を開かれているわけですけれども、先ほど申しましたように、いわゆる使う人もこのリサイクルの輪の中の一環におるんだということを強くやはり認識していただくというのがこのリサイクルの輪を築く大きな点でござりますから、その点ひとつよろしく御理解いただきたいと思います。

○上田(勇)委員 リサイクルを進めるといつても、何で今リサイクルが思うように進まないか。政府のいろんな資料でもリサイクルが伸び悩んでいるというのは指摘していることありますけれども、やはりこれは、なかなかそういうインセンティブが働かないからということじゃないかと

いうふうに思います。どうしても今は、リサイクルをするよりも新しいものを使つた方が経済的なメリットが大きい、そいつた意味でのインセンティブが働かないということじゃないかと思うふうに思つのです。

それを今回は事業者の義務という形でそこを補完しよう、あるいは、ある意味では今の経済原則だけではかなわない部分を義務という形で法律で定めるという趣旨じゃないかというふうに思つますけれども、そういうことであれば、もちろん法律でこういうふうに定めたということ也非常に重要なことがあります、同時に、やはりこれは、

そういう意味で、これは非常に感じ方、見解の分かれたところでありますけれども、私自身は、やはりダイレクトに一つのコストが固まつてあつた方が、本当にリサイクルあるいは環境のためにこういうコストが必要なんだなという実感ができる。あるいは、だから、できるだけそういう

廃棄物の減量化を進めていくこというインセンティブが働くんじゃないかなということでちょっと御質問させていただいたわけでありますけれども、どうもその辺はちょっと見解を異にしたよう

でございます。

これについてはいろいろな考え方があるのかかもしれないが、また、より法律による規制ということもさることながら、経済的にリサイクルを進められた方がメリットがあるのだというような制度

の構成みになるように、ぜひとも御検討を今後ともお願いしたいというふうに思います。

それで、ちょっと次のことに移らせていただきま

すが、この法案では、分別収集の方はこれまでどおり市町村が実施することとなつております。

つまり、この法案で考へておるということをございますが、これは今的新しく提案して導入しようとしておりますシステムがまだ導入されていなくとも、その程度分別収集をやつておるわけであります。

○藤原(勇)委員 この分別収集をやりますと、分別収集に関するコストというのは確かにその分

いのか、その辺についての御見解をお伺いしたい

と思います。

○藤原政府委員 町村にとりましては、この分別してしまった後

廃棄物が、リサイクルが円滑に進むようになつてまいります。そういう意味では、今まで分別収集して問題のあったところ、そこが解決する

わけでございますから、一層こういうことを採用する市町村がふえてくるというふうに思つております。

具体的に、財政的な支援といふことで申しますれば、リサイクルセンターとかリサイクルプラザとか、またはストックヤードとか、こういうふ

うなものは分別収集、リサイクルにとって大変重要な施設でございますが、こういうものを市町村

が設けようとするときには、それに対しまして国庫補助で重点的に支援してまいりたい、こういうふうに考えております。

○上田(勇)委員 今のお答え弁にもありましたよう

に、当然のことながら、今まで行つていなかつたところで分別収集を行うこととすれば、これはい

ろいろなコストがふえてまいります。これは、分

別して収集を行つたための手間もかかりますし、今

お話をあつたいろいろな施設の整備も行わなければいけないということがあると思います。

先般、厚生省の方の試算だと、分別収集率を三

〇%までにするには年間約一千億円のコスト増が見込まれているというような話も伺いまして、も

ちろんこれは、リサイクルが進めば焼却だと最終処分、そういうコスト減の要素もあると思う

のですが、それでも相当なコスト増になるという

ような試算でありますと、そうしたコスト増が市

町村の財政に対して過度な負担を与えることがな

いのか、その辺についての御見解をお伺いしたい

と思います。

○藤原政府委員 この分別収集をやりますと、分別

収集に関するコストというのは確かにその分

いのか、その辺についての御見解をお伺いしたい

と思います。

○上田(勇)委員 これまで

市町村がこれを活用できるか、市町村が全体のリ

部分が減つてしまいまして、したがってそのコストも減少していくわけでございます。それで、どの程度の費用になるかということでおきますが、これはその条件をどういうふうに設定するかによって変わってくるわけでございます。最終処分にかかる費用につきましては、現状の費用というのをベースにして考える考え方もあります。それで、現状のところどりあえず想定して算定したというものございますが、やはり将来を見通しますと、最終処分といふのはますます大変かかる経費といふのは、これは分別収集が全素材一律で三〇%になつたという前提のときでございますが、そういうときに最終処分にかかる経費の減としまして、約一千八百四十億円が減になるという計算をいたしております。収集、運搬にかかる経費の増は約九百三十億円というようなことで、差し引きいたしまして、トータルで約九百億円ぐらいは市町村の経費は減少になるんじゃないのかということになります。

○上田(勇)委員 今の御答弁で、このシステムが導入されれば、自治体にとって、市町村にとりまして、ネットでは非常に負担の減少につながることであります。それは大変評価できることでございます。

先ほどの質問の中でも、自治省の方の御答弁だつたと思いますが、それはやはり、もう既に行っているところ、またこれから行おうというところで、もちろんそれぞれ個別に違うという事情

なのかもしません。そういうことで、ネットでそれだけのコスト節減に資するということであれば、これはもうあとはそれぞれの自治体に対するごとにかかる費用によるかといふことでございますが、今後はますますその部分はコストがかかつてくるということが当然考えられるわけでございます。最終処分にかかる費用について考へる考え方もございますが、やはり将来を想定して算定したというのもございますが、やはり将来を見通しますと、最終処分といふのはますます大変かかる経費といふのは、これは分別収集が全素材一律で三〇%になつたという前提でその最終処分のコストをはじめてみると、最終処分にかかる経費といふのは、これは分別収集が全素材一律で三〇%になつたという前提のときでございますが、そういうときに最終処分にかかる経費の減としまして、約一千八百四十億円が減になるという計算をいたしております。収集、運搬にかかる経費の増は約九百三十億円というようなことで、差し引きいたしまして、トータルで約九百億円ぐらいは市町村の経費は減少になるんじゃないのかということになります。

○岡本説明員 先ほど来御議論もございましたように、本法律の施行に伴いまして、全体としては市町村の一般廃棄物処理経費の大きな増大をもたらすものではないというふうに考えておりますが、むしろこの市町村別の分別収集計画ではないかと思うのです。これは特に法律の中では公表するというふうには書いてないのですが、その辺についてお考えをお伺いしたいと思います。

○岡本説明員 先ほど来御議論もございましたように、本法律の施行に伴いまして、全体としては市町村の一般廃棄物処理経費の大きな増大をもたらすものではないというふうに考えておりますが、むしろこの市町村別の分別収集計画ではないかと思うのです。これは特に法律の中では公表するというふうには書いてないのですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○小林(秀)政府委員 分別収集する際に、一般消費者の理解を深めるために市町村の計画について公表すべきではないか、こういうおただしでござりますけれども、先生のお話の中にその費用についても云々という一節がありましたので、まずその点に触れたいたいと思いますが、市町村が定める分別収集計画は財政計画ではなくて、どういう種類の容器包装廃棄物をどの程度の量集めるかが計画として最も重要なことと考えておりますので、将来の分別収集に要する費用を算定することは困難であるということもありまして、分別収集に要する費用について計画に定めることは、必須事項とはしなかつたところでございます。

○上田(勇)委員 地方財政の大変厳しい折、やはり十分な配慮をお願いしたいというふうに思いました。

一番最初の議論と異なる部分もあるのですが、やはりこの分別収集を円滑に行くためには、その廃棄物の排出者である消費者の理解と協力が不可欠であります。ある廃棄物処理の業者の力が不可欠であります。

一方、容器包装廃棄物を排出する住民にとっては、どのような分別基準によつて容器包装廃棄物を排出させたかが最も重要な事項であるため、この基準を周知徹底させるために必要な措置を講ずるよう、こっちの方は市町村に義務づけておるわけであります。

このように、本法案は関係者にとって最低限度の理解と協力をいたぐ上で、分別収集、再商品化、このリサイクルのシステムを推進していくことによりまして、今市町村の財政事情が非常に厳しい中で分別収集を実行するために、場合によってはそういう財政支援が必要なんじゃないかというふうに思います。

今後は、特にそういう財政事情の厳しい市町村、またそのシステムの導入によってコスト増が著しいと思われるような市町村に対して、助成措置あるいは地方交付税の算定に当たつて配慮する等、そういう措置が重要だと考えますが、この辺についてお考えをお伺いしたいと思います。

○上田(勇)委員 なお、一般廃棄物の処理計画も、その公表を市町村の自主的な判断にゆだねております。

○上田(勇)委員 次に、この法案の第六章で触れております主務大臣が指定する法人、指定法人について定められていくわけですが、この指定法人の目的、それからその指定法人に想定されている構成であるとか業務の区域あるいは業務の概要等について、想定されている概要を御説明いただきたいと思います。

○太田(信)政府委員 委員御指摘のように、今回公表すべきではないか、こういうおただしでござりますけれども、先生のお話の中にその費用についても云々という一節がありましたので、まずその点に触れたいたいと思いますが、市町村が定める分別収集計画は財政計画ではなくて、どういう種類の容器包装廃棄物をどの程度の量集めるかが計画として最も重要なことと考えておりますので、将来の分別収集に要する費用を算定することは困難であるということもありまして、分別収集に要する費用について計画に定めることは、必須事項とはしないであります。

また、都道府県の分別収集促進計画についてその目的のために、個々の市町村の分別収集計画まで法律で公表を義務づけることは必要ないものと

うとすると、トントン当たりこれは九千円程度の負担だ、だから、それをやはり一般の家庭でやつていてただくというような形になるのじゃないかということであります。であれば、やはりそういう仕事をしていただくためには、どうしても御理解をいただけであります。

その理解と協力をいたぐ上で、分別収集、再商品化、このリサイクルのシステムを推進していくことによりまして、今市町村の財政事情が非常に厳しい中で分別収集を実行するために、場合によってはそういう財政支援が必要なんじゃないかというふうに思います。

ただくというよろしくなるのじゃないかということであります。これが換算するといふことであります。まあ、例えればこれまで実施していかなかつたところですが、これから実施しよう、そういうたとこはコストが個別的な対応ということで済むことだと思いますが、これが実施されると、そういう支出をふやすと増になります。もちろん将来的に、中長期的に考へればそれもネットでは減になるのかもしれません。それが、仮に一時的にしろそういう支出をふやすと、今市町村の財政事情が非常に厳しい中で分別収集を実行するためには、場合によってはそういう財政支援が必要なんじゃなく必要があるわけであります。

その理解と協力をいたぐ上で、分別収集、再商品化、このリサイクルのシステムを推進していくことによりまして、今市町村の財政事情が非常に厳しい中で分別収集を実行するために、場合によってはそういう財政支援が必要なんじゃないかといふふうに思います。

今後は、特にそういう財政事情の厳しい市町村、またそのシステムの導入によってコスト増が著しいと思われるような市町村に対して、助成措置あるいは地方交付税の算定に当たつて配慮する等、そういう措置が重要だと考えますが、この辺についてお考えをお伺いしたいと思います。

○岡本説明員 先ほど来御議論もございましたように、本法律の施行に伴いまして、全体としては市町村の一般廃棄物処理経費の大きな増大をもたらすものではないというふうに考えておりますが、むしろこの市町村別の分別収集計画ではないかと思うのです。これは特に法律の中では公表するというふうには書いてないのですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○小林(秀)政府委員 分別収集する際に、一般消費者の理解を深めるために市町村の計画について公表すべきではないか、こういうおただしでござりますけれども、先生のお話の中にその費用についても云々という一節がありましたので、まずその点に触れたいたいと思いますが、市町村が定める分別収集計画は財政計画ではなくて、どういう種類の容器包装廃棄物をどの程度の量集めるかが計画として最も重要なことと考えておりますので、将来の分別収集に要する費用を算定することは困難であるということもありまして、分別収集に要する費用について計画に定めることは、必須事項とはしないであります。

また、都道府県の分別収集促進計画についてその目的のために、個々の市町村の分別収集計画まで法律で公表を義務づけることは必要ないものと

一方、容器包装廃棄物を排出する住民にとっては、どのような分別基準によつて容器包装廃棄物を排出させたかが最も重要な事項であるため、この基準を周知徹底させるために必要な措置を講ずるよう、こっちの方は市町村に義務づけておるわけであります。

このように、本法案は関係者にとって最低限度の理解と協力をいたぐ上で、分別収集、再商品化、このリサイクルのシステムを推進していくことによりまして、今市町村の財政事情が非常に厳しい中で分別収集を実行するために、場合によってはそういう財政支援が必要なんじゃないかといふふうに思います。

ただくというよろしくなるのじゃないかといふふうに思います。これが換算するといふことであります。まあ、例えればこれまで実施していかなかつたところですが、これから実施しよう、そういう支出をふやすと増になります。まあ、もちろん将来的に考へればそれもネットでは減になるのかもしれません。それが、仮に一時的にしろそういう支出をふやすと、今市町村の財政事情が非常に厳しい中で分別収集を実行するためには、場合によってはそういう財政支援が必要なんじゃないかといふふうに思います。

今後は、特にそういう財政事情の厳しい市町村、またそのシステムの導入によってコスト増が著しいと思われるような市町村に対して、助成措置あるいは地方交付税の算定に当たつて配慮する等、そういう措置が重要だと考えますが、この辺についてお考えをお伺いしたいと思います。

らそれを再商品化する。まさに委託を受けて、さらに競争入札によって再商品化するという両方の業務を担うということになるかと思います。

ということで、この指定法人は、特定事業者にとっても、また再商品化事業者にとっても非常に重要な役割を担うわけですが、特定事業者によりましては、なるべく委託単価が安い、あるいは手続が簡便であるというような要請が当然指定法人に對してはあるわけでございます。再商品化事業者の方からすれば、競争入札でみんながなるべく参加できるようにしてほしいという要望があるかと思います。

いずれにしても、そういうことも踏まえながら、指定法人の運営、これはまず民主導でございますから、理事会なり評議員会、すべて民間の方が運営されることになるかと思いますが、必要に応じて主務大臣として監督をしていくということになるかと思います。

○上田(勇)委員 この指定法人が果たす役割についてはこれまで御説明いただいておりますし、また今の御答弁の中でも理解するわけであります。この法案の仕組みを見てみると、再商品化の義務はあくまで特定事業者が負っておりましてはこれまで御説明いただいておりますし、またこの法規の仕組みを見てみると、再商品化が運営されることになるかと思いますが、必要に

○太田(信)政府委員 今委員御指摘のように、義務を負つた特定事業者の中には、いろいろな創意工夫をもつてみずから、あるいは同業の特定事業者と語らい合つてみずからリサイクルする、あるいは再商品化事業者を見つけてやるという

ルートも開かれているわけでございますが、一方、やはり情報力がない、あるいはいろいろな意味で再商品化能力を有する事業者へのアクセスが難しい中小企業者等の特定事業者が多くおることも予想されるわけでございます。そういう方々にとって、やはりそういう自分の義務を代行してくれるという指定法人がぜひとも必要だという声がございまます。そういうもの踏まえまして、今回法律で指定法人の制度を設けているわけでござい

ます。先ほど申しました特定事業者、まさに義務を負つている者は特定事業者でございます。特定事業者が義務を履行しない場合には、勧告、公表、最後は罰則にまでいくわけです。そういう制度になつていてるところを、仮に、特定事業者のうちだれかが全く指定もない法人に義務の履行を頼んで、それが本当に十分リサイクルされたかどうかというところはなかなか確認しようがないわけでもあります。そういう意味で、委託先が実際に再商品化を行つたかどうかをやはり担保、確認するという意味でも、指定法人といふものは法律上位に置づけることが必要であるというふうに考えておるところでございます。

○上田(勇)委員 公益法人、財團法人を想定されるということではありますし、もちろん事業者がそれであれば民法法人を設立する、そういう道もあるわけですが、法律上わざわざこういうふうに定めている理由が

いただいているところです。今どうしても行政改革の大きな流れの中で、もちろんこれは特殊法人とは異なるわけでありますけれども、やはり行政の肥大化あるいは利権をつくっているんじやないかというような批判もあるのもこれまた事実であります。

もちろんこれがすべて正しいということではありませんが、このリサイクルコストも一千億円を超えるような莫大な金額であります。そういう意味では、これはもちろん全部がこの指定法人を経由するというわけではないのですが、当然のことながら、この指定法人が扱う取引というのは、これはかなりな金額になることはそのとおりだと思います。

もちろん、この指定法人の運営に当たつて、仮にも特定の業者のグループを利するとか、また閉鎖的、排他的であつたり、あるいは利権化してしまつというような批判があつてはならない。これは政府も同じ考え方で、もう既に承っております。したがいまして、この指定法人の業務、これはやはり常に開放的、オープンで透明性の高いものでなければならぬというふうに思っています。

同時に、やはりこれはリサイクルコストが全体一千億円を超えるという大きな金額でありますので、可能な限り効率的な運営を図つて抑制していく、これもまた重要な課題であるというふうに思います。そういう意味で、果たしてそういう公益法人にそうした業務の効率化を進めるというようないふうに思つてはどういうふうにお考へでしようか。

○上田(勇)委員 先ほど別の委員からも言及がありましたけれども、透明性あるいは効率性を確保していく上で、一つの案として、第三者、市民代表とか関係自治体などが、そつた幅広い第三者者がこの指定法人の運営を管理できる制度、こういったものもやはり考慮していかなければいけないのじやないかと思いますけれども、そういうことについてはどういうふうにお考へでしようか。

○橋本国務大臣 今審議会という言葉を使われましたが、私余り審議会というのは好きじゃありません。しかし、それぞれの分野を代表される方々にお入りをいただく例えは評議員会のようなもの、先ほど私はそういう表現を用いました。そういったものは当然必要であろうと思ひますし、つぶられるであろうと思います。そして、その中でより開かれた運営といふものに当然資していかれる、私はそう考えております。

なお、先ほど来政府委員から答弁を申し上げましたが、一点私からも補足をお許しいただきたいたいと思います。

私ども、今までいろいろなケースに遭遇する中で、公益法人の側から、公正な裁定者として官僚出席者の派遣を求められたことがございました。私は、これは通常言われる天下りとは違うと思います。これにこういう人材を欲しいという要望を団体側からもらったケースがあります。ですから、私は、今後そういうケースも全くない、必要な人材を派遣してほしいと言われて派遣を拒否するというわけにもいかないと思います。

要は、今評議員会のような形を私は想定いたしておりますが、そうした中にそれぞれの代表者がおられ、いやしくも天下りの温床と言われるような批判を受けないような運営のできる体制をつくること、これが根幹であろう、そのように考えております。

○上田(勇)委員 大臣からも御答弁いただきましてありがとうございます。

それで、やはりどうしても公益法人、今非常に世論、国民の目が、厳しい目が向けられている中で、いかにそれが透明で、しかも効率的な仕事をしていくということを確保していく、これが非常に重要なことです。これはもう政府としても認め共有可能なものだというふうに思います。

今評議員という形で、広く第三者の意見も指定法人の運営に反映させていくということをごいました。ここで、この法律の中に「意見聴取」の項目がございます。これは法律の第四十四条で、ようやく、「意見聴取」といったところがあります。この法案の二十四条、第二十五条、これらは指定法人の運営にかかわるところであります。それについて、主務大臣が必要と認められるときは、「関係事業者その他利害関係者の意見を聞くものとする。」というふうに定められているわけですが、ここに定められている「関係事業者その他利害関係者」といつたものはどういう範囲を想定されているのか、御見解をお伺いしたいと思います。

○太田(信)政府委員 四十四条の意見聴取につきましては、特定事業者の方々、義務を負われる

方、それから市町村、自治体の方あるいは消費者の方々を想定して、関係事業者その他利害関係者として、必要があると認めるときは意見を聞くと

いうふうに考えております。

○上田(勇)委員 先ほどの、ちょっと前のこの質問の議論の中で、指定法人の必要性の一つとして、現在不法投棄の問題であるとかそういうことで、現在不法投棄の問題であるとかそういうことを防ぐという意味での

目的も含まれているというようなお話をあつたと

いうふうに思いますけれども、これは、私が理解しているところでは、この指定法人というのにはあくまで仲介的な役割というふうに思いますが、これまで仲介的な役割というふうに思いますが、私が理解しているところでは、この指定法人というのにはあくまで仲介的な役割というふうに思いますが、私が理解

しているところでは、この指定法人というのにはあくまで仲介的な役割というふうに思いますが、私が理解

す。これは中小企業基本法の規定に基づく売上高で決まるということでありますけれども、その適用除外される事業者の割合というのでしょうか。

これはどの程度なのか。

また、その除外される、多分これは事業者の数からいうとかなりの割合になるのじゃないかと思うのですが、それによってその除外される廃棄物が例えばこの法案の目的を十分に達成できないよ

うのですが、それによってその除外される廃棄物が例えばこの法案の目的を十分に達成できないよ

うなところまで除外されてしまうのじゃないかと

いうふうに思いますけれども、これは、私が理解

しているところでは、この指定法人というのにはあくまで仲介的な役割というふうに思いますが、私が理解

わけありますが、その点について御見解をお伺いしたいと思います。

中小企業基本法に基づき、経済的、社会的不利益を是正するということで政策をいろいろ講じています。

わけですか、中小企業基本法二十一条によりま

して、小規模企業については特段の配慮をする

ことと位置づけられていますが、そのため踏まえ、か

うなところまで除外されてしまうのじゃないかと

いうことになります。つまり、百十二万の事業者、確かにお金の多寡ではない

いうようなことも懸念されるわけですが、適用除外をちょうどとお教えいただきたいと思います。

○太田(信)政府委員 今回の法案に基づく新しいシステムに基づく特定事業者は約十九万社でござりますが、今回の法案で適用除外となる小規模企

業者の数は約百十二万社になります。この百十二万社の事業者の使用する容器包装の量は、約一割強というふうに試算しております。

○上田(勇)委員 ということを考えれば、一割程度であれば私もこの法律の目的を損なうというよ

うな割合ではないというふうに思いますが、逆に

その再商品化あるいは処理についての作業とい

うのは、またさらに業者に委託するということにな

ると思うのですが、この辺についてはどういう考

えで業務を行おうと考えか、ちょっと所見をお伺い

したいと思います。

○太田(信)政府委員 指定法人は、おっしゃられ

るように、特定事業者の委託を受けて、さらには

わゆる特定分別基準適合物、容器包装、ガラスと

その再商品化あるいは処理についての作業とい

うのは、またさらに業者に委託するということにな

ると思うのですが、この辺についてはどういう考

えで業務を行おうと考えか、ちょっと所見をお伺い

したいと思います。

ただ、他方、いろいろな方の御意見を伺う中

で、規模が小さい大きいにかかわらず、どうして

もリサイクルの問題、環境の問題についてはある

程度のちゃんとした責任を負わせる必要があるん

じゃないか。もちろん、実際にかかった費用を微

少するということを考えれば、ある程度のそ

ういう適用除外をするということについて、その趣

旨は十分理解するものであります。

ただ、他方、いろいろな方の御意見を伺う中

で、規模が小さい大きいにかかわらず、どうして

もリサイクルの問題、環境の問題についてはある

程度のちゃんとした責任を負わせる必要があるん

じゃないか。もちろん、実際にかかった費用を微

少するということを考えれば、ある程度のそ

ういう適用除外をするということについて、その趣

旨は十分理解するものであります。

ただ、他方、いろいろな方の御意見を伺う中

で、規模が小さい大きいにかかわらず、どうして

もリサイクルの問題、環境の問題についてはある

程度のちゃんとした責任を負わせる必要があるん

じゃないか。もちろん、実際にかかった費用を微

少するということを考えれば、ある程度のそ

ういう適用除外をするということについて、その趣

るときには、国で定めた基本方針に即し、再商品化計画を勘案して定めるというふうになつてゐるわけあります。これはちよつと実態はどうなのがわかりませんが、どういうふうに運用されるかということは別といたしまして、この法律を見ますと、やはりどうしてもトップダウンというような感じがいたします。

例えは逆の発想をして、市町村が非常にごみの処理に困つて、分別収集をどんどんしたいといつたときに、逆にそした要求が上がつてくれれば、その再商品化の技術の進歩も促進されるということがあるでしょうし、何か設備をつくったときの運転効率なども高まつてより経済的にも見合つうものができます。そういうことも考えられるわけであります。

そういう意味で、もちろんこれは法律上のことで、実際の運用に当たつては双方面といふ、情報交換が欠かせないことではあると思うんですが、この法律の中で、国が定める再商品化計画について、市町村の分別計画あるいは都道府県の促進計画ですか、こうしたものを作り勘案してといふふうな形を含めるべきじゃないかというふうにも思ひます。

○小林(秀)政府委員 主務大臣の定める基本方針は、容器包装にかかる分別収集及び再商品化を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する国としての基本的な考え方を示すものでございます。また、再商品化計画は、基本方針に即して容器包装廃棄物の再商品化を行うための施設の設置の見込みを示すものでありまして、市町村が分別収集計画を策定するため、国全体で再商品化を行うための施設がどの程度設置されていくのか、これも市町村が分別収集を行なうかどうかの判断を拘束するものではなくて、基本的な指針として市町村の参考として示すものであり、地域の実情を

無視するようなことはないものであるというふうに思つておるところでございます。

○上田(勇)委員 もちろん地域の実情を無視するということではないと思うんですが、ちょっとさつきも申し上げたんです、やはり再商品化計画、こつ再商品化できる、例えば法律で書かれていたことでもって定められるというような形に受け取れるわけであります。

これはいわゆるサプライヤーからの提案で、それに基づいて、じや、市町村がどういう形で収集をするかを決めるというようなことになつていて、と思うんですが、これはむしろ——そういった面も確かにあります。集めたけれども再商品化できなければもつとひどい状況になるわけでありますけれども、逆にただ、集めたいというふうな需要、そういうもののがどの程度あるのか。あるいは、その設備に投資する、技術を開発するために投資するということも、そういうふうに思ひます。

市町村での分別収集についての考え方というのをもう重要な判断材料になるんじゃないかと思うんですね。そういう再商品化の設備投資、技術開発等においても、そういうふうに思ひます。

○小林(秀)政府委員 主務大臣の定める基本方針は、容器包装にかかる分別収集及び再商品化を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する国としての基本的な考え方を示すものでございます。また、再商品化計画は、基本方針に即して容器包装廃棄物の再商品化を行うための施設の設置の見込みを示すものでありまして、市町村が分別収集計画を策定するため、国全体で再商品化を行なうための施設がどの程度設置されていくのか、市町村に参考として示すものでございます。

このように、基本方針及び再商品化計画は、いずれも市町村が分別収集を行なうかどうかの判断を拘束するものではなくて、基本的な指針として市町村の参考として示すものであり、地域の実情を

周知しながら検討していかなければいけない」とだというふうに思つて次第であります。

そういう意味で、来週連合審査ということで、いろいろ幅広い委員会からの御意見も承ることが決定しました。これは非常にいいことではないかと思います。その意味で、ぜひとも国会の場においても、またさらに幅広く国民的な議論を起こして、この法律の目指しているリサイクル社会の実現に向けて取り組んでいかなければいけないということを強く感じるものであります。

そういう意味で、ぜひともさらなる議論を当委員会また連合審査においても行えるよう期待していきます。

時間でございますので、これで質問を終わらせたいただきます。

○白川委員長 大変にありがとうございました。

○白川委員長 本日の質疑は、以上で終了いたしました。

○白川委員長 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員異動に伴い、現在理事が一名欠員になつておりますので、その補欠選任を行ないたと存じますが、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に鳩山由紀夫君を指名いたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時二十一分散会

（定義）

第一条 この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装であつて、当該商品が費消費され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。

第二条 この法律において「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器であるものとして主務省令で定めるものをいう。

第三条 この法律において「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。

第四条 この法律において「容器包装廃棄物」とは、容器包装が一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）となつたものをいう。

第五条 この法律において「分別収集」とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮その他厚生省

等に関する法律案

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

令で定める行為を行うことをいう。

6 この法律において「分別基準適合物」とは、市町村が第八条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、厚生省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聽いて指定する施設において保管されているもの(有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。)をいう。

7 この法律において「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分(以下「容器包装区分」という。)ごとに主務省令で定めた分別基準適合物をいう。

8 この法律において分別基準適合物について「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。

一 自ら分別基準適合物を製品(燃料として利用される製品)にして利用すること。

二 自然燃料以外の用途で分別基準適合物を利用すること。

三 分別基準適合物について、第一号に規定する製品としてそのまま使用すること。

四 分別基準適合物について、第一号に規定する製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。

5 この法律において容器包装について「用いる」とは、次に掲げる行為をいう。

6 その販売する商品を容器包装に入れ、又は容器包装で包む行為(他の者(外国為替及び外汇管理法(昭和二十四年法律第二百二十九号)第六条に規定する非居住者を除く。以下この項及び次項において同じ。)の委託(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)を受けて行うものを除く。)

7 その販売する商品で容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれたものを輸入する行為

(他の者の委託を受けて行うものを除く。)

三 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

10 この法律において特定容器について「製造等」とは、次に掲げる行為をいう。

一一 特定容器を製造する行為(他の者の委託(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)を受けて行うものを除く。)

一二 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

11 この法律において「特定容器利用事業者」とは、その事業収益事業であつて主務省令で定めるものに限る。(以下同じ。)において、その販売する商品について、特定容器を用いる事業者であつて、次に掲げる者以外の者をいう。

一二 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二 容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等の基本的方針

二 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二 地方公共団体

二 地方公共団体

二 特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政手続の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

四 中小企業基本法(昭和三十八年法律第二百五十四号)第二十三条规定する小規模企業者

四 分別基準適合物の再商品化等の促進のための方策に関する事項

五 円滑かつ効率的な容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化のために必要な調整に関する事項

六 環境の保全に資するものとしての分別基準適合物の再商品化等の促進等に関する重要事項

七 その他容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化等の意義に関する知識の普及に係る事項

八 この法律において「用いる」とは、次に掲げる行為をいう。

九 この法律において容器包装について「用いる」とは、次に掲げる行為をいう。

10 この法律において「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。

11 この法律において「分別基準適合物」とは、その事業において、その販売する商品について、特定包装を利用する事業者(以下この項において同じ。)を定める各号に掲げる者以外の者をいう。

12 この法律において「特定容器製造等事業者」とは、特定容器の製造等の事業を行つ者であつて、前項各号に掲げる者以外の者をいう。

13 この法律において「特定包装利用事業者」とは、その事業において、その販売する商品について、特定包装を利用する事業者であつて、第十

第三条 主務大臣は、容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

第四条 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二 国は、物品の調達に当たつては、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使

用した物の利用を促進するよう必要な考慮を払

うものとする。

三 国は、容器包装に関する情報の収集、整理及

び活用、容器包装廃棄物の分別収集、分別基準

適合物の再商品化の促進等の基本的方針

二 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策

二 容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化を促進するための研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

三 容器包装廃棄物の分別収集に積極的に取り組むべき地域に関する事項及び容器包装廃棄物の分別収集の促進のための方策に関する事項

四 分別基準適合物の再商品化等の促進のための方策に関する事項

五 円滑かつ効率的な容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化のために必要な調整に関する事項

六 環境の保全に資するものとしての分別基準適合物の再商品化等の促進等に関する重要な事項

七 その他容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化等の意義に関する知識の普及に係る事項

八 この法律において「用いる」とは、次に掲げる行為をいう。

九 この法律において容器包装について「用いる」とは、次に掲げる行為をいう。

10 この法律において「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。

11 この法律において「分別基準適合物」とは、その事業において、その販売する商品について、特定包装を利用する事業者(以下この項において同じ。)を定める各号に掲げる者以外の者をいう。

12 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えることによつて、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

13 都道府県及び市町村は、國の施策に準じて、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第五条 国は、容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第六条 市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七条 主務大臣は、基本方針に即して、主務省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする分別基準適合物の再商品化に関する計画(以下「再商品化計画」という。)を定めなければならぬ。

第八条 第七条の規定による再商品化計画は、その事業において、その販売する商品について、特定包装を利用する事業者(以下この項において同じ。)を定める各号に掲げる者以外の者をいう。

第九条 事業者及び消費者の責務

一 事業者及び消費者は、繰り返して使用す

ることが可能な容器包装の使用、容器包装の過

剰な使用的抑制等の容器包装の使用の合理化に

より容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等によ

り容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。

第十条 第七条の規定による再商品化計画

一 事業者及び消費者は、その事業において、その販売する商品について、特定包装を利用する事業者(以下この項において同じ。)を定める各号に掲げる者以外の者をいう。

二 事業者及び消費者は、その事業において、その販売する商品について、特定包装を利用する事業者(以下この項において同じ。)を定める各号に掲げる者以外の者をいう。

三 事業者及び消費者は、その事業において、その販売する商品について、特定包装を利用する事業者(以下この項において同じ。)を定める各号に掲げる者以外の者をいう。

四 事業者及び消費者は、その事業において、その販売する商品について、特定包装を利用する事業者(以下この項において同じ。)を定める各号に掲げる者以外の者をいう。

(国の責務)

二 国は、教育活動、広報活動等を通じて、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する情報の収集、整理及び活用、容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等の促進に資する科学技術の振興を図るための研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

三 国は、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化等を促進するための研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

四 国は、商品化の促進等に関する国民の理解を深め、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

五 国は、商品化の促進等に関する国民の理解を深め、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

六 国は、商品化の促進等に関する国民の理解を深めなければならない。

七 国は、商品化の促進等に関する国民の理解を深めなければならない。

八 国は、商品化の促進等に関する国民の理解を深めなければならない。

九 国は、商品化の促進等に関する国民の理解を深めなければならない。

一〇 国は、商品化の促進等に関する国民の理解を深めなければならない。

物ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各年度において再商品化がされる当該特定

分別基準適合物の量の見込み

二 当該特定分別基準適合物の再商品化をする

ための施設の設置に関する事項

三 当該特定分別基準適合物の再商品化の具

的方策に関する事項

四 その他当該特定分別基準適合物の再商品化

の実施に関し重要な事項

主務大臣は、再商品化計画を定め、又はこれ

を変更したときは、遅滞なく、これを公表しな

ければならない。

#### 第四章 分別収集

##### (市町村分別収集計画)

第八条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画(以下「市町村分別収集計画」といいう。)を定めなければならない。

2 市町村分別収集計画においては、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関して、各年度における容器包装廃棄物の排出量を見込み

二 容器包装廃棄物の排出の抑制の方策

##### (に関する事項)

三 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

四 各年度において得られる分別基準適合物の量及び第二条第六

特定分別基準適合物ごとの量及び第一項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

五 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

六 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

### 七 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に

#### 関し重要な事項

3 市町村分別収集計画は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定めるとともに、当該市町村が廃棄物処理法第六条第一項の規定により定める一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。

4 市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村分別収集計画の提出を受けたときは、市町村に対し、分別収集の実施に関する助言その他必要な援助をすることができる。

#### (都道府県分別収集促進計画)

第九条 都道府県は、厚生省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする当該都道府県の区域内の容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画(以下「都道府県分別収集促進計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県分別収集促進計画においては、当該都道府県の区域内の容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画(以下「都道府県分別収集促進計画」という。)を定めなければならない。

6 厚生大臣は、前項の規定によりすべての都道府県から都道府県分別収集促進計画の提出を受けたときは、第二項第二号に規定する特定分別基準適合物ごとの量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの総量を公表しなければならない。

7 厚生大臣は、第五項の規定により都道府県分別収集促進計画の提出を受けたときは、都道府県に対し、助言その他必要な援助をすることができる。

#### (容器包装廃棄物の分別収集等)

第十条 市町村は、市町村分別収集計画を定めたときは、これに従つて容器包装廃棄物の分別収集をしなければならない。

2 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をするときは、当該市町村の区域内において容器包装廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準を定めるとともに、これを周知させるために必要な措置を講じなければならない。

3 前項に規定する分別の基準が定められたときは、当該市町村の区域内において容器包装廃棄物を排出する者は、当該基準に従い、容器包装廃棄物を適正に分別して排出しなければならない。

4 第二項に規定する分別の基準を定めた市町村

### 分別収集に関する情報の交換の促進その他の

#### 分別収集の促進に関する事項

3 都道府県分別収集促進計画は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定めなければならない。

4 都道府県分別収集促進計画(第二項第一号から第三号までに係る部分に限る。)は、当該都道府県の区域内の市町村の定める市町村分別収集計画(前条第二項第一号及び第四号に係る部分に限る。)に適合するものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県分別収集促進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

6 厚生大臣は、前項の規定によりすべての都道府県から都道府県分別収集促進計画の提出を受けたときは、第二項第二号に規定する特定分別基準適合物ごとの量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの総量を公表しなければならない。

7 厚生大臣は、第五項の規定により都道府県分別収集促進計画の提出を受けたときは、都道府県に対し、助言その他必要な援助をすることができる。

#### 第五章 再商品化の実施

##### (特定容器利用事業者の再商品化義務)

第十一條 特定容器利用事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その事業において用いる特定容器第十八条第一項の認定に係る特定容器及び本邦から輸出される商品に係る特定容器を除く。次項第二号ロを除き、以下この

条件において同じ。)が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量

の再商品化をしなければならない。

2 前項の再商品化義務量は、特定分別基準適合容器を除く。次項第二号ロを除き、以下この

条件において同じ。)が属する容器包装区分に係る特定容器第十二条第一号に掲げる量とする。

3 特定容器及び本邦から輸出される商品に係る特定容器を除く。次項第二号ロを除き、以下この

条件において同じ。)が属する容器包装区分に係る特定容器第十二条第一号に掲げる量とする。

4 特定容器及び本邦から輸出される商品に係る特定容器を除く。次項第二号ロを除き、以下この

条件において同じ。)が属する容器包装区分に係る特定容器第十二条第一号に掲げる量とする。

5 特定容器及び本邦から輸出される商品に係る特定容器を除く。次項第二号ロを除き、以下この

条件において同じ。)が属する容器包装区分に係る特定容器第十二条第一号に掲げる量とする。

6 特定容器及び本邦から輸出される商品に係る特定容器を除く。次項第二号ロを除き、以下この

条件において同じ。)が属する容器包装区分に係る特定容器第十二条第一号に掲げる量とする。

は、廃棄物処理法第六条の二第六項に規定する手数料の額を定める場合において当該分別の基準に従い適正に分別して排出される容器包装廃棄物以外の一般廃棄物の排出量を勘案する等当該市町村の区域内において容器包装廃棄物を排出する者が当該分別の基準に従い容器包装廃棄物を適正に分別して排出することを促進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 第二項に規定する分別の基準を定めた市町村において得られる第

二条第六項に規定する主務省令で定める物について、各年度における市町村別の量の見込

み及び当該見込量を合算して得られる量

は、当該市町村の区域内において容器包装廃棄物を排出する者は、当該基準に従い、容器包装

廃棄物を適正に分別して排出しなければならぬ。

イ 前号に掲げる量のうち、当該業種に属する事業において当該特定容器を用いる特定

容器利用事業者又は当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器の製造等をする特定容器製造等事業者により再商品

化がされるべき量の占める比率として主務大臣が定める比率

口 当該業種に属する事業において当該特定容器を用いた商品の当該年度における販売見込額の総額を、当該総額と製造等をされた当該特定容器であつて当該業種に属する事業において用いられるものの当該年度における販売見込額の総額との合算額で除して得た率を基礎として主務大臣が定める率

ハ 当該特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において用いる当該特定容器の当該年度において販売する商品に用いる量の当該年度における販売見込額との合算額で除して得た率を基礎として主務大臣が定める率

(特定容器製造等事業者の再商品化義務)

第十二条 特定容器製造等事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その製造等をする特定容器及び本邦から輸出される特定容器を除く。以下この条において同じ。)が属する特定容器の第十八条第一項の認定に係る特定容器及び本邦から輸出される特定容器を除く。

以下この条において同じ。)が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。

2 前項の再商品化義務量は、特定分別基準適合物ごとに、第一号に掲げる量に第二号に掲げる率を乗じて得た量に相当する量とする。

一 前条第二項第一号に掲げる量

二 当該特定容器製造等事業者が当該業種に属する事業において用いる当該特定容器の当該年度における販売見込額との合算額で除して得た率を乗じて得た量に相当する量とする。

一 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有すること。

一 当該再商品化に係る次項第五号に掲げる量から同号に掲げる量を控除して得た量

二 当該特定容器製造等事業者がその事業において用いる当該特定容器に係る特定容器の用いられる事業が属する前条第二項第二号に規定する主務省令で定める業種ごとに、イに掲げる比率にロに掲げる率を乗じて得た率にハに掲げる量をニに掲げる量で除して得た率を乗じて得られる率を算定し、これらの業種ごとに算定した率を合算して得られる率

イ 前条第二項第二号イに掲げる比率を控除して得た率

ハ 当該特定容器製造等事業者が製造等をする当該特定容器であつて当該業種に属する事業において用いる当該特定容器の当該年度における販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務省令で定めるところにより算定される量

三 すべての特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定包装の当該年度において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務大臣が定める量

(再商品化したものとみなされる場合)

第十四条 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者が、第十二条から前条までに規定する再商品化義務量の全部又は一部の再商品化について第二十一条第一項に規定する指定法人と第二十三条第一項に規定する再商品化契約を締結し、当該契約に基づく自らの債務を履行したときは、当該特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者は、その委託した量に相当する当該特定分別基準適合物の量について再商品化をしたものをのみなす。

3 前号の容器包装区分に係る特定分別基準適合物の第十二条から第十三条までに規定する再商品化義務量

四 当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物

五 前号の特定分別基準適合物の量及び当該特定分別基準適合物の市町村別の量

六 当該認定に係る再商品化に必要な行為を実施する者及び当該再商品化の用に供する施設

主務大臣は、第一項の認定の申請に係る再商品化が同項各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認定をするものとする。

(再商品化的認定)

第十五条 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者は、第十二条から第十三条までに規定する再商品化義務量の全額又は一部について再商品化をしようとするとき(第二十一条第一項に規定する指定法人以外の者に委託して再商品化をしようとするときを含む。)は、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、再商品化をしなければならない。

一 主務省令で定める基準に適合すること。

二 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有すること。

三 当該再商品化に必要な行為を実施する者が主務省令で定める特定分別基準適合物の量を第三号に掲げる量で除して得た率を乗じて得た量に相当する量とする。

一 第十二条第二項第一号の再商品化義務量から同号に掲げる量を控除して得た量

二 当該特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定分別基準適合物に係る特定包装の当該年度において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務省令で定めるところにより算定される量

三 すべての特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定包装の当該年度において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務大臣が定める量

(特定包装利用事業者の再商品化義務)

第十三条 特定包装利用事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その事業において用いる特定包装(第十八条第一項の認定に係る特定包装)の量に特定分別基準適合物の責任比率を乗じて得た量を超えるときは、当該乗じて得た量を基礎として主務大臣が定める量とする。

第十六条 前条第一項の認定を受けた特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者は、前条第一項第三号から第六号ま

<p>でに掲げる事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第十七条 主務大臣は、第十五条第一項の認定に係る再商品化が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>(自主回収の認定)</p> <p>第十八条 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者は、その用いる特定容器、その製造等をする特定容器又はその用いる特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収するときは、主務大臣に申し出て、その行う特定容器又は特定包装の回収の方法が主務省令で定める回収率を達成するために適切なものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定を受けた者の名称及び住所並びにその回収する特定容器又は特定包装の種類、量及びその回収の方法を公示するものとする。</p> <p>3 主務大臣は、第一項の認定に係る回収の方法が同項に規定する主務省令で定める回収率を達成するため不適切なものとなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第十九条 主務大臣は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対し、第十二条から第十三条までに規定する再商品化義務量の再商品化の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該再商品化の実施に關し必要な指導及び助言をことができるものとする。</p> <p>(勧告及び命令)</p> <p>第二十条 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する再商品化をしない特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に勧告及び命令する。</p>
<p>業者(第三十九条を除き、以下「特定事業者」という。)があるときは、当該特定事業者に対する再商品化をすべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(第六章 指定法人)</p> <p>(指定等)</p> <p>第二十一条 主務大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務(以下「再商品化業務」という。)を適正かつ確実に行なうことができると認められるものを、その申請により、再商品化業務を行なう者(以下「指定法人」という。)として指定することができる。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>(業務)</p> <p>第二十二条 指定法人は、特定事業者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化をするものとする。</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第二十三条 指定法人は、主務大臣の認可を受けた場合に限り、再商品化業務に關し主務省令で定めるところにより、再商品化業務の適正な運</p>
<p>て、前条の委託に係る契約(以下「再商品化契約」という。)の締結及び当該委託に係る料金(以下「委託料金」という。)の收受に關し必要な業務の一部を特定事業者の加入している団体で政令で定めるものに委託することができる。</p> <p>2 前項の認可があつた場合には、同項の政令で定める団体は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。</p> <p>(再商品化業務規程)</p> <p>第二十四条 指定法人は、再商品化業務を行うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令で定める事項について再商品化業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>3 指定法人は、再商品化業務の実施方法及び委託料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。</p> <p>二 指定法人及び指定法人との間に再商品化契約又は分別基準適合物の再商品化の実施の契約を締結する者の責任並びに委託料金の收受に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと。</p> <p>三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>四 関連事業者及び一般消費者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。</p> <p>3 主務大臣は、第一項の認可をした再商品化業務規程が再商品化業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その再商品化業務規程を変更すべきことを命ずることができるものとする。</p>
<p>(事業計画等)</p> <p>第二十五条 指定法人は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、再商品化業務に關し主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再商品化契約を解除してはならない。</p> <p>(秘密保持義務)</p> <p>第二十六条 指定法人は、主務省令で定めることのできない場合は、再商品化業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。</p> <p>(業務の休止)</p> <p>第二十七条 指定法人は、再商品化契約の申込者が再商品化契約を締結していたことがある者である場合において、その者につき、支払期限を超えてまだ支払われていない委託料金があるとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再商品化契約の締結を拒絶してはならない。</p> <p>2 指定法人は、再商品化契約を締結した特定容器利用事業者が再商品化契約に係る特定容器を用いた商品を販売しなくなつたとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再商品化契約を解除してはならない。</p> <p>(帳簿)</p> <p>第二十八条 指定法人は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、再商品化業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(報告及び立入検査)</p> <p>第二十九条 指定法人は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、再商品化業務に關して主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p> <p>(第三十条 主務大臣は、再商品化業務の適正な運</p>

営を確保するためには必要な限度において、指定法人に対し、再商品化業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人的事務所に立ち入り、再商品化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十一条 主務大臣は、この章の規定を施行するためには必要な限度において、指定法人に対し、再商品化業務に関し監督上必要な命令をすことができる。

(指定の取消し等)

第三十二条 主務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十一条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。  
一 再商品化業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。  
二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定若しくは該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき、又は第二十四条第一項の認可を受けた同項に規定する再商品化業務規程によらないで再商品化業務を行つたとき。  
2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(第七章 雜則)

(国等の措置)

第三十三条 第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる者は、その事業において用いる容器包装が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、この法律の趣旨にのつとり、適合物について、この法律の趣旨にのつとり、

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(再商品化に要する費用の価格への反映)

第三十四条 国は、容器包装廃棄物の減量及び容器包装に係る資源の有効利用を図るために再商品化に要する費用を商品の価格に適切に反映させることが重要であることにかんがみ、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

(市町村長の申出)

第三十五条 容器包装廃棄物の分別収集を行つてゐる市町村の長は、当該分別収集に係る分別基準適合物について再商品化がされないおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その旨を申し出ることができる。

(再商品化により得られた物の利用義務等)

第三十六条 分別基準適合物の再商品化により得られた物を利用することができる事業を行つ者は、再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)で定めるところにより、これを利用する義務を課せられるものとする。  
2 その事業において容器包装を用いる事業者及び容器包装の製造、加工又は販売の事業を行う者は、再生資源の利用の促進に関する法律で定めたところにより、その事業に係る容器包装のうち容器包装廃棄物として排出されたものの分別収集を促進し、及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずる義務を課せられるものとする。

(廃棄物処理法の特例等)

第三十七条 指定法人 第十五条第一項の認定を受けた特定事業者又はこれらの者の委託を受けた分別基準適合物の再商品化に必要な行為(一般廃棄物の運搬又は再生に該当するものに限る。)を業として実施する者(当該認定を受けた

特定事業者から委託を受ける者にあつては、第十五条第二項第六号に規定する者である者に限り、(以下この条において「都」と「市町村の長」とある。)は、廃棄物処理法第七条第一項又は同条第四項の規定にかかわらず、これらの規定による特許を受けないで、当該行為を業として実施することができる。

2 指定法人は、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならぬ。  
(帳簿)

第三十八条 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、特定容器を用いた商品の販売、特定容器の製造等又は特定包装を用いた商品の販売及び分別基準適合物の再商品化に係る主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第三十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対し、特定容器を用いた商品の販売及び分別基準適合物の再商品化に係る事業、特定容器の製造等の事業又は特定包装を用いる事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(特別区に関する特例)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第四十一条 特別区の存する区域にこの法律の規

定を適用する場合には、この法律の規定中「市町村」とあるのは「都」と「市町村の長」とあり、及び「市町村長」とあるのは「都知事」とする。

第四十二条 厚生大臣は、第二条第六項の厚生省令を定めようとするときは、通商産業大臣、大蔵大臣及び農林水産大臣に協議しなければならない。  
(主務大臣等)

第四十三条 この法律における主務大臣は、厚生大臣、通商産業大臣、大蔵大臣及び農林水産大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

一 第三条第一項の規定による基本方針の策定並びに同条第三項の規定による基本方針の変更及び公表に関する事項 厚生大臣、通商産

業大臣、大蔵大臣、農林水産大臣及び環境庁長官

二 第十一条第二項第二号ロの規定による率の決定、同号ニの規定による量の決定、第十三条第一項第二号の規定による量の決定、第十五条第一項及び第三項に規定する認定、同条第二項の規定による書類の受理、第十六条第

一項に規定する変更の認定、第十七条の規定による認定の取消し、第十八条第一項に規定する認定、同条第二項の規定による公示、同条第三項の規定による認定の取消し、第十九条に規定する指導及び助言、第二十条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公示、同条第三項の規定による命令、第三十九条の規定による報告の徴収並びに第四十条の規定による立入検査に関する事項 厚生大臣、通商産業大臣及び当該特定容器利用事業者若しくは当該特定容器利用事業者が特定容器若しくは特定包装を用いて行う事業又は当該特定容器製造等事業者が行う特定容器製造等の事業を所管する大臣

三 第十二条第二項第二号ニの規定による量の

決定及び第三十五条の規定による市町村長の申出に関する事項 厚生大臣及び通商産業大臣

この法律における主務省令は、厚生大臣、通商産業大臣、大蔵大臣及び農林水産大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるとおりとする。

第一 条款 第二項第二号ハ、第十三条第二項

第二号及び第十五条第一項第一号から第三号までの主務省令 厚生大臣、通商産業大臣及び当該特定容器利用事業者若しくは当該特定

包装利用事業者が特定容器若しくは特定包装を用いて行う事業又は当該特定容器製造等事業者が行う特定容器の製造等の事業を所管する大臣の発する命令

第二 条款 第十項第一号、第十二条第一項、同一条第二項第二号ハ、及び第三十五条の主務省令 厚生大臣及び通商産業大臣の発する命令

第三十九条及び第四十条の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に委任することができる。

(意見聴取)  
第四十四条 主務大臣は、第十一條から第十三条までに規定する主務省令、比率、率若しくは量を定め、又は第二十四条第一項若しくは第二十五条第一項の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係事業者その他利害関係者の意見を聞くものとする。  
(経過措置)  
第四十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置、罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の許可を受けないで再商品化業

務の全部を廃止したとき。

二 第二十九条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第三十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

五 第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第四十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の刑を科する。

(附 则)

第一 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

二 第十条、第五章、第三十三条から第三十六

条まで、第三十八条から第四十条まで、第四

十六条、第四十八条及び附則第五条(厚生省

設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)第六

条第二十七号の二の次に一号を加える改正規

定「再商品化の認定を行い、及びその認定

を取り消し、特定容器又は特定包装の自主回

收の認定を行い、及びその認定を取り消し

に係る部分に限る。)に限る。)の規定 公布の

日から起算して二年を超えない範囲内におい

て政令で定める日

(適用除外期間)

第二条 第十一條から第十三条までの規定は、中小企業基本法第二条に規定する中小企業者その他政令で定める者に該当する特定事業者につ

いては、平成十二年三月三十一日までの間は、適用しない。

第三条から第五章まで、第三十三条及び第三十五条から第四十条までの規定は、容器包装のうち、主として紙製のもの及び主としてプラスチック製のものであつて政令で定めるものについては、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。

第四条 中第二十七号の三を第二十七号の四とし、第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 容器包装に係る分別収集及び再

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第

十八号)を「エネルギー等の使用的の合理化

及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に

関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)及び

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等

に関する法律(平成七年法律第

号)に改める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後十年を経過し

た場合において、第五章、第六章及び第三十八

条から第四十条までの規定の施行の状況につい

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置

を講ずるものとする。

(大蔵省設置法の一部改正)

十四条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四

十四号)の一部を次のようにより改正する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に掲げる日から施行する。

二 第十条、第五章、第三十三条から第三十六

条まで、第三十八条から第四十条まで、第四

十六条、第四十八条及び附則第五条(厚生省

「及び」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第五条 厚生省設置法の一部を次のように改正す

る。

第五条第二十八号中「及びエネルギー等の使

用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活

動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第

十八号)を「エネルギー等の使用的の合理化

及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に

関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)及び

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等

に関する法律(平成七年法律第

号)に改める。

第六条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第

百五十三号)の一部を次のようにより改正する。

第七条 農林水産省設置法(昭和二十七年法律第

百五十三号)の一部を次のようにより改正する。

第八条 農林水産省設置法(昭和二十七年法律第

百五十三号)の一部を次のようにより改正する。

第九条 農林水産省設置法(昭和二十七年法律第

百五十三号)の一部を次のようにより改正する。

第十条 農林水産省設置法(昭和二十七年法律第

百五十三号)の一部を次のようにより改正する。

第十一条 農林水産省設置法(昭和二十七年法律第

百五十三号)の一部を次のようにより改正する。

第十二条 農林水産省設置法(昭和二十七年法律第

百五十三号)の一部を次のようにより改正する。

第十三条 農林水産省設置法(昭和二十七年法律第

百五十三号)の一部を次のようにより改正する。

第十四条 農林水産省設置法(昭和二十七年法律第

百五十三号)の一部を次のようにより改正する。

第十五条 農林水産省設置法(昭和二十七年法律第

百五十三号)の一部を次のようにより改正する。

第十六条 農林水産省設置法(昭和二十七年法律第

百五十三号)の一部を次のようにより改正する。

商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第  
八号)の施行に関すること。

(環境庁設置法一部改正)

第八条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十  
八号)の一部を次のようにより改正する。

第四条中第五号の四を第五号の五とし、第五  
号の三の次に次の一号を加える。

五の四 容器包装に係る分別収集及び再商品  
化の促進等に関する法律(平成七年法律第  
号)による基本方針の策定、変更及

び公表に関する事務で所掌に属するものを  
処理すること。

理由

一般廃棄物の発生量が増大し、及び再生資源の  
利用が十分に行われていない状況にかんがみ、一  
般廃棄物の相当部分を占め、かつ、再生資源とし  
ての利用が技術的に可能な容器包装について、基  
本方針、分別基準適合物の再商品化に関する計  
画、市町村分別収集計画、都道府県分別収集促進  
計画、特定事業者の義務及び指定法人に関する事  
項を定めること等により、廃棄物の適正な処理及  
び資源の有効な利用の確保を図る必要がある。こ  
れが、この法律案を提出する理由である。